

第十篇 終戦の経緯

第一章 鈴木内閣の成立

1 天皇の御憂慮

昭和二十年八月初旬、日本は軍官民を挙げて敵の本土侵襲を撃退するための準備の完成に最終的最善の努力を傾けていた。しかし此の本土決戦準備の反面においては、あたかも青天の霹靂の如く広島に投下されたところの原子爆弾とソ連の対日参戦を契機として、ポツダム宣言を受諾して戦争を終結するか否かについて日本の最高指導層の内部に猛烈な論争を惹き起していた。今や日本の終戦への道は敵の一方的条件を呑むか呑まないかという最後の関頭に立つに至った。

〔戦局と終戦構想の変転〕 翻つて考えるに開戦以来、時の政府及び大本営は戦争の終結について大なる考慮を払つてはいたが、その具体的構想の立案は至難であつた。即ち開戦時における終戦構想は未だ具体性を欠き又多分に希望的要素を含むものながら、極東の大陸、南方の要域及び中部太平洋の諸島嶼を含む地域に軍事、政治、経済に亘り長期不敗の態勢を確立し、この間英本国の崩壊及び蔣介石政権の脱落を図り、以て米國をして戦争の継続を断念せしめるにあつたことは第一篇で述べたところである。

しかるにその後欧州における枢軸側戦勢の不振、就中独逸の英本土攻撃能力の喪失、ミッドウェイの敗戦及び南東太平洋方面における戦勢の不利等により、昭和十八年前期頃早くもこの希望的終戦構想の破綻が現われつつあつた。即ち政府及び大本営は同年九月三十日、長期不敗を確保することにより局面の転換を図るという根本趣旨の下に絶対確保すべき国防圏を確定し、依然強力に戦争を遂行すべき方針を採択すると共に、日ソ国交の好転を図り機を見て独ソの

和平を斡旋すべきことを決定した。この決定は日本と中立関係にあるソ連を枢軸側に同調せしめ、延いては戦争を終結に導く機会を握ろうとする含みを持つものであつた。この着想は、既に早くも昭和十七年以来政府大本営間に抬頭し、爾後小磯内閣及び鈴木内閣においても継承されて日本の終戦方法論議の主流となつたものであつた。

しかし、前述の終戦に関する二構想はいずれも終戦の条件としては日本側に有利、少くとも対等の状態を基礎とするものであつた。しかもその条件は、強力なる戦争遂行と巧みなる外交によつて自主的に戦い取ることを前提とするもので、降伏はもちろん強いられた講和をも容認するものではなかつた。従つて戦争指導としては飽くまで継戦に徹し、外交工作は全般の戦争指導を容易ならしめることを目的として行われたのであつた。

〔不安の増大と小磯内閣——和平の底流〕 サイパンの悲劇的敗戦によつて醸し出された東條内閣の退陣の後を承けた小磯内閣は、東條内閣より、より深く且つ真剣に一般的講和の機会の捕捉に苦慮した。事実、小磯首相と協力して組閣すべき大命を拝受したところの米内海相は、日本の戦勢が明瞭に不利なるものと認め、なるべく早い機会に終戦に導くべきである、という判断を私に持つていたようである。又それゆえにこそ近衛公及び岡田大將等の重臣によつて新内閣に送りこまれたのであつた。小磯首相もまた戦局が日本に不利であることを率直に認め、原則的には、有利な条件に恵まれるならば早期に戦争を終結すべきであるとの意見であつた。しかし有利な条件を獲得するためには、当面戦争を強力に遂行して戦局の好転を図ることが先決であつた。従つて小磯内閣の下において、昭和十

九年八月十九日の御前會議で決定された戦争指導の大綱も、結局前内閣のものと同様において略々同様のものであつた。ただ若干異なるのは措置が稍々具体的となつたのと、重光外相の意見によつて挿入された「万一独が崩壊若くは単独和平を為す場合に於ては機を失せずソ連を利用して情勢の好転に努む」の一項目であつた。重光外相は、この項目により独の敗北に際しては、ソ連を利用して一般的講和と工作に進展せしめることを企圖していたようである。

しかるに戦勢は、小磯内閣時代においても急速に悪化の一途を辿つた。小磯首相が戦局好転の希望を托した比島決戦は、昭和十九年末には最早や敗北に終つたことが明瞭であつた。翌二十年の一月六日には、敵の大輸送船団がルソン島のリンガエン湾に向いつつあることが報ぜられ、次いで米機動部隊の仏印攻撃の報がもたらされた。

以上の如く、昭和二十年初頭の戦局は甚だ暗いものであつた。前年八月十九日の戦争指導大綱によれば、戦局予期の如く進展しない場合においても飽くまで戦争を完遂することになつており、捷号作戦失敗の場合に應ずる心構えは一応定められていた。しかし本土決戦計画は、まだ具体化していなかつたことは勿論である。

〔御珍念、重臣の意見を徵せらる〕 かかる情勢は、必然的に戦局の帰趨に関する天皇の憂慮を増大しないではおかなかつた。その結果、天皇は輔弼輔翼の直接責任者たる政府及び大本営首脳以外の重臣の意見を徵することを親ら提案せられるに至つた。一月六日天皇は、内大臣木戸幸一侯に、戦況の進展如何によつては重臣の意向を聴く要なきやを尋ねられた。その時木戸内大臣は、先ず陸海軍統帥部長と懇談せられ、次いで関係閣僚に御質しになり、若し最高方針御決定の要を御認めの場合は、重臣閣僚會議ともいふべき御前會議を開催せらるるを可とする意見を奉答した。

しかし、一月十三日にも重ねて重臣との懇談のお話があり、又重

臣が戦局を憂えていることも明かとなつた。特に近衛公を中心とする和平派には、木戸内府は重臣の意向を天皇に反映せしめる措置を敢て阻止していること非難する向もあることが明かとなつたので、木戸内大臣は二月一日、重臣を天皇に個別拝謁せしめて現下の難局に対する所信を言上せしめることに決定した。しかしこの意見上奏は、軍に対する影響とその反響を考慮して、開戦直前に行われた如く、重臣全員が同時に且つ公式に謁見する方法を避けて、表面上は通常の冬季御機嫌奉伺のための参内と称して個別的に且つ秘密裡に行われることとなつた。

なお当時、近衛公、平沼男、若槻男及び岡田大将の四重臣は、毎月一回位會合して戦局について種々協議しており、その結果は主として岡田大将及び松平康昌内大臣秘書官長のルートを通じ、又時々近衛公自身によつて木戸内大臣に通知されていた。

〔重臣の奉答——個別且つ秘密裡〕 木戸内大臣及び松平恒雄宮内大臣の御膳立により、二月七日には平沼男、九日には広田氏、十四日には近衛公、十九日には若槻男、二十三日には岡田大将、二十六日には東條大将が参内してそれぞれ戦局に関する所信を言上した。なお十九日には、特に牧野伸顯伯も拝謁の上、奏上するところがあつた。阿部大将は総督として朝鮮に在つたので、謁見は行われなかつた。

六人の重臣及び牧野伯は、いずれも天皇の憂慮に対して恐懼の意を表した。近衛公以外の他の重臣は当面の戦争指導を強化して戦果を挙げることある旨を奉答した。本件に関して平沼男、若槻男及び岡田大将は、国力及び施策をより重点的に結集する必要がある旨言上した。広田氏は、対重慶和平工作の余地無きこと及び対ソ中立関係の維持増進の必要を、又牧野伯は、クリミヤまで出向いてルーズベルト大統領がスターリンと会談した事実には十分な考慮を払うを要する旨強調した。東條大将は、連合国は四月二十五日に開催を予定

しているところのサンフランシスコ会議を目標として、対日政略上のあらゆる手を打つて日本の屈伏又は無力化を策するであらうと、先ずその敵情判断を申上げ、次いで現在の戦況は先ず五分五分で、勿論樂觀は出来ないが悲觀の要なしとの戦況判断を言上し、最後に凡百の施策を尽して戦争を完遂する要ある旨奏上した。

更に若槻男及び岡田大将は、右の如く戦争を強力に遂行すると共に我に有利なる時機を作為又は捕捉して講和の手を打つことも考慮するの要ある旨奉答した。

近衛公の奉答は、特に東條大将の奉答とは対蹠的であつた。公は先ず、戦局の見透しに関し遺憾ながら最悪の事態最早や必至なりと前提し、一日も早く戦争終結の方途を講ぜらるる必要ある旨奉答した。

〔近衛の陸軍共產革命論と早期和平論〕 公は、日本が今終戦すれば、海外の論調より判断して国体の護持は可能なるべきも、依然戦争を続行せんか、共產革命を生じ国体の護持も不可能に陥るであろうと強調した。公は、ソ連の共產革命の手は東亞に対しても既に具体化しつつあつて、延安にはモスコから来た岡野（筆者註、野坂参三）を中心に日本解放連盟が組織せられ、又朝鮮独立同盟、朝鮮義勇軍及び台湾先遣隊等と連繫して日本に呼びかけていることを指摘し、更に日本の内部にも、共產革命発生のあらゆる条件が日々具備せられつつあるを強調した。即ち生活の窮乏、労働者発言権の増大、親ソ氣分の抬頭、軍部内一味の革新運動に便乗する所謂新官僚の運動及びこれを背後から操る右翼分子の暗躍が、例証として挙げられた。しかも更に、公は年来の持論たる陸軍による共產革命論をも詳細に言上した。

近衛公の見解によれば、少壮軍人の多数は我が国体と共產主義は両立するものなりと信じ居るものの如く、軍部内革新論の基調も亦ここにありとのことであつた。しかし職業軍人の大部分は中流以下

の家庭出身者にして其の多くは共產的主張を受け入れ易き境遇にある、ただ彼等は軍隊教育にて国体觀念だけは徹底的に叩き込まれあるを以て共產分子は国体と共產主義の両立論で彼等を引き摺らんとしつつあるものと思われとの見解を述べた。更に公によれば、満洲事変、支那事変を起してこれを拡大し、遂に大東亞戦争にまで導いて来たのはこれら軍部内一味の意識的計画なりしこと今や明瞭なりとのことであつた。これら軍部内一味の者の革新論の狙いは必ずしも共產革命に非ずとするも、これを取巻く一部官僚及び民間有志（近衛註、右翼と言うも可、左翼と言うも可、所謂右翼は国体の衣を着けたる共產主義者なり）は意識的に共產革命にまで引きずらんとする意図を包蔵しありと断定した。公は更に語をついで、昨今戦局の危急を告ぐると共に一億玉砕を叫ぶの声次第に勢力を加えつつあるところ、かかる動きの底には、これによりて国内を混乱に陥れ、遂には共產革命を達成せんとする彼等の狙いがある旨の判断を言上した。又公は、軍の一部には、如何なる犠牲を払つてもソ連と手を握るべしとさえ論ずるものあり、又延安との提携を考えおる者ありとの公自身の情報をも上聞に達した。

公はなお言葉を重ねて、終戦工作上最大の障碍は軍部内の彼の一味たるべきことを指摘し、これが一掃方具申するところがあつた。その具体的方法についての天皇の御下問に対して、宇垣、香月、真崎、小畑、石原等の人人の登用が理想的であるが、已むを得なければ阿南、山下両大将を起用され度旨言上した。

最後に天皇より「もう一度戦果を挙げてからでなければ終戦も中々難いと思ふ」との御意見ありたるに對し「その様な戦果が挙げれば誠に結構と存じます、近い将来にそんな機会がありませうか、半年、一年先では役に立たないと存じます」とお答えした。

〔和平論の対立推移〕 かくて天皇は、開戦以来初めて戦局の見透しについて重臣と忌憚なく意見の交換をされた。これは終戦への長

い歩みにおける意義ある一里塚となつたが、特に注目すべきは近衛公の奉答内容であつた。即ち他の戦勢判断は、よしそれが悲観的なものであつても「このままで行けば敗れるであらう」という程度で。ある前提を附していたのに対し、近衛公は必ず敗れるであらうと断定的に奉答し、且つ和平への断乎たる措置を進言した。公の陸軍による共産革命論は恐るべき独善的妄断であり、何等具体的事実のないものであつた。それは尾崎秀実等によつて冀に懲りた公自身、陰を吹いていると見るべきものであつた。しかし、公の本旨はこれを善意に見る時、要は早期和平であり、講和の時期が遅れば遅れるほど日本の地位は悪化して国体の護持も不可能となるという判断をも包含していた。

かかる判断は従来有利な条件又は名誉ある条件を基礎とする考え方と対立するものであつた。この考え方は結局日本のボツダム宣言の受諾にまで進展し、ついには有利な条件を求めんとする考え方を圧倒したのであるが終戦に至るまでの諸々の対立と論争とは、主としてこの二つの構想を繞つて展開されたのであつた。

勿論日本をより良好状態に保全しようとする願望においては両者の間に懸隔なく、昭和十九年後半期以降においては、ひとしく一度の作戦的成功による交渉的講和を願つた。しかし戦勢の推移に伴つて、およそ考慮し得る条件の幅が狭まつて行くに従ひ宿命的な対立を露呈した。即ち早期和平論は深く究極的敗戦を認め傷の小さい間には和を求めようとする傾向を辿り、米内大將及び後の東郷外相を除いては、主として従来戦争指導の直接責任外に立つていた人々によつて強調されるに至つた。これに反し軍部特に統帥部は戦勢の不利は認むるも、何処かの戦場において一度敵に大痛撃を与え、これによつて少しでも有利な条件乃至は名誉ある条件を以て終戦に導くべきであり、又これが不可能であるとは断じ得ないという立場を持続した。

2 小磯内閣の崩壊

〔繆斌工作企圖の不成功〕 天皇の憂慮と小磯内閣の施策とに拘らず、昭和二十年一月以来の日本の政戦略態勢は急速に悪化していつた。即ち二月には硫黄島に敵の来攻を見、次いで四月一日には沖縄に迫つた。連合軍の日本本土に対する重圧は、今やひしひしと感ぜられた。ソ連との関係は改善されるどころか寧ろ悪化することが予想され、大本営はソ連参戦の場合の対策を真剣に研究準備しつつあつた。一方汪政権を通じて行われることになつてゐた蔣介石政権に対する和平工作も久しく停頓の状態にあつた。

ここにおいて小磯首相は三月、対重慶和平工作を促進し、これが成功によつて戦勢の緩和を図ろうと決意した。工作の路線は、重慶政権の国防部長たる何応欽と緊密な関係ありと目せられていた一中国人繆斌を通ずる、蔣介石との直接交渉の線に選定された。

重光外相、杉山陸相、米内海相及び梅津参謀総長は従来行われた幾多の工作の例に徴して、繆斌が果して信頼できる仲介者であるか否かを疑ひ、小磯首相の提案にあまり乗り気ではなかつたが、敢えて反対はせず、結局は同意したので、小磯首相は繆斌を東京に招致して会談した。

この会談の結果、小磯首相は四月二日、重慶政権との和平交渉構想につき単独に上奏したが、天皇が陸、海、外三相に御下問された結果、未だその議の熟していないことが判明したので、天皇もまたあまり乗り気を示されなかつた。日本の戦勢が著しく不利となつてゐることは、重慶側も当然熟知している筈であつた。その場合、全く英米依存の重慶が英米側と話し合うことなしに単独に日本と和平関係に入ることは到底あり得ないというのが当時の常識的な判断であつたのである。

〔陸相兼摂意圖の挫折〕 ともあれ繆斌工作企図が、天皇の完全な

御同意を得るに至らなかったことは、小磯首相にとつては失望であつた。今や小磯首相に残された道は来るべき最後の本土決戦において敵に打撃を与え、その機会を利用して和平の手を打つ以外にはなかつた。これがため小磯首相は国務と統帥との一層の緊密化を必要と考えるに至つた。

小磯首相のこの考え方は組閣以来のものであつた。これが具体化の手段として既述の如く最高戦争指導会議の設置を見、又昭和二十年三月十六日以後は、首相は特旨によつて大本營の議に列することとを許され、作戰について意見を述べ、又作戰の計画及び機密を知り得る地位を与えられていた。その結果、当時毎週概ね二回行われていたところの大本營の作戰会報にも出席していた。

しかしこれらの地位だけでは小磯首相の希望を満たし得なかつた。小磯首相は組閣の当初、統帥の面に強力に干渉することを期待したのであつたが、單に「大本營の議に列する」だけではこれが実現は不可能であつた。即ち事實上、この地位は決定権がないばかりか、一票の力さえなく、單に稍々程度の高いオブザーバーに過ぎなかつた。

かくして小磯首相は、国務と統帥の緊密化のために陸軍大臣の兼摂が必要であると考えに至つた。蓋し首相として單に大本營の議に列するに比し、陸海軍大臣はその本然の権限に基き、強力に大本營の決定に参与することが出来るからであつた。

時あたかも四月初頭、陸軍においては、杉山陸相自ら本土防衛の第一総軍司令官となるため陸相の地位より去つて、阿南惟幾大將を以て後任としたい旨を首相に通知した。小磯首相はこの際自ら陸相を兼摂することを希望し、四月三日これを杉山陸相に提案した。しかし陸軍は軍部大臣の現役武官制の立前からこれを拒絶した。

〔総辭職とソ連の中立条約廃棄〕 小磯内閣の戦争指導は内外とも今や全く行詰まつた。四月四日、小磯首相は総辭職を決意し、翌五

日午前十時辭表を捧呈した。辭職に際して小磯首相は、特に後繼内閣は大本營内閣たらねばならぬ旨を述べた。その意味するところは既に述べた如く、首相が大本營の構成員となり強力に統帥に携ると共に、戦争指導も大本營において行ふ必要ありというのであつた。

小磯内閣総辭職の翌日、ソ連は、あたかも小磯内閣の退陣に追撃を加えるかのように、日ソ中立条約の一方的廃棄を行つた。即ち同日午後二時ソ連政府は、駐ソ大使藤岡武に対し「日ソ中立条約はその意義を失つたによりソ連政府は之を廃棄する意志である」旨を通告した。五カ年を有効期間とする同条約は昭和二十一年四月十二日まででは有効なはずのものであつた。

3 鈴木貫太郎大將の登場

〔大本營内閣案の結末〕 小磯内閣の総辭職は、少くも外見上は突然であつた。しかもその退陣に當つて提唱したところの大本營内閣の構想は、木戸内大臣にとつては後繼内閣の推薦とも関連して速急に処理を要する問題であつた。木戸内大臣は、直ちに陸海軍大臣及び総長と個別会見してその見解を質したところ、統帥と国務とを一緒にすることは憲法上困難であるという主なる理由で全員反対であることが判明した。

この軍部側の反対は、木戸内府にとつても全く別の見地から同意するところであつた。即ち木戸内大臣は小磯首相の考えを採用することは危険であると考えていた。その理由は、小磯首相が主張するが如き新内閣を成立せしめても果して能く戰勢を挽回し得るや否やは頗る疑問である。更に内府の見解によれば国内の実情即ち国民の厭戰気分、無氣力及び食糧事情の逼迫等の状況から見るとはかくの如き試みをなす余裕は無いというのであつた。即ち木戸内大臣は當時既に敵の本土上陸態勢の確立前に和平の方策を講ずる必要を切実に感じていたのである。

〔準備された重臣會議〕

事実においては、木戸内大臣及び近衛、岡田、平沼、若槻の重臣等の間には、小磯内閣総辭職の数週間前から同内閣の倒壊を予想して次期内閣の性格及び首班の人選に関する或る程度の事前の諒解が成立していた。新内閣は早期和平を講ずべき内閣たるを要し、新首相としては時の枢密院議長鈴木貫太郎海軍大將が適任であるというのがその内容であつた。

これら重臣が、鈴木大將を次期首班として推薦するに至つたについては種々な考慮が払われたようである。先ず第一に次期首班たるべき人は、早期和平に関する彼等の主張を受け入れる人でなければならぬが、さりとてこれを自己陣営から選べば、軍特に陸軍を刺戟することになるので避けなければならなかつた。又来るべき和平の大事を遂行するためには、天皇と国民との信頼厚き人でなければならなかつた。かかる考慮の末適任として選ばれたのが鈴木大將であつたようである。

なお彼等は、来るべき重臣會議では和平問題には明かには触れないという暗黙の諒解があつた。後継首班の人選についても表面上、(一)飽くまで戦争を戦ひ抜く軍人であること、而して其の軍人は陸海軍人の何れたるを問はず且つ退役の人でも宜しい、(二)従來の行き懸りがなく国民の信頼ある人という条件を以て望むことにしていたようである。

〔重臣會議開催とその応答——知らぬは?〕 後継内閣首班推薦のための重臣會議は、四月五日午後五時から宮中表拝謁の間において開催された。前述した木戸内大臣、近衛公、平沼男、若槻男及び岡田大將のほかは広田元首相、東條大將及び鈴木枢密院議長が参列したが、後の三人の参加者は、前述の如き事前諒解に関して全く予備知識を有せずして會議に臨んだ。

會議の冒頭、木戸内大臣より政変に至りたる事情を説明し小磯首相の辭表を朗読の上廻覧したが、大本營内閣なるものについては格

別の議論は起らず、會議の首題から葬り去られた。

次いで東條大將から、来るべき内閣の根本的性格の決定が先議を要する問題なりとの提案があり、木戸日記によれば大要左の如き意見の開陳が行われた。

東條 戦時中屢々内閣を更迭するは宜しからず。殊に四月二十五日に開催予定のサンフランシスコ會議が重大な時期と思ふ。

今度の内閣は最後の内閣でなければならぬ。処で今国内には最後迄戦ひ抜いて国の将来を開くべしとする説と無条件降伏をも甘受して早期に和平を作り出すべしとの論あり、先づ之を先決するの要ありと思ふ。

岡田 今度出来る内閣は種々の事を考えざるべからず、最後迄国の運命を背負ふ内閣であり国の総力を結集する内閣である。和戦何れかと言ふが如き問題はもう少し先に行かなければ判らぬ。それ等のことは十分研究の上決めなければならぬと思ふ。平沼 両閣下と同様戦局切迫せる今日国内には種々の論あり、之を歸一せしむるの要あり。飽くまで戦ふ以外に途なし。問題は簡単と考ふ。

広田 どうしても勝たざるべからず。悲観論あるも今回の戦争は各国とも初めより勝ち通したるものは無く皆一度は負けかけてより盛り返せるなり。次の内閣は戦に勝抜く為の内閣ならざるべからず。内大臣が軍部の首脳部と会見せられたるは誠に至当な処置と思ふが今少し軍部の意向を確むるの要あるに非ずや。

木戸 相当に尋ねたるが特殊の意見はなかりき。

近衛 事があまり突然にて考えも浮ばず。東條閣下の御説は統帥部の居らない此の場にて何れとも決められないと思ふ。ここでは前回の時と同様先づ軍人ならざるべからざるか。陸軍が海軍か等範圍を段々狭めて行つては如何。

東條 ここで決定すべしと言ふに非ず。陛下の御心構の材料に供し奉るの意味なり。

若槻 御召になりたる御趣旨は後継内閣の首班を選定せよと言ふことにて東條氏の言はるるが如きことを論議するは御召の趣旨に反すると思ふ。最後迄戦ふか中途で和平するか等を論議するは問題外なり行過と思ふ。

鈴木 今若槻氏の御説ではあるが今日はどこ迄も戦争を戦ひ抜かなければならぬ、それが先だと思ふ。即ち後継内閣の首班は其の意志を有するものに非れば不適當なりと思ふ。

木戸 内地が今や戦場とならんとする今日の情勢に於て国内の実情は甚だ憂ふべきものあり。国民は必ずしも政府の施策に熱心なる協力をなさず所謂ソップを向いて居ると言ふ傾向相當あり。食糧問題、生産増強の問題、治安の問題等より見ても今度は真に国民の信頼する内閣を作らざるべからず。昨今反軍的動向の相當現はれ居ることも篤と注意せざるべからざるところなりと思ふ。

平沼 国内には戦争終結につき二様の考へあり。此の際は戦ひ抜く人ならざるべからず。打切り和平論者は推薦する能はず。

以上の議論の間に、重臣の中には小磯内閣の総辞職の如何にも突然なると其の理由の不可解なるに當惑し、又従来如く単に重臣が後継内閣の首班を推薦するのみに止まり、その組閣後の国政運営について何等の介入も為し得ないことに不満を表明する者もあつた。

しかし会議の空気は、少くも外見上は新内閣は飽くまで戦ひ抜く内閣でなければならぬと言ふことに落着いて次の人選に移つた。

近衛 前回の時も国務と統帥とを中心に考へそれには軍人が宜しきに非ずや等漸次煎じつめて行つたが、あの様にして進めては如何。

広田 陸海軍大臣の何れかが首班となるが可なり。

木戸 民間の者がついて来る様な態勢を採らざるべからず。

平沼 国務と統帥の關係から見て現役ならざるべからずとの意なりや。

広田 矢張り現役ならざれば困難なる事情もあるべし。尤も大本營に参列を許さるるならば必ずしも現役たるを要せず。

平沼 少くとも予後備ならざるべからず。

鈴木 日清の時は伊藤首相が入り居れり。必ずしも軍人の要なし。

平沼 事実上の話なり。少くとも予後備の人ならざれば戦争が判らない。之にしても戦争をやリ抜くが前提なり。

岡田 今迄の御話で大体首相の性格は判りたる様なり。

近衛 飽くまで戦争をやリ抜く軍人、予後備役にても宜しと言ふこととなる。

平沼 若槻氏の如く此際自ら不適任者等と言ふことは言はざる様に願ひ度し。

若槻 事実上不適任なり。迂闊なことを言ふこととなるを恐るるなり。勝抜く為の人なることは問題に非ず、今平和を提議すれば無条件降伏迄行くことは明かなり。大体原則は判明したるが之が適用は如何。

平沼 近衛公の御意見は如何。

近衛 今迄の行懸かりなき人が宜しからん。

平沼 之は世間国民から見て行き懸かりなき人、信頼の置ける人たることが肝要なり、

若槻 此の前は陸軍の中よりと言ひ某氏を推薦したるもそれは御採用にならなかつたが、今日は陸海軍何れにても宜し。岡田さんの御意見は如何。

岡田 自分も眼界は狭いが、爰には多方面の方も居らるる故、適任者を出し得べし。

若槻 内大臣は方針には同意なりや。

木戸 然り。

若槻 御意見は如何。

木戸 先づ各位の御意見を承るが今日の役目なれば、隔意なく

御発表明ひ度し。

鈴木 是れ迄の重臣が奮発されては如何。国家に殉ずるの覚

悟、責任もある。御馬前にて討死の覚悟を要す。首相は身体を勞すること故一番若き近衛公に願ふ。その後皆でやる。四人が先づ御奮発になりては如何。以前原議長も提案せられたる旨親しく承つて感銘しあり、是非やられては如何。

近衛 それでは先程の原則とは違ふ。

平沼 軍人であること、近衛公は行懸かりの無い人と言はれたるが之も誠に御尤もなり。此の際国民の信頼を繋ぐ意味に於て

鈴木大将に御引受け願ひ度く希望す。

近衛 同感なり。

若槻 さうなれば申分なし、此より結構なることなし。

鈴木 予て岡田閣下にも申したることありたるが、軍人が政治に出るのは國を亡ぼす基なりと考へあり。ローマの滅亡然り、カイザーの末路、ロマノフ王朝の滅亡又然り。故に自分は政治に出ることは自分の主義上より困難なる事情あり。耳も遠し、御断りし度し。

平沼 其事は原議長よりも承りたることもあるが今日の場合さう言ふことは言つて居られず。行懸かりのない人がよし。鈴木氏は海軍の軍人なるも文官として最も御信任ある人なり。国民も行懸かりなき誠忠無比の人なることは信ずるところなり。

東條 鈴木大将の御心境は全く御立派なり。然し戦争の推移を考ふる時予断を許さず。敵はあせれり、突飛な作戦をなすべし。本土の一角に手をかけることとなるべし、国内防衛が重点

となる故國務と統帥の一体となる姿ならざるべからず。之は陸軍を主体として考へざるべからず。此意味にてなし得れば現役ならざるべからず。歴史的に述べられし点は御尤もなるが此の点は日本と歐洲とは異なる、彼は統帥が國務に入れり、我國の統帥の建前は自ら異るところあり。此の見地より畑元帥を適當と信ず。

木戸 広田さん御意見は。

広田 予て一番希望するは軍の中心に立つ人が担当するが適當と思ふ。人は知らず、陸海軍を統率し得る人ならば良し。

木戸 岡田さん御意見は。

岡田 人を知らない故意見を申し上げ難し。

木戸 自分も意見を申し上げべし。先程も申したる通り今日は国内が戦場とならんとする際なるが故に一層政治の強化が必要にして国民の信頼あるどつしりとしたる内閣を作らざるべからず。此の意味にて東條閣下の御意見も御尤もと思ふが自分は此の際には鈴木閣下の御奮起を願ひ度しと思ふ。

東條 国内が戦場とならんとする現在余程御注意にならないと陸軍がソツポを向く虞あり。陸軍がソツポを向けば内閣は崩壊すべし。

木戸 陸軍がソツポを向くと言ふことは此の際重大なることなるが、何か兆なり予感なりがありや。

東條 ないこともない。

木戸 先程も申せし通り今日は反軍的の空氣も相当強し。国民がソツポを向くと言ふこともあり得べし。

岡田 此の重大時局大困難に當り苟も大命を拝したるものに対しソツポを向くとは何事か。国土防衛は誰の責任か。陸海軍に非ずや。

東條 其の懸念あるが故に御注意あり度しと言へるなり。

若槻 今日其の様な懸念があつては大変で苟も日本国民たる以上そんなことは毛頭ないと思つた。

その終幕に當つて若干の波瀾はあつたが、かくして重臣會議は、鈴木貫太郎大將を後継内閣の首班に推薦するという大體の結論を以て午後八時終了した。

〔鈴木大將に大命降下〕 重臣會議の大體の結論は鈴木大將推薦に落着し、又この結論は、既述の如く木戸内大臣の原案でもあつたが、鈴木大將の指名辞退の意図は強かつた。そこで木戸内大臣は、重臣一同と共に天皇より夕食を頂いた後鈴木大將を再び拜謁の間に招き、更に今日の時局の實情を語り、この重大な秋、今迄の行懸かりに捉われず陛下の御命令とあれば御引受け願いたいと思つた。又それとなく戦局転回の必要をも暗示した。ここにおいて鈴木大將も遂に陛下の御命令があればお受けすることを約した。

かくして五日午後十時、大命は鈴木大將に降下した。その際天皇は、戦争の現状について重大なる関心を有する旨を強調されたが、新内閣の採るべき基本政策について言及することは避けられた。

鈴木大將は天皇のお言葉により、なるべく速かに戦争を終結せしめるよう、あらゆる努力を払うことが天皇の御意図に副う所以であると諒解したが、正式には一定の政策に縛られることなくして組閣を開始した。

4 組閣に関する陸海軍との折衝

〔陸軍の動向〕 四月初頭における陸軍は上下を挙げて沖繩作戦の遂行と本土決戦準備とに没頭していた。陸軍は来るべき本土決戦において敵に一撃を与え、それを契機として有利なる和平の機会をつかもうと期待していた。従つて今回の政変に対して格別の関心を払うものは少かつた。而して今や戦争の運命は一に懸つて陸軍の双肩にあるものと信じていた。

小磯内閣の辭職の直後、陸軍省及び參謀本部内の一部若手將校の間には本土決戦遂行の見地より現役陸軍將官を首班とする後継内閣の出現を待望する空氣があつた。新たに陸相に就任予定の阿南大將、參謀総長梅津大將及び畑元帥等がその候補者として噂に上つたが、就中阿南大將が有力であつた。しかし、既述の木戸内大臣と杉山陸相及び梅津參謀総長との会見の模様によつても知り得る如く、これらは單なる希望に過ぎず、固より公的且つ強力なものではなかつた。

又一部將校の中には、鈴木大將によつて組閣される新内閣が、和平の方向に傾くに至るであろうことを直觀的に感じたものもあつた。事實四月六日夜には、憲兵司令官大城戸三治中将は吉積軍務局長を訪問し、鈴木大將は日本におけるパドリオ政權の樹立を企図する算があるから、これが組閣を阻止しなければならぬ旨意見を具申した経緯もあつた。しかし、吉積中将も、また同中將から報告を受けた杉山陸相も巷間のデマとしてこれに取り合なかつた。即ち當時の陸軍の大勢は、仮りに和平を企図する内閣が實現しても、直ちに無条件降伏に行くようなことはなく、当面強力に戦争を遂行する以外には新内閣の採るべき道は無いものと考えられていた。

〔阿南陸相の決定——衆望による登場〕 四月六日鈴木大將は先ず杉山陸相を陸軍省に訪問して新内閣に対する陸軍の協力を求め且つ後任陸相の推薦を要請した。杉山陸相は、この頃の慣例に従つて先ず次の如き陸軍の要望を提示した。

- 一、飽く迄大東亞戦争を完遂すること
- 二、勉めて陸海軍一体化の實現を期し得る内閣を組織すること
- 三、本土決戦必勝の爲陸軍の企図する施策を具體的に躊躇なく実行すること

右要望事項は、第二項を除いては當時の状況としては常識的なものであり、両者の間に格別の間答はなく鈴木大將は直ちに賛意を表

した。そこで杉山元帥は、既に陸軍三長官の協議により決定していた阿南惟幾大將を新陸相として推薦した。

阿南大將は、当時陸軍航空總監の職にあつて陸軍内の上下から大なる信頼と尊敬を受け最適の陸相候補と目されていたが、鈴木大將の侍従長時代に侍従武官として勤務したことがあつたので、二人は相識の間柄でもあつた。従つて阿南大將を陸相として選定することは、鈴木大將の希望するところであつた。

かくして鈴木大將は陸軍との間には、何等の意見の対立もなく後任陸相候補を得て、組閣は円満なる発足をみた。

〔米内海相の留任〕 次の問題は、海相の選定であつた。鈴木大將は米内大將の留任を強く希望していた。

海軍部内においても、米内大將を措いて他に適任者なしと一般的に認められていた。しかし米内大將は、自ら副総理格であつたところの小磯内閣失敗の責任は当然これを負うべきものと考え、留任を辭退する意向が強かつた。よつて米内大將は先ず当時海軍次官をしていた井上大將を、又次いで長谷川大將の海相就任を望んだが両者とも応諾しなかつた。

一方陸軍部内においては、新内閣は陸海軍の速急な統合を実現する内閣たるべきを希望していた關係上、米内大將の留任には反対の空氣があつた。それは、既述の如く米内大將は、陸海軍の統合に反対の立場にあつたからである。しかしこの反対の空氣は、公的且つ強力なものではなかつた。即ち、内閣書記官長に就任予定の迫水久常氏が米内大將の留任について陸軍の意見を徴したる際、吉積軍務局長は、全く個人的意見として反対意見を述べたに過ぎなかつた。鈴木大將は陸軍の反対の強くないのに力を得て、遂に米内大將を得得して留任せしめることに成功した。

5 組閣の完了と外相問題

次に重要な關係は外相であつた。後任の外相については、既に四月五日夜木戸内大臣は、鈴木大將に対し重光外相の留任を推薦していた。木戸内大臣の推薦の蔭の理由は、彼は既に重光外相の意見を知つていたので、その留任は講和の早期実現に便であるうと感じていたからであつた。

木戸内大臣の推薦を受けた時鈴木大將はこれに同意したが、鈴木大將は辭職した小磯首相から反対の助言を受けたので、開戦時の外相東郷茂徳氏に外相を委嘱することに決めた。

一方、他の關係特に内閣書記官長の人選については、近衛公、平沼男、岡田大將それぞれ自己陣營の人物を推薦して端なくも感情の疎隔を來たして重臣の足並みを乱したが、結局岡田大將がその女婿迫水久常を以て押し切つた。かくして鈴木新首相は、主として岡田大將及び木戸内大臣の援助によつて七日夕までには外相以外の人選を終了した。

〔組閣、新内閣の陣容〕 当時東郷氏は輕井沢に住い、これが就任の受諾を得るには更に一兩日を要すると認められたので、鈴木大將は自ら一時外相を兼摂することとして組閣を完了し、四月七日夜宮中において親任式が行われた。新内閣の陣容は次の通りであつた。

總理大臣	鈴木實太郎	（男爵、海軍大將、元侍従長、前樞密院議長）
兼外務大臣 兼大東亞大臣	阿南 惟幾	（陸軍大將、前航空總監）
陸軍大臣	米内 光政	（留任、海軍大將、元總理大臣）
海軍大臣	安倍 源基	（元警視總監）
内務大臣	広瀬 豊作	（元大藏次官）
大藏大臣	豊田貞次郎	（海軍大將、元商工、外務、拓務大臣）
軍需大臣	石黒 忠篤	（元農林大臣）
農商大臣	小日山直登	（前滿鉄總裁）
運輸通信大臣		（四月十一日就任）

文部大臣 太田 耕造 (元内閣書記官長)
司法大臣 松坂 広政 (留任、元検事総長)

厚生大臣 岡田 忠彦 (前衆議院議長)

国務大臣 左近司政三 (海軍中将、元商工大臣)

国務大臣 安井 藤治 (陸軍中将、四月十一日就任)

国務大臣 桜井兵五郎 (衆議院議員)

兼情報局総裁 下村 宏 (前日本放送協会会長)

総合計画局長 秋永月三 (陸軍中将)

内閣書記官長 迫水 久常 (元大藏省局長)

法制局長官 村瀬 直養 (元法制局長官)

国民の一部には新内閣を直観的に終戦内閣と感じた者もあつたが、各新聞は新内閣を以て強力に戦争を遂行するものとして歓迎した。鈴木首相は、八日夜国民に対するラジオ放送を行い、「私が国家の為死なば、諸君は私の屍を越えて前進せよ」という強い言葉を以て激励した。終戦後発刊された鈴木首相述「終戦の表情」によればこの声明によつて鈴木大将の真に意味したことの一は「自分は縦え兇漢の手に倒れるとも最近の機会に戦争を止める決意である」とのことであるが、当時国民一般には内閣の政策が最後まで戦い抜くものであると解釈された。

〔東郷專任外相——重臣、首相を押切る〕 鈴木首相は、四月八日

軽井沢から東京に帰還した東郷氏と会談し外相就任を懇請した。しかし東郷氏はなるべく速かに戦争を止める意見であつたので、入閣の条件として鈴木首相から講和についての明確な言質を要求した。

この要求に対し鈴木首相は、日本はなお二、三年も戦争を継続し得るとの意見を述べ、如何に講和を企図するかなお自己の決心が不確定であることを示した。事実、鈴木首相は根本的には戦争を終結させる必要のあることを信じ、これが天皇の御希望であると拝察は

していたが當時においてはなお相当強氣であつた。即ち前記「終戦の表情」の記事に係らず、この時期においては未だ早期に和平の措置を講ずる必要を認めず、或る作戦によつて赫々たる勝利を収めた後一般に納得の行く条件で和平する考えを持つていた。

しかしこのような鈴木首相の回答は、東郷氏にとつては満足し得るものでなかつた。かくしてこの会談は意見の一致を見ずして終り、東郷氏は鈴木首相の態度が明確になるまでは外相の受諾を保留することとした。

この予期しない障碍は、早期和平論者を刺戟した。迫水内閣書記官長は早速東郷氏を訪れ、鈴木首相の目的は早期和平にある旨を確言した。木戸内大臣及び岡田大将等もまた、東郷氏に受諾を慫慂した。これらの人々は、鈴木首相の樂觀的観測も固定したものではない、東郷氏としては、寧ろ入閣して首相にその影響力を及ぼすべきであると強調した。なお松平宮相及び広田氏も、東郷氏の外相受諾を慫慂するところがあつた。これらの説得により東郷氏は、四月九日再び鈴木首相と会見して入閣に同意した。

東郷專任外相の入閣により、鈴木内閣の中で決定的に早期和平論を支持する主なる閣僚は先に留任していた米内海相を含めて二人となつた。

〔鈴木内閣の戦争指導機構〕 鈴木新内閣は、戦争指導會議の運営については前内閣時代のものに踏襲した。但し會議事項は戦争指導の根本事項にのみ限定した。而して政敵阿略の吻合調整における政府大本營間のとりもちは、陸海軍大臣が主としてこれに當ることを特に明かにした。かかる運営要領を採択した趣旨の一つは、従来は兎角重要ならざる問題までも最高戦争指導會議で議していたが、今後は會議を重視してやつてゆくことであつた。その結果は、閣議と大本營間の調整が従来より重要になるので、当然のことながら、陸海軍大臣がこれに當ることを特に明文化したのであつた。

四月十九日、鈴木首相は小磯首相の例に倣い特旨により大本營の

第二章 対ソ工作の開始

1 対ソ工作討議への動き

〔ソ連の脅威——参戦阻止要望〕 小磯内閣の総辭職直後、ソ連から日ソ中立条約破棄の通告に接した日本政府は、直ちに在モスコウ佐藤大使に対してソ連の中立に関する保障の取付方について訓令を発していた。それに対し、ソ連政府は四月七日附で、その態度には何等の変化がないと逃避的な回答を送つて来たが、それ以前から関東軍の情報によれば、ソ連軍は歐洲より続々とシベリア方面に東送せられつつあることが明かとなつていた。

ソ連のかかる行為は、全般戦局に重大な影響を与え、就中本土決戦の遂行に重大な影響があるがゆえに、大本營はソ連の対日参戦を阻止するため、思い切つた外交施策を行う必要を痛感しつつあつた。當時の参謀次長河辺虎四郎中将は、四月二十二日挨拶のため東郷外相を訪問した際右の希望を述べ、又参謀次長としてかかる施策を全面的に支援する旨を述べた。梅津参謀総長もまた、後日東郷外相に重ねて要請するところがあつた。これと同様の希望は海軍部内にもあり、小沢軍令部次長により外相に伝えられたが、海軍は、特に燃料の補給源をソ連に求めんとする期待までも有していた。

このような大本營の希望に対して東郷外相は、日本の外交上の地位が、當時行われつつあつたところの沖繩作戦の勝利によつて改善せられない限り、ソ連から具体的言質をとることは至難である、即ち日本は、當時沖繩作戦の勝利のために最大の努力を傾注する必要があると考え早速の処置は採らなかつた。

〔沖繩作戦の望み絶ゆ〕 鈴木内閣の成立当時、沖繩における戦闘

議に列することを許された。

は正に最高潮に達せんとしていた。大本營は、沖繩作戦において完全な勝利を得られないまでも、敵に大打撃を与え得ることを期待して悲壯な努力を傾けつつあつた。新政府においても、沖繩の戦況を凝視しつつ戦時生産の増強と増大しつつある食糧及び交通上の危機緩和に努力を集中した。

強く早期和平の方向に傾いていた一部の閣僚も、日本を和平交渉上有利な地位に置かんためには、沖繩作戦を有利に遂行し且つ本土決戦の準備を強力に実施することが必要であると考へていた。即ち当時における作戦面の強化は政府及び大本營一致の努力目標であつた。

しかるに五月上旬に至るや、政府及び大本營の期待に反して、既述の如く沖繩最後の地上攻勢も失敗し、戦況は殆ど望みなきに立ち至つた。

〔独逸の降伏——五月八日〕 一方海外においても、日本がこの戦争の開戦時、その不败を期待していたところの盟邦独逸の降伏が、五月八日愈々決定的事実となつて現われた。

これより先、日本政府及び大本營においては、かねて独逸の屈伏の場合あるべきを予期し、小磯内閣において早くも昭和十九年九月「独逸服の場合に於ける国内的措置要領」及び「独逸発の場合に於ける対外措置腹案」を決定していたことは既述の通りであるが、昭和二十年に入るや連合軍は、四月二十五日に開催予定のサンフランシスコ会議までに独逸を屈伏せしめることを目標として、強引な攻勢を行つてゐることが認められた。即ち西部戦線においては、三月下旬米英軍はライン河のレマーゲン橋頭堡を拡大し、ボンよりコブ

レンツに亘る幅約五〇軒縦深約一五軒の地区を獲得し、爾後一路ベルリンに向いつつありと報ぜられた。東部戦線においては、ソ軍は二月下旬オーデル河を越えてベルリンに向つて突進中であつて、四月二十五日には南北からベルリンの包囲を開始した。

独逸の崩壊も今や間近しと判断されたので、最高戦争指導会議は四月二十日左記要旨の「独逸服の場合に於ける措置要綱」を決定した。

一、方針

独逸伏の場合に於ては国内的動搖を抑制する如く指導措置すると共に愈々一億鉄石の団結の下必勝を確信し皇土を護持して飽くまで戦争の完遂を期するの決意を新にするものとす

二、対外措置

1 防共協定、三国条約及三国協定等日独間一切の取極は適宜措置す 在東亞独官民及其の權益に付ては寛大なる措置を為すこととし別途之を定む

2 速かに對ソ施策の促進に努む

3 大東亞諸國に對しては有らゆる手段を講じ其の動搖を防止し對日戰協力を確保す

4 米英ソの離間を激化し米英の戰意を喪失せしむる如く巧に宣伝謀略を実施するに努む

三、対内措置

1 一億特攻の戰に徹し必勝施策の急速具現を図る

2 帝國は大東亞戦争の戦争目的の本義に基き大東亞諸國を結束し飽く迄戦争の完遂に邁進すべき旨闡明す

3 輿論指導に方りては、独逸伏に依り敵の反攻更に熾烈化すべきを以て一層覚悟を強くするの要あることを明かにす
ソ連に関する報道上の指導は外交上の施策と吻合せしむること

4 反戰乃至和平的氣運抬頭の虞あるを以て此の際言論及策動に對する取締を強化す 又海外より各種謀略策動に對する警戒取締を嚴にす

右最高戦争指導會議の翌五月一日には、ナチス独逸の象徴ヒットラー総統の自決が報ぜられ、二日にはベルリンが陥落した。かくして五月八日、デーニッツ新総統は遂に連合軍の軍門に無条件に下つた。ここにおいて政府は五月十五日、防共協定及び三国条約を含む日独間一切の取極の廃棄を行つた。

〔東郷外相の腹案——早期終戦への誘導〕 一方日本本土においては、敵の空襲は愈々激化し損害は逐日増大しつゝあつた。これらの事態は東郷外相をして、時を移さず和平工作を開始すべきであると考えるに至らしめた。外相は独逸屈伏の主なる原因は、連合軍の空襲の効果であると考え、これ以上和平工作を延引することは、日本の国力を急速に減耗し、徒らにその對外地位を弱化するに過ぎず、延いては無条件講和よりも幾分有利な交渉による講和の最後の機会をも失うに至るであらうと判断した。

独逸の降服について天皇に上奏した際、東郷外相はこのような判断に基き日本も今や終戦の問題を考慮する必要がある旨を奏上した。天皇は早期和平意図を強く表明することは避けられたが、平和が速かに到来するようにとの一般的願望を述べられた。

当時米英及び重慶政権は、日本に對して無条件降伏を要求していた。従つて東郷外相は、これら三国との直接交渉によつて、有条件講和を実現することは困難であると考えた。又中立國やローマ法王庁を通ずる和平交渉についても、研究の結果有条件講和をもたらすことは殆ど不可能であると認められた。重光前外相が小磯内閣時代の末期に、和平の仲介斡旋の勞を執る可能性あるや否やにつきスウェーデン公使ウィダー・バッグ氏と私的会談を行つていた事実については、東郷外相はその就任当時何等知らなかつた。四月十一日バ

ツゲ氏帰国のため、東郷外相に対し新外相もまた同じ企図を有するや否やを質したので、東郷外相は初めて従来の経緯を知つたが、時間の余裕もなく新外相はこの問題を大きくは取り上げなかつた。

結局和平工作の有効な路線としては、ソ連を通ずる交渉のみが残されているものと外相は考えた。かくして外相は、ソ連を仲介として早期終戦に誘導しようとする基本構想を持つに至つた。ソ連を日本側に同調せしめることは東条内閣以来の構想でもあり、当時の日本としては外交の手と言へば、ソ連に働きかけることが唯一の方法であるかの如く取扱われていたのが実情であつた。東郷外相はソ連の態度につき可成りの疑問を持つていたが、有條件講和を得るには結局ソ連を仲介とする以外に途は無いと考えたのであつた。

しかし講和の問題を、率直に最高戦争指導会議の討議に附することは当時未だ機が熟していなかつた。そこで東郷外相は、かねて懸案になつていたところの陸海軍部内の対ソ交渉の要望を採り上げ、これを最高戦争指導会議の討議に附し、それを契機として、討議事項を終戦の根本問題に触れしめられるかも知れぬと期待した。陸海軍の対ソ交渉に期待するものは、ソ連の参戦防止乃至はソ連との友好関係の強化にあつたが、東郷外相の真意はソ連を仲介とする早期終戦への誘導にあつたのである。

2 五月中旬の対ソ工作秘密討議

〔六巨頭のみ会議——外相提案〕 東郷外相は、前述の腹案に基づいて対ソ政策について広汎な討議をするため、最高戦争指導会議を開催すべきことを提案した。外相は又幹事を出席せしめる会議は、討議が終戦の根本問題まで及ぶことを困難ならしめるので出席者を首相、外相、陸海軍大臣及び阿統帥部長の六人の構成員のみに限定すべきことを要請した。このような構成員のみの会議は、小磯内閣時代においても梅津参謀総長の提案により既に行われていたところ

のものであつたので、鈴木総理以下のも議員は異議なく同意した。当時の最高戦争指導会議の構成員は鈴木首相、東郷外相、阿南陸相、米内海相、梅津参謀総長及び川軍令部総長であつた。この幹事を交えない六人の構成員のみの最高戦争指導会議の方式は、爾後六月六日の最高戦争指導会議及び六月八日の御前会議を除いて終戦決定に至るまで持続された。

〔対ソ交渉に一致——同床異夢〕 最初の会議は五月十一日行われ、更に十二日及び十四日にも討議が続行された。

最初の会議において梅津参謀総長は、在欧ソ軍の東送の状況を説明して外交的手段によつてソ連の対日参戦を防止することの緊要なるを強調した。この提案に対しては、他の構成員も一致して同意した。

次いで討議は、海軍側の提案、即ちソ連との交渉は戦争物資特に油の供給等ソ連の積極的援助を求める目的をも含ましむべきであるという主張に移つた。海軍側はこの目的達成の困難は認むるも、努力の余地無きにしてもあらざと主張したが、東郷外相は、一般的軍事情勢とヤルタ会談において連合側とソ連との結合が恐らくは強化されたと思われる今日、ソ連を日本側に引入れることは殆ど不可能であると反対した。外相は更に、現在における日本の地位は終戦そのものについての手段を熱心に考慮しなければならぬほどであると附け加えた。

鈴木首相はこの議論に介入して、ソ連の積極的友情を得ることは既に遅すぎるとする東郷外相の見解は恐らくは正当であるが、日本に有利な何等かの方法においてソ連の利用を試みないのは賢明な策でない」と述べ、更にソ連との交渉は、連合側との一般的講和締結上ソ連の仲介を得る目的をも包含させるべきであるとの重大提案を行つた。この提案は期せずして東郷外相の真の目的に一致するものであつたが、この提案に対して軍部構成員も格別の反対を表明しな

かつた。

次いで議論はソ連との友好関係を更新する代償として提供する利権を如何にするかに移り、相当大幅な譲歩を行う一般の申合せが成立した。

最後に、東郷外相は一般的講和のためソ連の仲介を求めるための条件について、更に具体的な諒解を取り付けたとした。即ち外相は、若し日本が受諾せんとする一般的講和の条件について一つの結論が得られるならば、交渉を早速に開始し得る旨を述べた。これに對し阿南陸相は即座に、講和条件は現在の戦況に基いて決定すべきである、即ち日本は未だ戦いに敗れてはいない、而して日本は敵軍に占領されている日本領土よりも遙かに広大な敵の領域を占拠していると述べた。外相はこれに對し、そのような条件では到底問題にならない。講和条件は、現在の戦況のみならず合理的に予見出来る将来の戦況をも考えて割り出すべきであると主張した。

かくて講和条件について結論を求めることは殆ど不可能と認められ、この際この問題についての対立を決定的ならしめることは、将来の討議に累を及ぼすものと予想せられるに至つたので、米内海相は仲介問題に関する審議は延期を可とする旨提議して会議は終つた。

〔外相起草の対ソ交渉決定文書〕 五月十四日会議終了後、東郷外相が自ら起草して他の五人の承認を受けた文書によれば、最高戦争指導会議は左の如き合意に達したことになる。

昭和二十年五月十一日、十二日及十四日に亘り最高戦争指導会議構成員のみなを以てせる會議に於て意見一致せる所左の如し

左記

日ソ兩國間の話合は戦局の進展に依り多大の影響を受けるのみならず、其の成否如何も之に由る所大なるべきも、現下日本が英米との間に国力を賄して戦ひつつある間に於てソ連の参戦を見るが

如きことあるに於ては帝國は其の死命を制せらるべきを以て、對英米戦争が如何なる様相を呈するにせよ帝國としては極力其の参戦防止に努むる必要あり 尚我方としては右参戦防止のみならず進んでは其の好意的中立を獲得し、延いては戦争の終結に關し我方に有利なる仲介を為さしむるを有利とするを以て、此等の目的を以て速に日ソ兩國間に話合を開始するものとす

我方としてはソ連が今次對独戦争に戦捷を得たるは帝國が中立を維持せるに依るものなることを諒解せしむると共に、将来ソ連が米國と對抗するに至るべき關係上日本に相當の國際的地位を保たしむるの有利なるを説き、且又日ソ支三國團結して英米に當るの必要あるを説示してソ連を前記諸目的に誘導するに努むべきなるも、ソ連が對独戦争終了後其の國際的地位向上せりとの自覺並に近來帝國の国力著しく低下せりとの判断を有し居ること想像に難からざるを以て、其の要求大なるを覚悟するの必要あり

而して右ソ連の欲求はポーツマス条約の廢棄を主眼とすべき処、帝國としては極力其の輕減に努むべきは勿論なるも、該交渉を成立せしむる為にはポーツマス条約及日ソ基本条約を廢棄することとし結局の所(1)南樺太の返還、(2)漁業權の解消、(3)津輕海峡の開放、(4)北滿に於ける諸鐵道の讓渡、(5)内蒙に於けるソ連の勢力範圍、(6)旅順、大連の租借を覚悟する必要があるべく、場合に依りては千島北半を讓渡するも止むを得ざるべし 但し朝鮮は之を我方に留保することとし、南滿洲に於ては之を中立地帯となす等出來得る限り滿洲帝國の獨立を維持することとし、尚支那に就ては日ソ支三國の共同体制を樹立すること最も望ましき所なり

〔講和の仲介求むるも条件決定せず〕 以上の如く講和に關しソ連の仲介を求めんとする原則的決定を見たが、講和の条件については何等の決定も行われなかつた。又今から直ちにソ連を仲介として講和を求めるといふ意志の確定を見たものでもなかつた。交渉は先ず

參戰防止と好意的中立の獲得について行われ、仲介問題はその結果を見た上で、その要領を決定される筈のものであつた。

しかしこの會議の結果は重要な意義を有するものであつたので、当然首相より天皇に上奏すべきであつたが首相の失念のため行われず、情勢の發展に伴つて六月十五日、初めて外相より木戸内大臣にその概要を話したような次第であつた。この事實は後述する六月八日の戦争指導基本大綱の決定と相俟つて宮中方面の和平工作の速かなる開始に関する焦慮を愈々刺戟する結果となつた。

3 対ソ予備交渉の開始

〔**広田・マリク會談の開始**〕 対ソ問題の討議に関する六巨頭會議の終つた日の翌日、即ち五月十五日政府が、昭和十二年の防共協定を含む日独伊三国の全條約の廢棄を宣言したことは前述の通りである。この宣言は、既に有名無実と化していた條約の廢棄であつて、主として事務上の手續に過ぎなかつたが、従来ソ連が反ソ的と認めていたこれら條約の廢棄宣言により幾分でも対ソ關係の改善に役立たしめようとする期待もあつた。

次いで東郷外相は、対ソ交渉の道を拓くため先ず非公式の予備會談によつてソ連の態度を打診するに決した。特に我が目的達成のためソ連の利用限度の打診を試みると共に、わが方の意圖にソ連を誘導するための方途の探求がその眼目であつた。しかして、この予備會談実施の使命は、五月下旬、元首相、外相及び駐ソ大使の経験のある広田弘毅氏に委嘱された。

当時外國使節は、東京より疎開していたため広田氏が、ソ連大使ジャコブ・エイ・マリクに箱根の強羅で漸くにして会見し得たのは六月三日であつた。會談は、三日及び四日の両日に亘つて友好裡に行われた。広田氏は、日本政府は日ソ両國間の友好關係を強化してソ連と長期協定を結ぶことを欲している旨を語り、この問題の成否

如何についての大使の見解を求めたが、広田氏の觀察によればソ連側の受け方良好で、交渉の前途有望と認められた。但しマリク大使は日本の提案を研究するため暫く時を藉すよう希望したので、會談は暫く中絶した。

〔**海外出先機關の和平的動き**〕 前述の元スウェーデン公使バッケ氏は、帰國後の五月十日、岡本日本公使を訪れて和平斡旋問題の會談を行つた。その結果、岡本季正公使から東京へ訓令を仰いで来たが、東郷外相は当分の間これを差控えるよう訓令を仰いで来た。当時既にソ連の斡旋を求めんとする方針は、原則上の決定を見ていた。又岡本公使の電報によればスウェーデンは、日本の講和提唱に対する單なる取次役として行動するのみであることが判明したので、東郷外相はかかる接觸は無條件降伏以外の何物をも得る能わずと判斷し、ソ連を通ずる以外の他のルートを放棄するに決したのである。

なおこの頃、各種の平和探求工作が、我が戰勢の不利に焦慮した在外出先機關によつて試みられたが、いずれも大なる問題とならなかつた。即ち在スウェーデン陸軍武官小野寺信少將は英國を通ずる和平のためスウェーデン國王の皇弟に接近を図つたが、これを知つた我が參謀本部によつて制止された。又當時在欧した米國高等特別代理官アレクサンダー・ダレスに対しては二つの路線から接觸が試みられた。その一は在スイス海軍駐在員藤村義朗中佐等の海軍路線であつたが、主として軍令部首腦の反對によつて深入りを禁ぜられ、問題は外務省筋に移された。他の一は在スイス陸軍武官岡本清福中將及び在スイス國際決済銀行の北村理事、吉村為替部長等を中心とするものであつた。この路線に対しては加瀬俊一公使も諒解を与えており、後には熱心にこれを支持して東京外務省に意見を具申した。しかし外務省及び參謀本部はあまり乗り氣を示さず、單に情報入手のためにこれを利用する程度であつた。

〔**下村國務相の奔走——六相懇談會**〕 又内閣自体の中において

も、戦局收拾の促進を図らんとする動きがあつた。即ち下村国務相は、五月下旬鈴木首相をその私邸に訪れて、和平について米英との直接交渉の必要及び天皇の鶴の一声による終戦などについて、意見を具申するところがあつた。又五月三十一日には同国務相の斡旋により、主として陸海両相の歩調を合わせて戦局の收拾を図る意図の下に首相、陸海両相、安井、左近司及び下村国務相の六相懇談が開

第三章 本土決戦国内態勢の整備

小磯内閣は既に述べたように、軍の行う本土決戦準備に即応し、二月から三月にかけて決戦非常措置要綱に示す諸施策の具体化——国力戦力の造成と国内態勢の刷新強化——に努め、およそ従来の法規や慣習の範囲内で出来ることは、大体手を打ち尽してしまつていた。しかしそれだけでは、本土を戦場とする苛烈な作戦遂行の要請に応じ得るものではなかつた。

〔決戦態勢整備の眼目〕 明治以来外征の経験しかない日本、しかも真の意味の総力戦の試練を経ない日本にとつて、国内における大規模な戦争に対処するためには幾多の困難に着着したことは当然のことであつた。いうまでもなく本土における作戦準備はすべては憲法に保障されている国民の権利義務と密接な関係があつた。極言すれば、一木一草といえども法規によらなければ手がつけられぬほどのものであつた。又本土における統帥行為と行政との分界、第一線と銃後との区分、戦闘行為と国民生活との関係、戦力と生産との関係等、逐次区別して考えられないような事態となつて来た。従つて本土決戦を準備し、実行するためには、軍も政府も、国民も共に本土決戦の真の意義に透徹して、それにふさわしい態勢と環境を整備することが必要であつた。

かかる要請に対処するために生れたものが、軍事特別措置法であ

かれた。この会合において鈴木内閣成立以来初めて、陸相の本土決戦論と海相の早期講和論とが闘わされたが、もとより結論のつくはずはなく相互に意見を交換するに止まつた。又下村国務相は和平工作問題につき、ソ連の大口一本に頼ることの不可なること及び米英への直接交渉の必要を提議し、他の閣僚より格別の反対はなかつたが、さりとて後日実際に試みられることなくして終つた。

り、義勇兵役法であり、戦時緊急措置法であつた。

1 軍事特別措置法

〔目的は本土の作戦地化〕 既に述べた軍の決戦準備が具体的に進められるに従い、先ず最初に問題となつたのは陣地構築等に関する軍事上の要求と国民の権利との調整であつた。従来の法律の範囲内では、如何に作戦の要請があつても法的には民有地では穴を掘ることとも、木を伐ることとも、石を動かすことも出来ないものであつた。しかし軍は、事実問題としては、国民の協力によりどんどん準備を進めて行つたが、速かに法的根拠の設定を希望していた。

小磯内閣はこの問題の解決を図るため、三月十九日「軍事特別措置法案」を閣議において決定した。本法案は、第八十六議会の協賛を経て三月二十八日制定公布せられ、五月五日鈴木内閣の時に至つて施行せられた。

本法は、大東亜戦争に際し築城、設営その他勅令の定める軍事上緊要な事項を整備することを目的とした。而して本法適用の区域は、勅令で定められることになつてゐたが、その後戦局の推移に伴い六月二十三日から全国的に適用されることになつた。

〔本法の内容〕 本法においては、右の目的を達成するため、政府

は必要あるときは勅令の定めるところに従つて、概要次のようなことが出来るように規定されていた。

一、土地、建物其他の工作物又は物件を管理、使用又は収用すること

二、建物其他の工作物について移転、除却その他の行為を命じ、若くは新築、改築、増築、移転、除却其他の行為を禁止若くは制限し又は石竹木其他の物件につき移転、除却其他の行為を命じ若くは之を禁止若くは制限すること

三、住居の移転を命じ若くは之を禁止若くは制限し住居の指定を為し又は人の移動を命じ若くは禁止若くは制限すること

四、帝国臣民をして所要の業務に従事せしめ又は帝国法人其他の団体をして之に協力せしむること

五、右各場合に於て命令の定むる所により報告を徴し又は当該官吏をして必要な場所に入出入り検査を為さしむること

六、右規定に依る命令又は処分により生じた損失を補償すること

2 船舶、港湾の一元運営

既に述べたように、レイテ決戦を転機としその後時日の経過するに従ひ日本の船舶保有量は急速に激減し、量的に見て、最早陸海民の区分による運営の限界に到達した。又敵飛行機及び潜水艦の妨害によつて、我が船舶の運航海域と運航時間は著しく制扼を受けたばかりでなく港湾における揚格作業もまた困難の度を増して来た。

右のような窮境にあるにも拘らず、既に述べたような本土決戦構想を押し進めて行くためには、飽くまで本土と大陸との紐帯を確保することが前提要件であり、特に陸軍の作戦準備には在満兵団と兵器資材とを早期に内地へ転用して置くことに多大の期待をかけていた。ところが、昭和二十年三月頃の判断としては、大陸と本土との輸送は六、七月頃まではなんとか維持出来るが、その後においては

極めて困難となるであらうとの見透しであつた。従つてこの期間にあらゆる努力を尽して緊要なものは輸送して置かなければならなかつた。そのためには、要輸送物件の優先順序を確定し国家の全船腹を綜合運用すると共に、各港湾の行政を能率化し、且つ揚格作業も所謂荷役という觀念を脱して作戦的行動で律することが必要となつて来た。

かかる要請に応ずるため国家船舶及び港湾の一元運営問題が起り、三月十五日の最高戦争指導会議においてこれが実行の根本方針が決定せられ、具体的準備が進められていたが、鈴木内閣になつて四月十九日の最高戦争指導会議で、「国家船舶及び港湾一元運営実施要綱」の決定を見るに至つた。しかし、これは大東亜戦争間における臨時措置として処理せられた。その内容は概要以下述べるようなものであつた。

〔大本営に戦力会議を附設す〕 大本営に戦力会議を附設して、作戰、軍需品、物動物資の輸送総量、種別、順位等海上輸送計画の根本方針を決定する機関たらしめた。

戦力会議の構成員は、内閣綜合計画局長官、陸軍兵站總監部參謀長、海軍戦力補給部長、陸海軍軍務局長、陸軍整備局長、海軍軍務局長、海上護衛參謀長、海運總監部參謀長、軍需省総動員局長、運通省海運総局長官より成り、必要に応じその他所要の人員を列席させるものであつた。

〔大本営に海運總監部を設置す〕 右戦力会議の決定に基き国家船舶（百総噸以上の汽船）を一元運営するため、大本営に海運總監部が設置された。

海運總監は、国家船舶の一元運営に関し陸海軍統帥部長の指揮を受け、海運總監部は陸海軍、軍需省、運通省、海運総局、船舶運営会等の所要人員を以て編成された。

なお海運總監は、国家船舶の一元運営に関し船舶司令官、鎮守府

司令長官、警備府司令長官、海運総局長官及び鉄道総局長官に対し指示権を持つと共に、国家船舶乗員を統督し、且つ賞罰権を保有するものであつた。

船舶一元運営の現場における実行上級機関として船舶司令部がこれに当り、主として陸海軍の海上輸送関係者を以て編成された。船舶司令官は、海運総監の指示に基いて運輸の実施に関し海運地方実行機関を指揮することとなつた。

〔運通大臣指揮の下に港湾を一元運営す〕 港湾の一元運営は、差当り一元的に揚格力の総合能率を発揮することを主眼とし、これがため運輸通信大臣指揮の下に、速かに港湾行政を地方長官に一元的に所掌させることになつた。

なお揚格を作戦行動として実施するため、各港湾には一元化した軍の揚格指揮官を常置させ、特に強力に短切揚格を要する場合は、軍管区（方面軍）司令官及び鎮守府（警備府）司令長官はそれぞれ担任に応じ所在地軍官民機構を活用（要すれば指揮）して揚格を強行するものであつた。

〔陸海軍中央協定〕 右の船舶及び港湾の一元運営の円滑なる実行を期するため、四月十九日陸海軍の間に概要次のような中央協定が成立した。

一、船舶司令官は海運総監の定むる所に依り運輸の実施に関し海運地方実行機関を指揮す

二、海軍は船舶修理期間の短縮に努むると共に船舶司令部修理部長の職に武官を充つ 其の他陸海軍は相互に必要な機関に夫々常勤参謀を派遣す

三、重複する陸海軍運輸機関は何れかの機関に逐次統合し部員部附は陸海兼務とす

なお海運総監は海軍大（中）将、参謀長は陸軍中（少）将、参謀副長は海軍少将を以てこれに充て、船舶司令部には副長、参謀等所

要の海軍軍人を職員として入れることになつた。

3 地方行政組織の臨戦化

〔軍組織と地方行政組織の吻合〕 本土決戦構想を進めて行く上に、中央集権的態勢を持統するか或は地方分権態勢（究極は軍管区と一致する道州制）に移行して乗り切るかの問題、換言すれば飽くまで全国的脈絡を確保することを主体とするか、或は地域毎の自戦自活態勢を主体として考えるかということは、軍にとつても政府にとつても重要な課題であつた。

組織的戦争遂行力の点から考えると、中央に力を集中してその総合運営に期待せざるを得ない。特に本土の資源、人口の分布、産業立地の実情、就中食糧の需給関係等から見れば、全国的綜合性の維持は絶対の要請である。しかし反面、空襲の激化、敵の本土上陸に伴う戦闘様相等から考えると、地域的独立性の強化が必要となつて来る。即ち前者は、国家としてあらゆる努力を傾注して保持したいという念願であり、後者は、好むと好まざるとに拘らず当然予想せらるべき現実の傾向であつた。

かかる事態に対処するため、軍においては既に述べたように、各地域毎に軍管区——師管区及び地区に分れ、各府県の相当単位は地区司令部であつた——を設定して作戦に即応する軍事行政的基盤を確立した。軍管区組織は、各土地と密着し、地方行政組織と緊密な連繫の下に軍事行政処理に任じて各野戦軍を維持培養するものであり、いわば座布団のような役目を果たすものであつた。

一方政府においては既に述べたように、戦局逐次重大化して来た昭和十八年六月三十日、勅令によつて「地方行政協議会令」を公布施行して従來の連絡協議会を強化し、地方における各般の行政の綜合連絡調整を図るため地方行政協議会を設置した。次いで昭和二十一年一月三十一日右地方行政協議会令の一部を改正し、その任務たる

「綜合連絡調整」を「統一及び推進」に強化し、又地域の区分を陸軍の軍管区と一致させるように修正が加えられた。更に昭和二十年四月に至り善通寺に設けられた四国軍管区司令部との連絡を緊密にするため、四国地方行政協議会の位置を愛媛県松山市から香川県高松市に移すことになった。

ところが、本土決戦準備も愈々進んで来たので五月二十九日地方総監府の創設を決意するに至つた。

〔地方総監府の設置〕 かくして、昭和二十年六月十日に至り勅令第三百五十号をもって地方総監府官制を公布施行し、従来の地方行政協議会の性格を脱却して各地方毎の行政を強化するよう措置せられた。

地方総監府設置の趣旨とするところは、戦局非常の事態に対処し陸海軍と緊密なる連繫の下に、管下の各機関を統轄指揮して地方各般の行政を強力且つ一体的に把握運営すると共に、情勢の推移に應じ地方の实情に即して迅速果斷なる応機の外置を講じ、以て各地方における綜合行政力を強化して鞏固なる国内態勢を整備確立せんとするものであつた。

従つて地方総監府の運営にあつては、管下各機関の有機的、一体なる機能の發揮に努むると共に、軍の作戰に即応しつつ適切果敢な大局の処理を図ることに留意せられた。

而して地方総監と各大臣及び地方長官等との關係は、官制によれば次の通りである。

- 一、地方総監は、行政全般については内閣総理大臣又は各省大臣の指揮監督を受ける
- 二、内閣又は各省の主務については、内閣総理大臣又は各省大臣の指揮監督を受ける
- 三、地方総監府に関する事務は、内務大臣が統理する
- 四、地方総監は、地方長官及び各省の地方出先官衙の長を指揮す

る

又軍と地方総監府との關係は、特に軍管区司令部及び鎮守府との協力を重視し、三者を以て地方連絡會議を構成して各地方における作戰と行政との節調協力の重要事項を議することとせられた。なお状況の進展に伴い各地方に戒嚴令を施行する必要も予想し、その際の軍管区司令官と地方総監との關係を如何に律するかについても研究が進められていたが、成案を得ることなくして終戦となつた。

各地方総監府の名称、位置、管轄区域は次の通りであつた。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道地方総監府	札幌市	樺太、北海道
東北地方総監府	仙台市	東北地方六県
関東信越地方総監府	東京都	関東地方七都、県及び甲信越三県
東海北陸地方総監府	名古屋市	東海四県及び北陸三県
近畿地方総監府	大阪市	近畿六県及び福井県
中国地方総監府	広島市	中国地方五県
四国地方総監府	高松市	四国地方四県
九州地方総監府	福岡市	九州七県及び沖縄県

4 国民戦闘組織

本土の防衛を完うするためには、既述の諸施策のほか、国民戦闘組織の確立が必要であつた。先ず防衛と生産の一体的飛躍強化を主なる狙いとして国民義勇隊が組織され、次いで情勢急迫した場合には全国民が武器を執つて蹴起するため義勇兵役法による国民義勇隊關隊の編成へと發展した。

〔国民義勇隊の組織と運用〕 国民義勇隊の組織については、小磯内閣の末期において決定されていたが、鈴木内閣となつてから逐次実施を見た。

国民義勇隊の目的とするところは、隊員の旺盛なる本土護持の精

神の下に、各自本来の職任を完遂しつつ、戦局の要請に応じ次の如き業務に対し活発に出動するにあつた。

一、防空及び防衛、空襲被害の復旧、都市及び工場の疎開、重要物資の輸送、食糧増産等に関する工事又は作業中の臨時緊急を要するもの

二、陣地構築、兵器、弾薬、糧秣の補給輸送等陸海軍部隊の作戦行動に対する補助

三、防空、消防、其の他の警防活動に対する補助

国民義勇隊の組織運用にあつては次のようなことが考慮された。

一、内閣総理大臣を総司令とする中央機構を設置すると共に、組織に当つては大政翼賛会、翼賛壮年団の機構を活用し、義勇隊の組織進むに従ひ両者は解体する

二、都道府県毎に地方長官を長とする義勇奉公隊本部を設け、当該区域内の義勇隊を統轄し、又市区町村義勇隊の隊長には市区町村長になる

三、国民義勇隊は、官公署は会社、工場事業場等多数の人員を擁するものについては当該地域毎に、その他のものについては一定地域毎に組織する

四、国民義勇隊に参加させる者は、老幼、病弱、妊産婦等を除く外なるべく広汎に包含させる

五、国民義勇隊は、一般に職場、地域共に夫々一定の基準に従つて男女別に編成される

六、国民義勇隊の組織運用等については、在郷軍人会は警防団等と互に齟齬しないやうに配慮され、又農、山、漁村に於ては食糧増産の活動に支障を来さないやうに考慮される

〔義勇兵役法——国民総服役〕 右国民義勇隊の組織運用は、国民の権利義務に影響するところが大であり、且つ国民総服役の趣旨を

徹底させるため、「義勇兵役法」が第八十七臨時議会の協賛を経て六月二十二日公布せらるるに至つた。

義勇兵役法の内容は、概要次の通りである。

一、大東亜戦争に際し日本国民は兵役法の定むる所に依る外本法の定むる所に依り兵役に服し、之を義勇兵役と称する

二、義勇兵役は、男子は、年齢十五年に達する年の一月一日より年齢六十年に達する年の十二月三十一日迄の者（勅令を以て定むる者を除く）、女子は、年齢十七年に達する年の一月一日より年齢四十年に達する年の十二月三十一日迄の者が服役する
尚右服役期間は勅令の定むる所に依り必要に応じ之を変更することが出来る

三、右の外志願する者は義勇兵に採用し得る

四、義勇兵は必要に応じ勅令の定むる所に依つて之を召集し国民義勇戦闘隊に編入され、この召集を義勇召集と称する

〔国民義勇戦闘隊統率令——軍令〕 右義勇兵役法の公布と共に、六月二十三日、国民義勇戦闘隊統率令が軍令によつて制定施行された。

その内容は概ね次のようなものである。

一、義勇兵役法の適用を受ける者を以て編成する部隊を国民義勇戦闘隊と称する

二、義勇兵役法の適用を受ける者を以て各地方に聯合義勇戦闘隊を編成する

聯合義勇戦闘隊は、本部及び若干の義勇戦闘隊、義勇戦闘隊は、本部及び若干の義勇戦闘隊、義勇戦闘隊は若干の義勇戦闘区隊、義勇戦闘区隊は若干の義勇戦闘分隊より成る

三、右の外各鉄道局（各通信局）及び之に準ずる機関並に特に規模の大なる軍需品生産会社、其の他陸海軍大臣の定むる職域等にも国民義勇戦闘隊を編成する

又運輸省鉄道総局（通信院）に鉄道（通信）義勇戦闘司令部が編成される。

四、国民義勇戦闘隊は各区分毎に所在地名又は職域名等を冠称し、必要の職員が置かれる。

五、国民義勇戦闘隊を編成するにあつては国民義勇隊の組織を充当することを本則とし、その要領は軍管区司令官、船舶司令官、鎮守（警備）府司令長官等が定める。

六、鉄道（通信）義勇戦闘司令は參謀総長に隷属する。

七、聯合義勇戦闘隊長は、当該所在地所管の地区司令官に隷属する。

八、一般軍隊と国民義勇戦闘隊との指揮隷属区分は、作戦の必要に応じ之が所属の長官に於て適宜命令を以て律することが出来る。

5 戦時緊急措置法

〔非常事態に應ずる措置〕 以上述べた諸般の措置によつて、国内の決戦態勢は一応整備され得る目途がついたが、さて愈々国内戦場化の様相を考へて見ると、各種の不測の事態が起り得ることが予想された。かかる非常事態における行政を、一々法律によつて行ふことは到底不可能であろうと考えられた。

そこで、憲法第三十一条に示す天皇の非常大権の行使によるか、或は戒厳令の適用によるべきかとの検討が進められたが、結局両者とも当時の複雑広汎な事態の処理には適当でないとの結論となり、

第四章 六月八日の基本政策

1 本土決戦政策確立への動き

ここに戦時緊急措置法という非常立法が生れるに至つた。

〔戦時緊急措置法の狙い〕 戦時緊急措置法は、非常事態に対する全權委任法ともいふべきものであつて、第八十七臨時議会の協賛を経て六月二十一日公布せられたものである。

その狙いとするところは、大東亜戦争に際し国家の危急を克服するため緊急の必要ある時は、政府は他の法令の規定に拘らず次の事項に關し応機の措置を講ずるため、必要な命令を發し又は処分をすることが出来るというにあつた。

一、軍需生産の維持及び増強

二、食糧其の他生活必需物資の確保

三、運輸通信の維持及び増強

四、防衛の強化及び秩序の維持

五、税制の適正化

六、戦災の善後措置

七、其の他戦力の集中發揮に必要な事項で勅令を以て指定するもの

而して本法には、政府の損失補償に關する規定及び右の措置中重要なものについては、戦時緊急措置委員会に諮問すべきことを規定すると共に、本法施行の期日は別に勅令によつて定められることになつていた。

なお本法に關連する詳細な規定が、同時に「戦時緊急措置法施行令」として勅令によつて定められた。

五月上旬における沖繩戦況の絶望化及び独逸の降伏は前述五月中旬における六巨頭の対ソ外交に關する会談のほか、他の二つの重要

な事態を展開せしめた。その一つは第八十七臨時議会の召集であり、今一つは六月八日の戦争指導の基本大綱の決定であつた。

〔臨時議会の召集——米内海相反対〕 五月初旬以来、議会の首脳及び日本政治会等は、新政府の政策を明かにするため臨時議会の召集を政府に迫つていた。一方政府の方においても、本土決戦準備のため国民士気の昂揚及び前述戦時緊急措置法、義勇兵役法等の重要法案制定等、議会開会の必要を認めていた。

この臨時議会召集について米内海相は、政府は立法手段によらずとも勅令によつて目的を達すること可能である。又一度議会を開けば政府は、勢い強い態度を表明しなければならぬ羽目に陥る恐れありとして、反対の態度を採つた。しかし鈴木総理は結局大部の閣僚の意見に従つて、議会を六月九日召集することに決定した。

〔基本大綱の審議開始〕 一方において、来るべき本土決戦に即応する戦争指導の基本政策の立案が急がれた。この基本政策は臨時議会に臨む政府の肚の決定のためにもまた必要であつた。

五月下旬、迫水内閣書記官長は最高戦争指導会議幹事補佐たる毛里英次郎（内閣）、種村佐孝大佐（陸軍省、参謀本部）、末沢慶政大佐（海軍省）、柴勝男大佐（軍令部）及び曾弥益（外務省）の参集を求め、「今後採るべき戦争指導の基本大綱」の一案を提示してこれが討議を要請した。

これより先、陸軍においては鈴木内閣成立後、爾後の戦争指導につき大本営と政府間に一致した基本政策を確立するの必要を認めてこれが起草に着手し、四月十五日頃参謀総長及び陸軍大臣の承認署名を得たる陸軍案を内定して、これを迫水書記官長の手許に廻附していたが、五月下旬迫水書記官長が五人の幹事補佐に提示したものは、この陸軍案と趣旨において完全に一致したものであつた。

かくて内閣案についての最高戦争指導会議の事務当局者たちの討議が始められた。基本政策立案の基礎となるべき世界情勢判断及び

国力の現状に関する報告書も討議に附せられた。審議は前記五人の補佐によつて四人の幹事、即ち内閣書記官長迫水久常、陸軍省軍務局長吉積正雄中将、海軍省軍務局長保科善四郎中将及び綜合計画局長官秋永月三陸軍中將を中心として行われた。

討議は格別の意見の対立もなく進められ、六月五日までに内閣側の提示した原案に一部の修正を加えたのみで最高戦争指導会議に提案すべき基本大綱案及び二つの報告書案の決定を見た。この基本大綱案は、六月六日の最高戦争指導会議及び六月八日の御前会議によつて臨時議会の召集前に正式決定に運ぶことに予定された。

2 国力の現状

基本政策の基礎を為すものの一つは国力の現状であつた。六月六日の最高戦争指導会議に報告された国力の現状は次の通りであつた。

一、要旨

戦局の急迫に伴ひ陸海交通並に重要生産は益々阻害せられ食糧の逼迫は深刻を加へ近代物的戦力の綜合發揮は極めて至難となるべく民心の動向亦深く注意を要するものあり従て之等に対する諸施策は真に一瞬を争ふべき情勢に在り

二、民心の動向

国民は胸底に忠誠心を存し敵の侵略等に対しては抵抗するの気概を有しあるも他局面面の転回を冀求するの気分あり軍部及政府に対する批判逐次盛となり動もすれば指導層に対する信頼に動揺を来しつつある傾向あり且国民道義は頹廢の兆あり

又自己防衛の觀念強く敢闘奉公精神の昂揚充分ならず庶民層には農家に於ても諦観自棄の風潮あり指導的知識層には焦燥和平冀求気分底流しつつあるを看取すかかる情勢に乘じ一部野心分

子は変革的企図を以て蠢動しある形跡あり沖繩作戦最悪の場合に於ける民心の動向に対しては特に深甚の注意と適切な指導とを必要とす尚今後敵の思想攪乱行動は盛となるを予期せざるべからず

三、人的国力

- (イ) 人的国力は戦争に因る消耗も未だ大ならず物的国力に比すれば尚余裕あり唯其の使用概して効率的ならず動員及配置は生産の推移に即応せず人員の偏在遊休化を見つつある現状にして徹底的配置転換及能率増進を強行すれば人的国力の部面に於ては戦争遂行に大なる支障なく之が活用の如何に依りては戦力造出の余地ありと認めらる但し今後に於て大規模の兵力動員あるに於ては必ずしも樂觀を許さざるものあり
- (ロ) 戦争に基く増殖率低下の微漸く顯はれ且体力の低下は特に戒心を要す

四、輸送力及通信

- (イ) 汽船輸送力に付いては使用船腹量急激に減少して現在約百万総噸なるも而かも燃料の不足、敵の妨害激化及荷役力の低下等の為著しく運輸を阻害せられあり若し最近に於ける損耗の実績を以て推移すれば本年末に於ては使用船腹量は殆ど皆無に近き状態に立到るべし且大陸との交通を確保し得るや否やは沖繩作戦の如何に懸る処大にして最悪の場合に於ては六月以降殆ど其の計画的交通を期待し得ざるに至るべし機帆船輸送力も亦燃料不足及敵の妨害に因り急激に減少する虞大なり
- (ロ) 鉄道輸送力は最近に於ける車輛、施設等の疲労に加へ空襲被害に因り逐次低下しつつあり今後敵は交通破壊空襲を激化すべく為に鉄道輸送力は各般の努力を尽しつつあるも前年度に比し二分の一程度に減退すべく特に中期以降一貫性を喪失

し局地輸送力となる虞大なり

- (ロ) 陸上小運送力並に港灣荷役力は資材、燃料及勞務事情並に運営体制の不備等に伴ひ末端輸送及海陸輸送の接続のみならず鉄道及海上輸送自体に対しても重大なる隘路を形成しつつあり尚港灣に付ては今後敵襲に依り其の機能を停止せらるる虞大なり

五、物的国力

- (イ) 通信は資材、要員等の事情並に空襲被害に因り其の機能を阻害せられつつあり今後空襲激化等に伴ひ本年中期以降に於ては各種通信連絡は甚だしく困難となるべし
- (ロ) 鉄鋼生産は主として原料炭及鉬石の輸送入手難に因り現在概ね前年同期に比し四分の一程度に陥り鋼船の新造補給は本年中期以降は全然期待し得ざる状況なり尚所在資材の活用戦力化に付ても実行上多大の困難を克服するの要あり
- (ロ) 東部及西部地域に対する石炭の供給は生産及輸送の減少に伴ひ著しく低下し空襲被害の増大と相俟て中枢地帯の工業生産は全面的に下向しつつあり中期以降の状況に依りては中枢地帯の工業は石炭供給の杜絶に依り相当部分運転休止となるの虞大なり
- (ロ) 大陸工業塩の還送減少に因り曹達を基盤とする化学工業生産は加速度的に低下しつつあり特に中期以降原料塩の取得は危機に直面すべく之が為輕金屬及人造石油の生産は固より火薬、爆薬等の確保にも困難を生ずるの結果となるべし
- (ロ) 液体燃料の供給は今後日滿支の自給に俟つ外なく貯油の払底と増産計画の進行遅延に伴ひ航空燃料等の逼迫は中期以降戦争遂行に重大なる影響を及ぼす情勢なり
- (ロ) 航空機を中心とする近代兵器の生産は空襲の激化に因る交通及生産の破壊並に前記原材料、燃料等の逼迫の為在来方式

に依る量産遂行は遠からず至難となるべし
六、国民生活

(イ) 食糧の逼迫は漸次深刻を加へ本端境期は開戦以来最大の危機にして大陸糧穀及食糧塩の計画的輸入を確保し得るとも今後国民食生活は強度に規制せられたる基準の糧穀と生理的必需最少限度の塩分を漸く摂取し得る程度となるを覚悟せざるべからず

更に海外輸移入の妨害、国内輸送の分断、天候及敵襲等に伴ふ生産減少等の条件を考慮に入れるときは局地的に饑饉状態を現出するの虞あり治安上も樂觀を許さず

尚明年度の食糧事情が本年度に比し更に深刻化すべきは想像に難からず

(ロ) 物価騰貴の趨勢著しく闇の横行、経済道義の頹廢等に依る経済秩序紊亂の傾向漸く顕著となり今後の推移に依りては「インフレーション」昂進の極遂には戦時経済の組織的運営を不能ならしむるの虞なしとせず

3 世界情勢の推移判断

前記国力の現状と同様、六月六日の最高戦争指導會議に報告された世界情勢判断は次の通りであつた。

概ね昭和二十年末を目途とする世界情勢の推移を判断し今後の戦争指導に資せんとす

第一、敵側の情勢

主敵米国は出血の果加、ルーズヴェルトの死去、欧洲戦争の終結に伴ふ戦争倦怠気分等戦争指導上の悩を包蔵しつつも尚豊富なる物力を以て単独にても速かに対日戦争を終結せしめんとする戦意旺盛にして対日作戦強行に邁進すべし英国は欧洲戦争終了後なるべく早期に終戦を希望しあるべきも対日戦争指導は米

国の主導する所なるを以て大勢を左右し得ざるべく結局英国は全世界に於ける米国との協調の必要性並に彼の予想する戦後の東亜処分に際する自国の発言権確保の爲対日戦争参加を継続し且在東亜兵力を増強すべし重慶は延安との抗争及ソの動向に關し苦悩を藏し居るも尚米の利用に依る対日戦完遂と其の國際的地位の向上を企圖し米の支那大陸又は日本本土作戦に呼応し積極的反攻を展開すべし

以上の大勢に拘らず特に欧洲に於ては米英対ソの角逐漸次表面化し来り又米英重慶相互間にも戦争目的の不一致ありて反枢軸側結束は弱化的傾向にあり然れども妥協に依り当面を糊塗するに努むべく彼等陣營の結束は遠かに崩ることとなるべし

但し帝国が毅然として長期戦遂行に邁進し大出血を強要し本年後期に至らば敵側の繼戦意志に相当なる動搖を招来せしめ得ることなしとせず

第二、ソの動向

ソは欧洲戦の動向に伴ひ欧洲に対する戦後処理並に自国の復興に勉むると共に大東亜戦争に對しては自主的立場を持續しつつ機に應じ東亜就中滿支方面に對し勢力の伸張を企圖すべし

而して帝国に對しては累次措置により要すれば何時にても敵對關係に入り得る外交態勢を整へ居ると共に東ソの兵備を強化しつつあるを以て益々政略的圧迫を加重し大東亜戦況帝国に基だしく不利にして自己の犠牲少しと判断する場合に於ては対日武力発動に依る野望達成に出づる算大なり然れども米の東亜進出に對する牽制的意味合よりして比較的早期に武力行使に出づることなしとせざるべし其の時期は敵の本土又は中北支方面上陸の時期、北滿の作戦的氣象条件及東ソ兵力集中の状況等より見て本年夏秋の候以降特に警戒を要すべし

尚ソとしては米の希望の実現を助けかねて自己の意図達成を目

途として我に對し米との和平を強要する場合なしとせざるべし

第三、東亜の情勢

一、太平洋方面

米英は有利なる戰勢に乗じ帝國本土を成るべく速かに大陸より分斷すると共に熾烈なる航空作戰に依り帝國の無力化を策しつゝ一挙に帝國本土に對し短期決戦を企圖すべし之が為南西諸島に於て更に徹底せる戰果を挙げ得ざれば之が攻略に引続き附近基地を拡充し六月下旬以降直路九州四國方面狀況に依り朝鮮海峽方面に對する上陸作戰を強行し次いで初秋以降決戦作戰を關東地方に指向するの算大なり

又對日基地獲得及ソ支政略を目的とする中北支要地作戰を行ふことあるべし尚失地回復及對支補給等を目的とし本土及其の他の作戰と併行的に中南沿岸作戰を企圖することあるべし歐洲戰の終結に伴ひ夏季以降相當量の敵就中大型飛行機の來攻を予期し置くの要あり

二、支那方面

重慶は米の支援に依り基幹戦力の米式強化を図る一方空軍の増勢と相俟ちて米の作戰に策応し秋季以降對日全面的反攻を実施するの算大にして米の進出積極化するに伴ひ大陸戦線亦真に重大なる局面に遭逢するものと予期せらる

又我が占拠地域に對する敵特に延安側の遊撃反攻は益々激化せらるべし重慶と米との關係に照し当面日支間の全面和平を實現せしむること至難なるも支那の再戦場化、米完勝に依る東亜制覇の前途に對しては一抹の不安をも包蔵しあると共に他面延安勢力の浸潤拡大就中ソの圧力増大の可能性に就ては深刻なる苦悩内在しあり

三、南方方面

緬甸方面に對しては引続き陸海空の圧力加重に依り同方面に

於ける我が戦政略態勢は緊縮するのやむを得ざるに至るべし又敵は太平洋方面の攻勢と関連しボルネオ上陸作戰を加強し又近く馬半島スマトラ及其の他要地に上陸政略を強化しつつ逐次爾他各地域を蚕食し其の要域の奪回を企圖すべし

四、大東亞諸邦の動向

大東亞諸邦は大東亞戦局の推移と敵側政略の激化と相俟へて對日非協力態度漸次表面に露呈し中には遂に敵性化するものあるに至るべし

4 戦争指導の基本大綱

又同じく最高戦争指導會議に提案された「今後採るべき戦争指導の基本大綱」は次の通りである。

方針

七生尽忠の信念を源力とし地の利人の和を以て飽く迄戦争を完遂し以て国体を護持し皇土を保衛し民族將來發展の根基を確保す

要領

一、速かに皇土戦場態勢を強化し皇軍の主戦力を之に集中す爾他の疆域に於ける戦力の配置は我が実力を勘案し主敵米に對する戦争の遂行を主眼とし兼ねて北辺の情勢急変を考慮するものとす

二、世界情勢変転の機微に投じ對外諸施策特に對ソ支施策の活発強力なる実行を期し以て戦争遂行を有利ならしむ

三、国内に於ては举国一致皇土決戦に即応し得る如く国民戦争の本質に徹する諸般の態勢を整備す就中国民義勇隊の組織を中軸とし益々全国民の団結を鞏化し愈々戦意を昂揚し物的国力の充実に食糧の確保並特定兵器の生産に国家施策の重点を指向す四、本大綱に基く実行方策は夫々担任に應じ具體的に企画し速急に之が実現を期す

〔和平の含みと実際問題〕

右基本大綱の主眼とするところは、戦

争目的を国体の護持と皇土の保衛の二項目に限定し、この目的達成のため飽くまで戦争を遂行するという強硬な態度を決したことである。而して、その要領の中に、対ソ対支施策の活発強力な実行を謳っているが、それはこの戦争遂行を有利ならしめることを目的とするものであり、少くも字句の上においては小磯内閣時代と同様の意味しか有しないものであった。

右について立案者の迫水書記官長及び種村大佐は、戦争目的を前記二項目に限定したのは、或る程度終戦思想を含んだもので、換言すればこの二項目は、終戦条件を意味したのであると終戦後述懐している。更に種村大佐は、対ソ外交の強力なる実行とは結局は和平交渉に導く含みを持っていたのであるとも述べている。しかし立案者の含みが如何様にあつたにせよ、後述する六月六日の最高戦争指導会議における空気が立証するようにこの基本大綱は、一般には飽くまで戦争を継続するという強硬態度と諒解され、又ソ連を通ずる和平交渉の問題は含まないという理解されていたのが実情であつた。

この基本大綱の起草に参画した事務當局者及び陸海軍の次官、次長は、六巨頭が五月中旬以来秘密に討議中の事項が、ソ連に対する重要外交工作に関する問題であらうことは、当時の情勢上当然のこととして容易に想像していた。しかし討議がソ連を仲介とする和平問題にまで発展しているとは判断していなかつた。

即ちソ連を和平の仲介者たらしめるための外交工作は当時お幾多不定の要素に蔽われており、未だ六人の最高戦争指導会議構成員の胸の中にのみ厳重に秘められていたのである。若しこの工作の実施が自信を以て確定的に決められていたならば、如何に老齢とは言え既述の如く鈴木首相が単なる失念のために、上奏を忘れるが如き事象は生じなかつたはずである。

5 六月六日の最高戦争指導会議

五月下旬以来、事務当局において審議されたところの前述議案は、六月六日最高戦争指導会議に上提された。この日は軍需大臣豊田貞次郎海軍大將も列席した。他の構成員は皆当然のことながら議案に關して十分承知して出席したのであつたが、独り東郷外相のみは外務省内における事務上の手違いのため、当日になつて初めて議案を承知したような状態のまま出席した。

會議の冒頭、鈴木首相の指名により先づ国力の現状が秋永綜合計画局長官によつて報告され、迫水書記官長が世界情勢判断を朗読した。次いで會議は各構成員の発言に移つた。

〔參謀總長代理発言〕 当時梅津參謀總長は既述の如く、滿洲及び中国方面の対ソ作戰準備に関する重要命令の伝達と連絡のため大連に出張していたので、河辺參謀次長が代理して「帝國陸軍今後の作戰に關する所見に就て」左記發言を行つた。

沖繩作戰は敵上陸以來二箇月空陸海の決死敢闘は絶対優勢の敵に對し史上稀に見る至大の戦果を収めました今後共統帥部と致しましては本方面に推進せらるべき敵空海基地の制圧を続行し敵戦力の消耗、敵爾後の進攻遲滞に努力致し度と存じて居ります。

而して其成果如何に關せず敵は在欧兵力の東亜回航に努力しつつありまして今や近く敵の本土進攻を予期せざるべからざる情勢に立到つたのであります。

帝國本土及其周辺の作戰に方しましては陸軍は海軍と協力し敵の進攻に對し極力之を洋上に撃破することに努めますと共に其上陸を見る場合に於きましてはガ島作戰以來諸般の条件の爲發揮し得ませんでした帝國陸軍の主力を運用して敵に決戦を求め得ると存じますので陸軍は必勝を確信し全國民と一体協力の下に決戦の準備に邁進して居ります。

本土に於ける作戦は沖繩、硫黄島、サイパン等の孤島作戦と本質的に其趣を異にし就中敵の上陸点に全軍を機動集中し大なる縦長兵力を以て連続不断的の攻撃を強行し得且地の利と忠誠燃ゆる全国民の協力をも期待し得ることは本土決戦必成の根基であります。

即ち従来離島及遠洋の作戦に於きましては我軍は孤立無援所在戦力を以て一手に全敵軍の集中攻撃の矢面に立たなければならなかつたのでありますが本土に於きましては丁度彼我立場を異にし特に長遠なる背後連絡線に拠らざるを得ざる大兵力の進攻は敵の弱点でありまして従来作戦の経過と同一に論ずるを得ないのであります。

而して敵上陸軍に対し一度攻勢を發起せる我軍は勝利か然らずんば死の一念に徹し挙軍刺達の戦法を以て敵を大海に排擠殲滅せざる限り攻勢を中止せざる鞏固なる信念を堅持するものであります。茲に帝國陸軍伝統の精華を発揮し必勝を確信しある次第で御座ります。又我国独特の空中及水上特攻攻撃はレイテ作戦以来敵に痛烈なる打撃を与へ来たのでありますが累次の経験と研究を重ね本土決戦に於ては特に其成果の大なるに期待し居る次第であります。又今後愈々熾烈化する敵の空襲に対処し空地の防空態勢を強化し最少限の国力を維持し特に広義に於ける作戦準備の根基掩護に遺憾なきを期して居ります。

以上の如く今や軍は挙げて特攻精神に徹し皇國護持の烈々たる気魄の下に周到着実なる作戦準備に進進して居りまして築城の促進、訓練の向上、新戦法の採用等日と共に「待つあるを待む」の必勝態勢を完整しつつあります。

作戦上の所信は右の通で御座りますが一言附加致しますれば対米作戦の完遂を期する為には対ソ絶対静謐保持は戦争指導上確守すべき要件たるは申す迄ありません。

軍は対ソ作戦準備の急速整備に方りましては特に此点に付細心の

注意を加へるところでありますが積極的対策は対米作戦の完遂を期し本土進攻に対し一大攻撃を与ふることがソ連に対し北辺窺視の罅隙なからしむる所以であると信じて居る次第で御座ります。

〔軍令部総長発言〕 次いで豊田軍令部総長は左の通り所見を開陳した。

沖繩作戦は海陸軍航空兵力の累次に亘ります大規模攻撃に依りまして敵の海上兵力に多大の損耗を与へ地上部隊の敢闘と相俟ちまして敵に対し至大の出血を強要致しまして敵の進攻を遅延せしめつつあるのみならず敵機動部隊再整備成る迄の間は飛躍的進攻を不可能ならしめ得たものと存じます。

現在尚沖繩島周辺に於きましては敵艦船に対し有利なる航空攻撃を行ひ得る情況に在りますので引続き航空作戦を強化し敵の進攻を此上とも遅延せしむる如く致し度と存じて居ります。

次に敵の次期進攻に対しまする企図判断を申し上げます。主敵米は急速対日終戦を所期し即戦即決の方針を執りまして圧倒的兵力を集中して我本土要域に対する進攻作戦に出づるの算極めて大で御座るまして既に着着其の準備を進めつつあります。

進攻経路は右方針に鑑み直路帝都を中心とする関東方面の致命要域に対する上陸を冀求しあるものと判断せられますが沖繩作戦に於て蒙りました損害特に機動部隊整備遅延を余儀なくせしめられました結果、先づ九州南部四国方面を奪取し海空基地を整備して之が利用を計りつつ関東方面に米攻するの算が大なりと認めて居ります。

其の時機は九州、四国方面に対しましては七、八月の候に、関東方面に対しましては初秋以降と判断致して居ります。

敵の執るべき企図判断細部を次の通り期致して居ります。

(イ) 沖繩作戦概成後成るべく速かに徳の島、喜界島、奄美大島等

に對する滲透作戰を行ふ算大なりと認めます。

(四) 沖縄方面、硫黄島、マリアナ方面航空兵力の躍進的強化に依りまして對本土攻撃の徹底化を計り以て我國力の低下並に民意の軟化を策すると共に極力我航空兵力の撃滅を企図し此の間潜水艦と相俟ちまして海陸交通の遮断を強化すべきを以て北部日本海の一部以外の海上交通は極めて困難なるべきを予期するの要があります。

(五) 敵の済州島方面來攻は日鮮交通完全分断を目的と致し且對日攻撃基地推進の見地より之を強行し来る算が御座あります。

(六) 北中支方面作戰は主として歴大なる歐洲よりの転用航空兵力展開基地獲得の目的をもちまして早期に実現を見るの算があります其の時機は六、七月の候と予期致して居りますが若し之が実施時機遅延を見る場合には米の對支政略作戰と致しまして其の作戰の規模構想に更改を見るものと判断致して居ります。

(七) 南支、仏印方面作戰は英軍を主体とし主進攻作戰と併行しまして別個に生起の算概ね確実と存じます。

(八) 千島、北海道方面に對しは牽制作戰程度以上に出る算殆ど無しと認めますが對ソ關係特にソが對日開戦に出づる場合は米としては情勢許す限り此の種作戰を企図するものとして警戒の要が御座あります。

以上の如き敵の企図に對しましては海軍は陸軍と密に協力し敵來攻部隊を海上に捕捉撃滅することに努めますが敵が早期に本土に來攻する場合は充分なる兵力を整備することが困難で御座ありますので概ね六、七割程度のものには遺憾作ら上陸を許すことになる算大なりと判断致して居りますので地上戦生起を覚悟するの要が御座あります。

作戰実施に當りましては全軍特攻精神に徹し皇國護持に邁進し得る如く銳意作戰準備に努めつつありますので敵の進攻が遅延す

る場合には作戰が有利となり海上撃滅の可能性が増大して参りますが他面熾烈なる空襲下に於きます生産の維持特に航空燃料の増産を完遂致すことが絶対必要と存じて居ります。

〔構成員の討議——外相の不满と疑念〕 右の如き陸海軍両統帥部長の發言に引續いて基本大綱案自体についての討議が始められた。

この基本大綱案を初めて承知したところの東郷外相は、かかる強硬政策の決定は彼の懷く終戦構想実現の途を塞ぐものであると考え大なる不満を持つた。即ち外相はこの案に對し次の二点について疑念を表明した。

その一は、對ソ外交に期待し得る成果についてであつた。外相は先ず戦時外交が作戰情勢に左右されるところ大なる所以を述べ、現在の日本の作戰情勢を以てしては、ソ連の對日參戦を防止するための對ソ工作の実施は相当困難なるべきことを強調した。尤も外相もソ連の對日參戦防止實現についての幾分の可能性は否定しなかつた。

その二は、軍需生産の維持の見透しについてであつた。外相は敵の空襲は愈々激化するにおいては生産減退の危険大なりと述べた。更に外相は、參謀總長代理の發言に言及して、戦争が本土に近づけば近づくほど我が有利であるとの議論は、我が空軍にして優勢なる場合にのみ限定さるべきであると述べた。

豊田軍需相は、敵は直ちには上陸せず、空襲により我が生産を漸減した後易々と上陸せんとするに非ずやと、その敵情判断を述べたが、軍需生産の維持の問題については、これが隘路は輸送力なるがゆえに、敵の空襲に對する陸海交通の防衛に關し強力なる措置が採られるならば、生産意欲の昂揚及び關係官庁の密接なる協調と相俟つて軍需生産を所要水準に維持すること不可能に非ずと述べて基本大綱の採択を支持した。

米内海相は、從來強く和平の方向に傾いていたが、現段階におい

てはこの程度の決定は已むを得ないと認めて会議の席上殆ど発言せず、ただ会議の終幕にあつて「能否の問題よりもこの趣旨でやらねばならぬ」旨を述べて大綱案の採択を支持した。

他の軍部側構成員は勿論異存なかつた。鈴木首相は、討議中終始強硬な態度を示し、現下の事態は本案の採用を要求していると強調した。即ち鈴木首相は六月九日召集予定の臨時議會を目前に控えて挙国一致、戦政一体の強い態度を確立する必要に直面していたのである。

〔基本大綱の採択——一部増補改訂〕 かくして會議は、国力の現状及び世界情勢判断に関する報告並びに基本大綱案に一部の増補訂正をおこなつて基本大綱を決定した。

国力の現状に関する報告は、余りに悲観的であると判決された。これでは前途の見込み立たずして戦争継続の可能性を否定するに等しい、しかし窮境打開の道なきに非ず、又そのように努力しなければならぬということに全員の意見一致し、左の如き判決が報告の末尾に増補された。

国力の現状以上の如く加之敵の空襲激化に伴ひ物的国力の充実極めて困難なる状況にありと雖も之が最大の隘路は生意意並に敢闘精神の不足と国力の戦力化に関する具体的施策の不徹底なるとに存す之が為国民の戦意特に皇国伝統の忠誠心を遺憾なく發揮せしむると共に戦争遂行に必要な最少限の戦力維持を可能ならしむる如く八、九月頃迄に完了せしむることを目途とし強力なる各種具体的施策を講ずるの要あり

なお世界情勢判断についても同様の趣旨で左の判決が追加された。

今や戦局は帝国にとり極めて急迫し歐洲盟邦も既に崩壊しソの対日動向亦最も警戒を要し帝国は真に存亡の岐路に立ち居るも敵亦苦悩を包蔵しつつ短期決戦に狂奔しあり

従つて帝国は牢固たる決意の下必勝の闘魂を堅持し皇国伝統の忠誠心を遺憾なく發揮し速かに政略略施策を断行し以て戦勝の神機を捕捉するに遺憾無からしむるを要す

最後に基本大綱案については、その方針中の「民族発展の根基を確保す」なる字句を「征戦目的の達成を期す」と改めて採択された。

〔帝都固守——首相提案〕 なお基本大綱の審議にあつて鈴木総理は、是非基本大綱の中に入れようというに非ずと前提して、帝都を固守する方針即ち帝都を移転しない趣旨を明かにするを要する旨提案した。その論拠は帝都を移すに至らば民心の解体必せりというにあつた。総理の趣旨については全員格別の異見は無かつたが、かかる問題は基本大綱中には述べず、所要に応じて機宜答弁することとなつた。

〔六月七日の閣議——切腹當實の覚悟〕 最高戦争指導會議の翌日、閣議は前日政府大本営間に採択されたところの基本大綱を決定した。

この閣議決定後鈴木総理は、六日の最高戦争指導會議において明かにされたところの陸海阿統帥部の冲繩戦局の如何に拘らず最後まで戦い抜く決意と、敵の戦意喪失までは必ず戦い得るとの自信を披露し、且つ閣員に対して「出来なかつたら腹を切るといふ所までつき進んだ責任觀念」を以てこの基本大綱具現のため諸方策の実行に当るべきことを要望した。

鈴木総理は又、この際「帝都は之を固守するものとす」という決意を披瀝して閣員の諒承を求むるところがあつた。

6 六月八日の御前會議

基本大綱を最終的に決定するための御前會議は六月八日開催された。この御前會議には、六人の構成員及び幹事のほかに平沼枢密院

議長、豊田軍需相及び石黒農相が特に出席した。

御前會議は、六日の最高戦争指導會議と同様、先ず国力の現状及び世界情勢判断に関する報告の朗読を以て開始された。報告の内容は最高戦争指導會議において決定された通りであつた。

〔軍令部総長発言の重要修正〕

統帥部代表の説明がこれに続いた。參謀総長代理河辺中將の発言は六日の最高戦争指導會議におけるものと全く同様であつたが、豊田軍令部総長はその発言中ある重要な部分の修正を行つた。即ち六日は、敵上陸の際海軍の挙げ得べき戦果について「概ね六、七割程度のものには遺憾なく上陸を許すことになる算大なり」と消極的に発言していた部分を「敵全滅は不能とするも約半数に近きものは水際到達前に撃破し得るの算ありと信ず」と自ら修正して発言した。

〔豊田軍需大臣説明〕

次いで総理の指名により豊田軍需大臣が、次の如き説明を行つた。

軍需生産並に物的国力一般の現状に関しては綜合計画局長官の説明の通でありますが、第一、四半期の実施状況を見ますに海上輸送力に付きましては總量的には概ね最低目標を確保し得べき見込であります。大陸穀類、塩に関しては港灣荷役力の不足、機雷投下等の為相当実績不良でありまして、或は第一、四半期計画量を上半期に於て実行し得る程度に止まり第二、四半期計画分は殆ど期待し得ざる状況に陥ることなきを保し得ざることを惧るる次第であります。又石炭に関しても前記と略々同様の原因により鉄道及機帆船の輸送実績十分ならずが為重要物資の生産も相当計画を下廻る状況であります。

次に第二、四半期の軍需生産は海陸輸送力の推移に左右せらるること最も大であります。汽船輸送力は主として空襲の激化に依り前期に比し更に著しく低下すべく大陸糧穀及び塩の輸送に重点を置きますときは軍需生産關係としては僅少なる石炭を輸送し得

るに止り機帆船輸送力及び鉄道輸送力に付ても空襲により前期に比し相当低下するものと意料せられます。右の如き海陸輸送力の低下は惹いて軍需生産の基盤たる本州中部の石炭配当量を前期に比し相当大幅に低下せしめ産業稼働は前年同期の三割内外に低下するものと予想せられ特に重要な軍需關係資材の生産に於ても前期の六割乃至七割程度に低下するものと予想せられます。

尚航空兵器に関しましては現状に著しき変化なき限り上半期に於ては、概ね当初計画の六割程度即ち月二、〇〇〇機程度の生産を維持し得る見込であります。疎開を必要とする実情にありますのと航空工業が綜合工業たるの特性に鑑み他の関連工業の生産が減退すれば其の影響を蒙ることは免れ得ないと思へます。

而して若し沖繩の戦局最悪の事態に陥るが如き場合を想定致しますと軍需生産は更に悪化する懼が頗る大であります。

以上の如きでありますので今後の軍需生産維持は主として海陸輸送力の確保如何に関します。故に兩統帥部に於ては空襲に対する海陸輸送機關の防衛に關し強力なる措置を講ぜられんことを特に要望する次第であります。

以上申述べましたるが如く情勢の推移に依りましては先に綜合計画局長官の述べられたる生産の見透は更に急激に悪化する可能性があるのであります。前者の見透程度の生産を遂行致しまするが為にも容易ならぬ決意を要するものと考えます。軍需生産に従事するものと致しましては一方軍部は素より各關係者と緊密なる連絡を保持し生産意欲闘精神の昂揚及び国力の急速なる戦力化に對しあらゆる手段の方途を採りますと共に、他方軍需行政に關する關係者の職域を明定し其の職域とする所に付ては全責任を以て果敢に其の任務を遂行し得る如き方策につき速急に所要の措置を講ずることが絶対に必要と存する次第であります。

〔東郷外務大臣説明〕

次いで石黒農商大臣が食糧事情について説

明し、その後に行われた東郷外務大臣兼大東亜大臣の説明は次の通りであった。

米英、ソ連及び重慶の動向に就ては概略は「世界情勢判断」に於て陳述の通りで御座るますが、之に関連し若干所見を申し上げ度いと存じます。

第一点は主なる敵米国の戦争指導に關してで御座ります。米国は内外に於て或程度の困難に遭遇して居るのは事実と認められますが、帝國を比較的に短期間に屈伏せしめ得べしとの自信を固めて居る模様でありまして、帝國に対し無条件降伏を強制せんとする意圖を堅めて居るが如く、對日戰意の喪失を近き將來に期待することは不可能であります。而して英國は結局米國に追從するの外なく、兩者の間隙に乗ずる余地も先づ無いので御座ります。

第二点は米英對ソ連の確執に關する見透しで御座ります。對独戦争の終了が米英ソ間の協調を弛緩せしむる一材料たることは否定し得ない所でありまして、独逸其の他歐洲各國の戦後処理、近東問題、世界平和機構等に付き、今後米英對ソ連の間に幾多の確執が起ることは予想に難からざる所で御座りますが、他面米英側も又ソ連側も、戦後の平和維持の可能性、從つて戦勝の結果を確保し得べき可能性は懸つて三国間の大局的協調の持続如何に在りと認識して居ります關係上大東亜戦争統制中に右協調が破局に陥るが如きことは容易に期待し得ざることで御座ります。

第三点はソ連の對日動向に關連してで御座りますがソ連は昨年十一月スターリンが日本を侵略国と呼び、本年四月五日に至り中立条約の継続を不可能なりと通告し来れる以後は、事実上は帝國に對し、何時にても敵對關係に入り得る態勢を整へ來つたので御座ります。元來戦時に於ては外交は軍事と表裏一体を為すものでありまして、外交は戦局の進展に由り多大の影響を受けますのみならず、外交交渉の成否も之に依る所大なる次第でありますから、

ソ連をして中立を守り通せしめ得るや否やも、窮極に於て戦局の推移に左右せられる所が尠くないので御座ります。然るに近來ソ連は日本が遂には米國の軍事力に圧倒せらるる可能性大なりと見て居る模様でありますから、ソ連をして中立を維持せしむる為の外交は極めて困難であると申さねばなりません。如き場合には、我が死命を制せらるる次第でありますから、外交当局としてはソ連をして中立を維持せしむる為万般の努力を払つて居る次第で御座ります。但し右様な次第で御座りますから、厳正中立以上に我方に好意的なる態度を執らしむるが如きことは戦局の推移格段に帝國に有利とならざる限り殆ど不可能と申す位至決定で御座りますから、此の種好意的態度を見越して指導方針を決定するが如きは誠に慎むべきことを考えらるる次第で御座ります。

最後に重慶に就て簡単に申上げ度いので御座ります。從來より重慶工作なるものが幾度か試みられて來たので御座りますが、國際政局及戦局の現段階より見まして単に日支間のみの全面和平が実現至難なるは勿論で御座りまして、此の如き工作は重慶の對日謀略に乗ぜられ、少くとも重慶の戰意を強化する結果に陥つたので御座ります。尚又米支關係をも考慮に容れたる日支全面和平の可能性如何と申しますれば、之は日米間の和平とも相成りますので現在の処実現不可能なることは明かで御座りますが、重慶に對して我が公正なる態度を示し政治攻勢を執ることは軌道に乗つたもので御座りますので今後共努力を続ける必要と価値とがあると存する次第で御座ります。

〔平沼樞密院議長の所見開陳〕 続いて鈴木総理より、樞密院議長及び陸海軍大臣の所見開陳を要請したるに對し、平沼樞密院議長のみ前述の戦争指導大綱について左の如く発言した。

一、只今の説明により戦争指導方針並に作戰の計画に就いては充

分諒解せるも今後の戦争遂行に相当の困難の存するを痛感す。敵は科学の応用優秀にして且物量龐大なるに對し我の對抗は相当困難なるべし。

二、戦争遂行上の困難克服の対策は今後の戦争指導方針大綱に示されてあり何れも期する処あるべしと信ず。

(イ) 「國体を護持し」とあるは申す迄もなき事にして此に關しては平戰時を問はず努力せざるべからず、歴史に徴するに我が國にては内亂の爲國体に汚点の生ぜんとしたる事はあるも御稜威に依り拂拭せられたり。

今次大戰に於ては敵國の爲或は國体に汚点の生ずることあるべき米英の宣伝等もあるものにして之等に惑亂せしめられざる如く國內対策に留意するを要す。

敵の攻撃が爲我が國体に汚点を生ずることなきは信ずる所なり。唯國民をして疑念を生ぜしめざる様充分指導対策を講ずる要あり。

(ロ) 次に「皇土を保衛し」とあるも之も亦勿論のことにして、皇土を失ふことは國家の恥辱なり、此の点は如何様のことあるも万難を排し飽く迄戦争を続行することに邁進せざるべからず。

三、戦争指導の要領に關しては原案通にて可なりと認む。

(ハ) 之が遂行の爲には生産の増強、食糧の充実、其の他必要なること論を俟たず。之に對しては當局の特段の尽力を要請す。

(ニ) 茲に最も大切なるは國民思想指導対策に關することなり。即ち國力の現狀は判決の通りなるべしと思考する最も大切なるは戦局の推移、殊に戦況我に不利なる場合には民心弛緩し易きものなるを以て此の点に慎みを要す。民心弛緩に就いては其の絶無を期するのは不可能なるも之に對する制圧の処置

を充分に講ずること即ち權力を以て之に臨むこと肝要なり、乍ら權力による制圧にては不良思想の表面化を防止するにすぎず。國民思想の根本を矯正するには之と併行して教化の力に依らざるべからず。

我歴代は此の方針にして経綸せられたり即ち垂仁天皇は其の詔に教化を第一とせられたるも今日も之に變らず當局は此の精神を体して事に臨まざるべからずと確信す。

(イ) 今日人心の弛緩は否む能はず素より伝統的の忠誠心は失はれず、先祖の遺風を顯彰せんとの気分は變はらず、但し之に陰影を生ずる時により免る能はず今日の場合人心を緊張せしむることに最も政府當局の御配慮を要望する次第なり。

(ロ) 「戦意の昂揚」は一にかかりて國民の忠誠心の發露によるものにして之を弛緩せしむるは和平を口にすることなり。今日飽く迄戦争を完遂せんとする時に和平を唱えるが如きは最も戒むべし。

個人の安易の爲和平を希望する者あらんも戦争を完遂せざるべからざる事態に於て國民の間に和平の弥漫するが如きは最も戒むるを要し、之を國民の教化と權力により制圧するを要す各大臣就中陸海軍当局に特に希望す。

〔御前會議決定—總理所信開陳〕 平沼樞密院議長の發言が終るや、鈴木總理は先ず今後採るべき戦争指導の大綱は概ね一昨日最高戦争指導會議において審議したる所に帰する旨前提して「今後採るべき戦争指導の基本大綱」を議案として上呈し各構成員の意見開陳を求めた。發言者が無かつたので鈴木總理には異議なく採択の旨宣し、最後に總理自身の所信を左の通り開陳した。

本件「今後採るべき戦争指導の基本大綱」に従ひ今後政府、統帥部は真に一体とつて之が實現に努めて參る次第であります。が本件は本日の論議に徴しても明かなる通り、政府並に統帥部に於て

は並々ならぬ努力を致すことが必須の前提要件となつて居るのであります。

統帥部に於かれましては眞に陸海一体の綜合作戰の妙を發揮せられますやうに御願を致しますと同時に、政府の側に於きましてはも本大綱就中其の第二項及び第三項に付ては閑僚一同言葉の通り必死の決心をもちまして之が具現に努力致しまして、誓つて本大綱に示されたる方針の完遂に邁進致す覚悟で御座ります。

現下帝國の情勢は眞に危急で御座ります。謂はば死中に活を求む

第五章 天皇の終戦御意図

1 混乱した臨時議會と内閣

〔天佑天罰事件——講場混乱〕 第八十七臨時議會は六月九日開会されたが、鈴木総理の施政方針演説に関連して混乱を惹き起し、会期二日間延長の已むなきに至つた。

問題は演説中の「……太平洋を軍隊輸送の為に用ふるならば、必ずや兩國共に天罰を受くべし」と警告した」という一句に端を發した。この一句は鈴木首相が、大正七年練習艦隊司令長官としてサンフランシスコに寄港した際における歓迎会席上の演説の引用であつた。施政方針演説が閣議において審議せられた際、傍点の部分を「天誅必ずや至るべし」と変更されが、鈴木総理は、一面本臨時議會によつて米國に対し我が學國抗戰態勢を示すと共に、他面この演説の文句を以て対米呼びかけとなさんとする意図の下に、自ら原案の通り復活して演説を行つたのであると云われている。

十一日衆議院特別委員會における小山亮委員の、この一句に関する質問に対する首相答弁の更に別の文句によつて問題は遂に火を点ぜられた。その一句は「……是は天佑を保有するといふ御言葉の意

る立場に在るとも申すことが出来ると思ふのございますが、是は單純なる智慧とか才覚とかを以ては能くし得ない所でございまして、簡明直截、右顧左眄することなく、驀らに所信に向つて邁進する外はないのでありまして、此処に私共政府の覚悟を申し上げて置く次第で御座ります。

會議の間、天皇は何時もの如く終始沈黙を守られたが、鈴木総理が自身の所信開陳を終つた後、入御を奏請するや靜かに會議室を退出せられここに會議は終了した。

味につきましては、學者の間にも非常な御議論があることであります、……」であつた。議場は忽ち混乱した。

衆議院の一議員及び護國同志会等は、この答弁は我が國体を弁えざるものの言であるとなし、この機会を捉えて倒閣を企図した。彼等は、これがために陸軍の支持を期待し、又事実陸軍の極く一部には彼等の反政府運動を勇気づけるが如き言動もあつた。しかし阿南陸相がかかる反政府運動を支持しない意図であることが判明するに及んで、議會内外の倒閣運動はその支柱を失ひ、事態は漸く平靜に帰した。

〔米内海相の辞表表明〕 一方、本臨時議會上程の最重要法案たる既述の戦時緊急措置法も、元來概括的委任立法なるがゆゑに難航を続けた。即ち衆議院の委員會からは、政府委任事項に対する相当大幅な制限を含む報告が提出された。貴族院の公正会からは、政府は憲法第三十一条の天皇の非常大権の發動によつて、その政策を果敢に断行すべきであつて、かかる法案は必要としないとの建議を行つていた。時あたかも衆議院では前述の内閣打倒運動が表面化している最中で、護國同志会は鈴木首相攻撃の機文を院内にばら撒いていた。

かかる情勢に対し、左近司國務相は「衆議院委員会の報告には全面的不同意、かくの如き無駄な国会は停会にした方がよい」と主張し、米内海相もこれを支持した。しかし鈴木首相を含む大多數の閣僚は、衆議院委員会の修正意見の一部を認める案に落ち着き結局全員賛意を表したが、米内海相は自分としては意見が容れられなかつた以上善処したい、但し内閣には迷惑はかけないと単独辭職の意志を表明した。

米内海相の辭意は、ここに端もなく表明されたが、その裏には海相の首相の政策及び手腕に対する失望があつた。海相はこの時まで数々の会談により、首相が真にはつくりした終戦意図を持つてゐるや否やに疑問を持つてゐた。又仮に持つてゐたとしても、現実に見るような国政の舵の操り方では、果して終戦に導き得るや否や甚だ疑問であると考えていたようである。

〔海相の翻意と終戦促進の決意〕 しかしこの際における海相の辭任は、時局を混乱に陥らせる結果となるので閣内より留任勧告が行なわれた。特に阿南陸相が左近司國務相を介して熱心に行つたところの申入れは海相の辭意を柔らげた。次いで米内海相は国会末期の六月十三日東郷外相と密談した際、五月中旬六巨頭会談の申合せ事項の第三項即ちソ連を通ずる和平工作を促進發動することの合意に達し力づけられ、更に同日午後木戸内大臣から、後述する時局收拾対策試案の提示を受けて完全に辭任を思い止まり、閣内において終戦に向つて努力する決意を固めた。

一方議會の方においては揉みに揉んだ末、戦時緊急措置法及び義勇兵役法を成立させて十三日閉会した。

2 木戸内府の時局收拾対策試案

〔対策試案の内容——親善奉戴の交渉〕 議會及び内閣において前述の如き混乱が演ぜられつつある時、六月八日決定の基本政策は

宮中方面に強力な反響を惹き起していた。

六月八日の御前會議開催の直前、木戸内大臣は會議関係書類を閲覧して、この基本大綱は明かに戦争続行の反復であると見た。木戸内大臣は陛下の御軫念の御様子を拝するにつけても、かか政策の採択は結局在莠として日を過す結果となり何ら益するところなし、この際政府及び大本営をして終戦の方面に転回せしめることが必要であるが、その手段は陛下の御意図を体して自ら其の衝に當り、先ず政府側を同調せしめる以外にない」と決意した。かかる意図の下に木戸内大臣は、講和措置を中心として左の如き時局收拾の対策試案を起草した。

一、沖繩に於ける戦局の推移は遺憾乍ら不幸なる結果に終るのを不得止を思はしむしかも其結果は極めて近き将来に顕はるることとは略確実なり

二、御前會議案參考として添付の我國国力の研究を見るにあらゆる面より見て本年下半期以後に於ては戦争遂行の能力を事実上殆ど喪失するを思はしむ

三、敵の今後採るべき作戦は素より此方面の素人なる余の適確に判断し得ざるは勿論なるが今日敵の空軍が大量焼夷弾攻撃の威力より見て全国の都市と言はず村落に至る迄風漬しに焼払ふことは些したる難事にあらず又左迄の時を要せざるべし即ち住居の破壊戦術に出てくる時は之は貯蔵の衣服食糧の喪失を同時に伴ふ殊に農村方面にては従来空襲に慣れ居らざる故不意に此種の攻撃に遭遇するときは予め貯蔵品の疎開等は到底実施困難なるべく結局は殆ど其の全部を喪失するものと見ざるべからず

況んや全国の小町村に至りては航空防禦は皆無と云ふべく地上の民防空の施設も極めて貧弱なるに於ておや

四、以上の想定にして大なる誤なしとせば本年下半期以後の全国に亘る食糧衣料等の極端なる不足は寒冷の候に向ふ季節的關係

もあり容易ならざる人心の不安を惹起すべく事態は真に收拾し能はざることとなるべし

五、以上の観点よりして戦局の收拾につき此の際果斷なる手を打つことは今日我國に於ける至上の要請なりと信ず

然らば如何なる方法と手段により此の目的を達成すべきや是最も慎重に考究を要するところなり

六、敵側の所謂和平攻勢的の諸発表諸論文により之を見るに我國の所謂軍閥打倒を以て其の主要目的となすは略確実なり

七、従て軍部より和平を提唱し政府之によりて策案を決定し交渉を開始するを正道なりと信ずるも我國の現状より見て今日の段階に於ては殆ど不可能なるのみならず此の機運の熟するのを俟た

んか恐らくは時期を失し遂に独逸の運命と同一轍を踏み皇室の御安泰国体の護持てふ至上の目的すら達し得ざる悲境に落つる

ことを保障し得ざるべし

八、従つて従來の例より見れば極めて異例にして且誠に畏れ多きことにて恐懼の至りなれども下万民の爲め天皇陛下下の御勇斷を御願ひ申上げ左の方針により戦局の收拾に邁進の外なしと信ず

九、天皇陛下下の御親書を奉じて仲介国と交渉す 対手國たる米英と直接交渉を開始し得れば之も一策ならんも交渉上のゆとりを

取るためには寧ろ今日中立關係にあるソ連をして仲介の勞をとらしむるを妥當とすべきか

十、御親書の趣旨、宣戦の詔勅の御趣旨を援用し常に平和を願念被遊るところ今日迄の戦争の惨害に鑑み世界平和の爲め難きを忍び極めて寛大なる条件を以て局を結ばんことを御決意あり

たるを中心とす

条件の限度、名譽ある講和（最低限たることは不得止べし）宣戦の目的に考え太平洋をして真に字義通り太平洋たらしむることの保障を得れば我占領地の処分は各国家及各地域に於ける国

家民族の独立を達成せしむれば足るを以て我國は占領指導者の地位を放棄す占領地に駐屯せる陸海軍將兵は我國に於て自主的に撤兵す（此場合武装を現地に於て放棄するの必要に迫らるることあるべきも之は交渉の結果に待つこととす）

十一、軍備の縮小については相当強度の要求を迫らるるは覺悟せざるべからず之は国防の最少限度を以て満足するの外なかるべし以上は余個人の意見にして固より余の氣持を率直に示し根本の重大要件のみを掲げたるに過ぎず交渉条件等は更に各方面の専門家を待つて整正するの要あるは勿論とす

〔天皇の御満足——具體的第一着手〕 木戸内大臣は自ら起草した試案については六月九日、松平秘書官長と協議を重ねた後、更にかねて秘かに連絡のあつた外務省の加瀬俊一事務官及び総理秘書官の松谷誠陸軍大佐に対して松平秘書官長をして意見を徴せしめた。

準備は今や整つた。木戸侯は九日午後、陛下に拝謁して試案について言上し、且つこの問題について首相及び陸海外三相と協議することのお許しを乞うた。陛下はかねてから戦局の推移を深く御憂慮になつており、殊に中小都市が空襲のため次々に灰燼に帰し無辜の国民多数が衣食住を奪われて困窮に悩む情況について最も御心を悩まされていた。又この前日の八日に御前において決定された基本政策についても、多大の疑問を感じていられたところでもあつたので、木戸試案に対して深く御満足の意を表され、速かに対策に着手するよう仰せ出された。かくして日本の終戦に関する具體的第一着手は先ず宮中から発せられることとなつた。

時あたかも議會開会中で、關係は多忙であつたため木戸侯がその閉会を待つてゐる間に、天皇の早期講和に対する関心は、海津參謀長の大連からの帰還報告及び海軍特命檢閱使長谷川清大將の海軍特攻戦備に関する報告によって更に深められた。梅津參謀總長は、その報告において関東軍の当時の兵力は新編のものを加え二四箇師団

であるが、その実力は嘗ての精鋭師団に換算すれば約八箇師団に相当し、後方準備は約一會戰分の程度である旨言上した。又長谷川大將は海軍の水上特攻部隊の士気は昂揚しているが、実際の戦備は生産の關係上予定より相当遅れている旨奏上した。

右の二報告は陛下にとつては著しく悲觀的なものとして映つた。即ち陛下は、その旨を木戸侯に伝えて、対策試案の着手を急がしめられた。

〔首相及び陸海外三相の同意〕 木戸内大臣は、議會閉会のその日から直ちに行動を開始した。六月十三日には鈴木首相及び米内海相に個別のに會談してその計画を説明した。海相は、鈴木首相が同一歩調を採ることを条件として早速同意した。首相は研究に暫くの時日を要求したが、これまた一般的同意を表明し、是非やりましようとし強く答えた。

六月十五日には東郷外相と會談し、特に具體策の作成に至急取掛かられた旨を依頼した。外相においては無論異議はなかつたが、この際五月中旬の六巨頭申合せの件を説明したところ、鈴木首相が未だ本件に関して奏上していないことを知つて驚いた。

阿南陸相との會談は、陸相が信州の松代及び新潟方面に出張していた關係上十八日となつた。陸相は、戦局の見透しについては木戸侯と大体同様の観測であつたが、敵が本土作戰を敢行する場合は一打撃を与えて然る後戦争を終結に導くと可とする旨述べた。しかし結局陸相も木戸試案に同意した。なおこの際陸相は、陸軍内の或る一部が木戸侯の和平活動を察知して内大臣の更迭を求めんとする空氣にある旨、好意的に言及して内大臣の注意を喚起した。

かくして木戸内大臣は、陛下の思召の下その第一の目的であつたところの首相及び陸海外三相の同意を取り付けることに成功した。

3 陛下の六巨頭召集

〔六巨頭對ソ和平仲介交渉に決す〕 右の如き木戸内大臣を中心とする會談の間、鈴木首相はこの問題を最高戦争指導會議において討議するに決した。実のところ十三日以後の動きは、あたかも木戸内大臣が首相なるかの如き觀を呈し、政府大本營間は勿論政府部内の首相及び陸海外相間においてさえ相互に十分話し合う機會を有していなかつたのである。

會議は十八日夜行われたが、この會議において陸相及び阿統帥部長は、本土決戦に期待をかけてこの機會に挙げ得る戦果の上に平和交渉をなすが可なりと主張した。しかし會議は結局、日本としては米英が絶對的無条件降伏の主張を固守するかがり戦いを繼續するの要あるが、我になお相當の戦力ある間に第三国殊にソ連を通じて和平を提唱し米英をして少なくとも國體護持を包含する和平に導くこと適當なり、なお九月頃までに戦争の終結を見得るにおいて最も好都合なるを以て、先ずソ連の態度を七月上旬頃までに偵察したる上、なるべく速かに戦争の終結の方途を講ずべしとのことに大體の意見の一致をみた。

右結果は、二十日に鈴木總理から木戸侯に通知された。又東郷外相は同日参内して、広田・マリック會談の経緯等について上奏した。

〔直接の御下命〕 右の如き動きを知つた木戸内大臣は、講和に向つての政策の変更を更に明確にするためには六人の最高戦争指導會議構成員を御前に召集され、直接陛下より外交的講和工作を開始するよう御命令になるのが最も効果的であると考へた。よつて木戸侯はこの意見を二十日の午後陛下に言上し、会同は二日後の午後三時召集された。

この会同においては、先ず陛下より「戦争指導に就ては先に御前會議に於て決定を見たる所、他而戦争の終結に就ても此の際從來の觀念に囚はるることなく速に具體的研究を遂げ之が實現に努力せんことを望む」との意味を述べられた。次いでこれに關する各人

の意見如何にとの御尋ねがあつたが、全員余りにも突然のことで早速に奉答する者も無かつた。しかし先ず鈴木首相を指名せらるるに及び首相は、仰せの通りにて其の実現を図らざるべからざる旨奉答し、次に米内海相を指名した。

海相は、これは外相から御答え申すべきが至当ならんもと前提し、先日の最高戦争指導会議においては第三項として腹案を有したるが、今日は最早その時期なれば速かに着手するを要すと奉答し、特に交渉の経路はソ連を可とする旨強調した。東郷外相は、米内海相の奉答を補足して意見を言上した。

次いで海津参謀総長に対して、軍部はどうかとの御尋ねに対し、海津大將は、異存は無きも之が実施には慎重を要すと奉答したが、慎重を要することは勿論なるも其のため時期を失することなきやと重ねて御下問に対し、速かなるを要しますと明確に言上した。阿南陸相は別に申上げることはありませんと言上し、豊田軍令部長に対しては御下問がなかつたので敢えて言上しなかつた。

陛下は更に意見なきやを確かめられた後入御された。

〔鈴木首相初めて自信を持つ〕 この日の会同において陛下がその御意見を明確に表現されたことは、日本の平和への途に決定的一步を踏み出したことを意味した。従来暗中模索のであつたところの政府の終戦への態度は今や明確に定められた。鈴木総理は官邸への帰還後、迫水最記官長に対して「今日陛下から我々が言ひたいけれども言ふことを憚られる様なことを卒直に御申しがあつて恐懼に堪へない」と語つた。この首相の言は、組閣の天命を拝受した時陛下から暗黙のうちに示唆されたと自覚していたところの任務、即ち終戦の大業に今や着手し得るといふ自信を鈴木首相自ら初めて持ち得たことの表明でもあつた。

4 対ソ工作の具体化

〔ソ連の意向打診続行〕 六月二十二日の陛下の御言葉の結果、六月上旬以来中絶されていた広田・マリク会談が直ちに再開された。広田氏は、六月二十四日マリク大使と会談して前回の申入に対するソ側の意向を執拗に質したが、マリク大使は前回会談における態度を变じ、広田提議は抽象的なを以て、これに関する日本側の具体的見解を承知せる上にて本国政府に報告したしとの趣旨を繰返すのみであつた。

今や会談の継続のためには、日本政府側から具体的提議を必要とするに至つたので、六月二十八日東郷外相は一提案を草して広田氏に手交した。その趣旨は、日ソ両国間東亜における平和維持に関する相互支持並びに両国間における不侵略関係を設定すべき協定の締結の提案であり、具体的な譲歩条件としては(一)滿洲国の中立化、(二)石油の供給を交換条件として漁業権の放棄、及び(三)其の他ソ連の希望する諸条件をも考慮する等のことを含んでゐた。

六月二十九日広田氏は、マリク大使を往訪して右文書を手交し、なるべく速かに日本提案に應ぜられんことを希望する旨述べた。マリク大使は、本国政府に伝達すべき旨答えたが、爾後広田氏の再三の会見申入に対しては辭を病氣に托して応じなかつた。

一方東郷外相はモスコートの直接連絡を企圖し、六月二十八日在ソ佐藤尚武大使に対して改めて六月三日以来の広田・マリク会談の経緯を知らせ、ソ連側の回答を促進するよう訓令すると共に、当時滞ソ中の宋子文とソ連側との関係を探知するよう命じた。交渉はかくして政府対政府の段階に入つたが、ソ連の居中調停による終戦という終局の問題については、まだ話が切り出されてゐなかつた。

〔天皇の御督促と特使派遣の御発意〕 その後約一週間は、日本側の提案に対してソ側から何らの回答の無いままに過ぎた。陛下はこの遅延を大いに憂慮されて、七月七日鈴木総理を宮中に召されて居中調停に関する交渉の促進を督促された。その際陛下は、ソ連の腹

を探ると言つても時期を失しては宜しくない、この際ざつぐばらんに仲介を頼むことにしては如何、親書を携えた特使を派遣しては如何と仰せられた。鈴木総理は恐懼して、特使の件について目下東郷外相が輕井沢に赴き近衛公と会談中なる旨お答えした。

事実東郷外相は七月初め以来、米英ソ三国巨頭のポツダム会談に先だちソ連を通じて終戦交渉を進めんことを決意し、対ソ特使派遣の問題を考究中であつた。外相は特使としては近衛公が最も適任者であると考え、右意見と共に鈴木総理に具申して其の同意を得た後、七月七日近衛公と会談すべく輕井沢に赴いていた。

翌八日、輕井沢において東郷外相は近衛公と会談し、事の次第を申入れた。話は結局条件問題となつたが、兩者の意見は無条件降伏では困るが結局それに近いもので纏めるよりほかならうということに一致した。しかし近衛公は問題の困難性を知つており、寧ろ白紙で行きたいと希望した。

天皇の御意図に基く対ソ特使派遣問題に関する最高戦争指導會議は、東郷外相の帰京を待つて十日夜開かれた。この會議においては、大なる議論もなく、首相が陛下の御意図を傳達した後、六巨頭は、特使派遣準備を速かに進めること及び陛下の終戦の思召しをソ連に伝えるメッセージを送ることに同意した。

〔日本の和平意図初めてモスコに通ず〕 一方モスコにおいて六月二十八日、日本の不侵略条約に関する提案の通報を受取つた佐藤大使は、この提案がソ連の意図の打診を目的とするものであるということを知らなかつたので、現情勢から見れば拒否されること確実と判断し、これが回答を強く要求することを避けていた。事實は、佐藤大使はかねてから、国体護持の他は無条件に降伏すべしとの意見を有し、外務省にもその旨具申ししていたのであつた。

しかし東郷外相からの強い督促によつて佐藤大使も行動を開始したが、モロトフ外務人民委員は当時訪ソしていたところの中国の宋

首相との会談をやつていたので、佐藤大使が漸くにしてモロトフと会見し得たのは七月十一日であつた。その會談において佐藤大使は、執拗に日本提案に対するソ側の態度の表明を求めたが、モロトフは更に深く研究した上でなければ回答出来ないと答えるのみであつた。

東京においては東郷外相はソ連の意向打診のため、わが方の戦争終結に関する一般的態度をソ側に知らせる必要を認めるに至り、十一日夜左記要旨の緊急電報を佐藤大使に送つた。

わが方としては東亜の平和維持は世界平和維持の一環として考慮し居り戦争終結に対する觀念としては帝國は恒久平和の樹立及び維持を希念する見地より戦争の結果として占領地域を併合又は領有する考へは毛頭無之次第なる旨別電の趣旨と併せて説明せられモロトフのこれに対する応酬振至急回電あり度し なほモロトフとの會談は一兩日中にも行はれ度

別電は當時における対ソ交渉の目的が日ソ關係の緊密化を目的とするに止まらず戦争終結に対してもソ連を利用し得る限度を打診せんとする旨なることを説明したのであつたが、特にその末尾においては日本が終戦に関しソ連を利用せんとするが如き印象をソ側に与えざるようにとの注意が附加されていた。しかし本電は甚だ小出しではあつたが、日本の終戦意図を初めてソ連に匂わせることになるはずのものであつた。

〔天皇の終戦要望メッセージ〕 一方対ソ特使問題も、その後順調な発足を見つあつた。七月十二日、重臣懇談会に出席のため帰京した近衛公は、宮中に召されて陛下よりの直接の御要望に接し謹んでこれをお受けした。

よつて東郷外相は同日夜、佐藤大使に対して近衛公及びその随員の入国許可並びに満ソ国境よりモスコまでの輸送機の準備を要請するよう指令し、且つ近く迫つてゐるポツダム會議の前に、天皇の戦

争終結に関する大御心を伝えるべく左記要旨の緊急電報を送った。

モロトフとの会談電報に接せず従つて偵察十分ならずして兵を進むる嫌ひあるもこの際に歩武を進め三国会談開始前にソ側に對し戦争の終結に関する大御心を伝へ置くこと適当なりと認めらるるについては左記趣旨を併せ直接モロトフに説明せられたい

「天皇陛下におかせられて今次戦争が交戦各国を通じ国民の惨禍と犠牲を日々増大せしめつつあるを御心痛あらせられ戦争が速かに終結せられんことを念願せられ居る次第なるが大東亜戦争に於て米英が無条件降伏を固執する限り帝国は祖国の名譽と生存のため一切を挙げ戦ひ抜く外無くこれがため彼我交戦国民の流血を大ならしむるは誠に不本意にして人類の幸福のためなるべく速かに平和の克服せられることを希望せらるる」

尚右大御心は民草に対する仁慈のみならず一般人類の福祉に対する御思召に出づる次第にして右趣旨をもつてする御親書を近衛文磨公爵に携帯せしめ貴地に特派使節として差遣せらるる御内意なるに依り……（筆者、下略）

〔近衛特使派遣準備——条件決せず〕 越えて十四日、六巨頭は特派使節の随員及び平和条件の問題について議した。随員として、外務次官及び統帥部を代表する陸海陸将官各一名を一行に加えることについては直ぐ意見の一致を見た。しかし平和条件の問題は再び暗礁に乗り上げた。阿南陸相は、未だ決して戦争に敗れていないという観点に立つて条件を決定すべきであるとして主張した。これに對し東郷外相及び米内海相は、最悪の場合をも考慮に入れる必要があること及び屈して伸びる態度も必要である旨を力説し、意見の一致を見ることは不可能であつた。會議は結局、平和条件の最後の決定は実際に近衛公がモスコに到着して居中調停の商議を始めるまで延期することに落着した。^{〔註〕}

註 七月十五日東郷外相は松本俊一次官を、箱根桜井別荘に滞在

中の近衛公の許に派遣して、佐藤大使に対する訓令を通知し、且つ近衛公に対する訓令及び使節団の人選等について同公の意見を徵せしめた。近衛公携行の訓令については、同公は「訓令なんか知らない、自分は白紙で行くつもりだ、この際は無条件降伏以外には戦争終結の途はない。未だ名譽ある講和、交渉による講和を考へてゐる人がある様だがもう手遅れだ。陛下にも其の趣旨の事を申し上げた。又自分はモスコに行つたらスターリンの考へを直接陛下にお伝へする考へだ」と言つて強い態度を示した。又随員については外務省から松本次官、陸軍から松谷誠大佐、海軍から高木惣吉少将、富田健治氏、松本重治氏その他二、三の秘書を含ましたいとのことであつた。

翌十六日帰京した松本次官より右の様な報告に接した東郷外相は終始淡い顔で聞いていたが、「やつぱり近衛君は困るね、僕はあんまり近衛君をやることには賛成しないんだ」と言つた。

〔スターリン、ボツダムへ〕 モスコにおいては、天皇の終戦の思召に関する外務省電を十三日に受領した佐藤大使は、直ちにモロトフ外相に会見を申入れた。しかしモロトフは、ボツダムへの出發が差迫つているとの理由で会見を断つたので、佐藤大使は同日夕刻外務人民副委員ロゾフスキーに会見して、天皇の戦争終結意図についての文書及び近衛使節についてソ連政府の同意を求める文書を手交し、モロトフへの伝達方を依頼した。ロゾフスキーは伝達方を約したが、モロトフの出發前に回答することは事実上不可能であるとして述べた。

スターリンとモロトフはボツダム會議のため七月十四日夕モスコを出發した。それは佐藤・ロゾフスキー会見後約二十四時間であつたので、ソヴィエト首都脳部は天皇の終結意図と近衛使節派遣の件を知つてモスコを出發したものと、東京では考えられた。

ソ連の拒否——七月二十日朝

前記佐藤大使の申入れに対するソ連の回答は、十八日夜になつて初めてロゾフスキー副外務人民委員の左記内容の親展書翰の形式を以て佐藤大使に送付された。

以書翰啓上致候陳者本官は七月十三日附貴翰並に日本皇帝のメッセージを受領せることを茲に確認するものなり

ソヴィエト政府の命により本官は日本皇帝のメッセージ中に述べられたる思召は一般的形式を有し何等具体的提議を包含し居らざることにつき貴大使の注意を喚起するの光榮を有すソヴィエト政府に取リ特派使節近衛公爵の使命が何れにあるやも亦不明瞭なり右に依りソヴィエト政府は日本皇帝のメッセージに付又七月十二日附貴翰中に述べられたる特派使節近衛公爵に付ても何等確たる回答をなすこと不可能なり本官は茲に貴大使に向つて敬意を表し候

右回答に関する佐藤大使の報告電報は、二十日朝東京に到着した。なお佐藤大使は別電を以て、対ソ外交は具体案を以て臨む他なく、抽象論では目的を達し得ざることに對しても意見を申進して来た。更に又同大使は、十八日夜ソ側回答はボツダムにおける英米ソ三国巨頭の話し合いの結果なるやも知れず、然らざる場合においても日本側の對ソ申入は會議中英米側にも伝わるであらうとも報告して来た。

〔最後の交渉努力——一縷の希望〕 二十一日夜、東郷外相はロゾフスキーに伝えるための左記回答電報を佐藤大使に送つた。

近衛特派使節の使命は大御心を体しソ連政府の尽力により戦争を終結せしむる様幹旋を依頼し此に関する具体的意圖を開陳すると共に戦時及戦後を通じ帝国外交の基本たるべき日ソ間協力關係樹立に関する事項を商議するに在り

右ソ側に申入れソ連政府の特派使節に同意する様御努力相成度右電報に關連し、東郷外相は、大要左記要旨し電報を佐藤大使に

送つて、我が方の立場を説明するところがあつた。

一、我方に於ては無条件降伏は如何なる場合に於ても受諾し得ざるものにして戦争遷延の場合敵も味方も更に多くの出血を見ることは明かなるも敵にして無条件降伏を強要せんとするに於ては全国一丸となり敵に当らんとするものなり併し乍ら大御心に従ひ右の如き事態に立到ることを避けんが爲にソ連の幹旋に依り此の際敵の所謂無条件降伏に非ざる和平を招来せんとするものにして此の意圖が結局英米英側に徹底する様極力努力する要あり従つて此の際無条件にソ連の和平の幹旋を依頼することは固より不可能なると同時に此の際直に具体的条件を示すことはこれ又対内關係上並に對外關係上不可能且不利なるに付其間の機微なる事情の下に近衛公かして大御心に基く我方の具体的意圖をソ連邦に伝達し東亜に對するソ連の要求と睨み合せつつ話合の上英米側に當らんとする次第なり

二、本件特派派遣は政府に輔弼の責任あるは勿論のことなるも特に仁慈を旨とする大御心に依る特別の使節として差遣せらるる次第なるに付要すれば此の点先方に説明せられ度く尚近衛公が宮中に於ける御信任並に我國政界に於ける地位が卓越せることに付ても充分先方に印象せしむる様御留意相成度し

三、冒頭電（筆者註、近衛特派の使命に関する電報）の申入れは絶対必要にあらざれば書面申入れは避けられ度し

右回訓に基く佐藤大使のロゾフスキーに對する申入れは、二十五日に行われた。この申入れに對してロゾフスキーは、その内容が正に重要なこと及び極秘のものなることを良く諒解し、且つこの申入れを政府に報告し、又政府より何らかの指示あらば即刻通知することを約した。又ロゾフスキーの申出により近衛使節の使命に関する事項は、佐藤大使限りの処置として書物で提出されることとなつた。この会見の様態を東京に報告するにあたり、佐藤大使は左の如

き会見印象を以て電文を結んだ。

本使よりは特使の使命に付反復説明を加へ相当ロソフスキーに対し印象を与え得たる様感ぜらる殊に帝國政府がソ連政府の斡旋を

第六章 ポツダム宣言

1 米英支三国宣言の発表

〔三国共同宣言——七月二十六日〕 前述の佐藤ロソフスキー会見の報告が東京の外務省に到着した直後注目すべき事態が発生した。それはスターリン及びモロトフが米英政府の首脳と会談しているポツダムから七月二十六日発せられた米英支三国の共同宣言であつた。

この三国の宣言は翌二十七日午前六時東京の海外放送受信局が聴取した。その内容は次の通りであつた。

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及びグレート・ブリテン国総理大臣は吾等の数億の国民を代表して協議の上日本国に對し今次の戦争を終結するの機会を与ふことに意見一致せり
二、合衆国、英帝國及中華民国の巨大なる陸、海、空軍は西方より自国の陸軍及び空軍に依る数倍の増強を受け日本国に對し最後の打撃を加ふるの態勢を整へたり右軍事力は日本国が抵抗を終止するに至る迄同国に對し戦争を遂行する一切の連合国の決意に依り支持せられ且鼓舞せられ居るものなり
三、蹴起せる世界の自由なる人民の力に對するドイツ国の無益且無意義なる抵抗の結果は日本国国民に對する先例を極めて明白に示すものなり現在日本国国民に對し集結しつつある力は抵抗するナチスに對し適用せられたる場合に於て全ドイツ国人民の土地、産業及び生活様式を必然的に荒廃に帰せしめたる力に比

求められたる点は彼の深き注意を喚起したるものの如くロソフスキーは終始熱心且鄭重なる態度を以て我方申入れを聴取し且政府の回答を約せり

し測り知れざる程更に強大なるものなり吾等の決意に支持せらるる吾等の軍事力の最高度の使用は日本国軍隊の不可避且完全なる壊滅を意味すべく又同様必然的に日本国本土の完全なる破壊を意味すべし

四、無分別なる打算に依り日本帝國を滅亡の淵に陥れたる我儘なる軍国主義的助言者に依り日本国が引続き統御せらるべきか又は理性の経路を日本国が履むべきかを日本国が決定すべき時期は到来せり

五、吾等の条件は左の如し

吾等は右条件より離脱することなかるべし右に代る条件存在せず吾等は遅延を認むるを得ず

六、吾等は無責任なる軍国主義が世界より驅逐せらるるに至る迄は平和、安全及正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て日本国國民を欺瞞し之をして世界征服の舉に出づるの過誤を犯さしめたる者の權力及勢力は永久に除去せられざるべからず

七、右の如き新秩序が建設せられ且日本国の戦争遂行能力が破壊せられたることの確認あるに至る迄は連合国の指定すべき日本国領域内の諸地点は吾等の茲に指示する基本的目的の達成を確保する為占領せらるべし

八、カイロ宣言の条項は履行せらるべく又日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらる

べし

九、日本国軍隊は完全に武装を解除せられたる後各自の家庭に復帰し平和的且生産的の生活を営むの機会を得しめらるべし

十、吾等は日本人を民族として奴隸化せんとし又は国民として滅亡せしめんとするの意図を有するものに非ざるも吾等の俘虜を虐待せる者を含む一切の戦争犯罪人に対しては嚴重なる処罰を加へらるべし日本国政府は日本国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に對する一切の障礙を除去すべし言論、宗教及思想の自由並に基本的人權の尊重は確立せらるるべし

十一、日本国は其の經濟を支持し且公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるが如き産業を維持することを許さるべし但し日本国をして戦争の爲再軍備を爲すことを得しむるが如き産業は此の限にあらざる目的の爲原料の入手（其の支配とは之を區別す）を許可さるべし日本国は將來世界貿易關係への参加を許可さるべし

十二、前記諸目的が達成せられ且日本国民の自由に表明せる意志に従ひ平和的傾向を有し且責任ある政府が樹立せらるるに於ては連合国の占領軍は直に日本国より撤収せらるるべし

十三、吾等は日本国政府が直に全日本国軍隊の無條件降伏を宣言し且右行動に於ける同政府の誠意に付適当且充分なる保障を提供せんことを同政府に對し要求す

右以外の日本国の撰択は迅速且完全なる壊滅あるのみとす

〔外務省の内容検討とその要点〕 三国声明を接受するやいなや外務省は直ちにこれが翻訳及び内容の検討を開始した。事務当局が七月末頃までに纏め上げた検討結果の要点は次の通りであつた。

前文（第一乃至第五項）

最初の五項は宣言の前文を構成するものと認むべきものなり
 本前文は第六項以下の各条項の急速且全面的の受諾を勧告せるも

のにして概ね威嚇的言辞の羅列に過ぎず、法律的には必ずしも重要性を附するの要なし

唯前文第一項に於て「……日本国に對し戦争を終結する機会を与ふ……」と爲し「降伏」又は「無條件降伏」を勧告すと謂はざりし点、又第五項に於て「左記は吾人の条件なり」と單に「条件」なる語を用ひたる点は注意を要す

右は敵側の政治的含蓄を示すものと解せらるると共に今次宣言の法律的性質には疑問を惹起せしむるものなり 即ち今次宣言は、無條件降伏条項を示さざりし対独クリミア宣言とは趣を異にするものにして実質的には事前に条件を提示せる和平勧告と見るべきものなり

唯敵側としては所謂日本の面子を救はんと欲すると同時に自国内の国内的考慮の要もあるに付第五項に於て「吾人は此等条件より逸脱することなかるべく且他の撰択を許さず遷延を受諾し得ず」と爲し恰も無条件条項の賦課又は最後通牒的色彩を与へ居るも、右は此の宣言の性質を変更するものに非ずと認めらる

第六項（軍国主義の抹殺）

クリミア宣言に於てはドイツ軍国主義及ナチス主義を破擯する爲の具体的措置を詳細に予定しあるも、今次宣言中には右に對応する詳細な規定を欠除し唯單に抹殺せらるべき対象として「權力及勢力」なる漠然たる表現を用ひあり 本項の「權力」が畏くも天皇を包含するや又は政府或は軍事当局者を意味するに止まるや又「勢力」が政党其の他政治団体思想団体或は軍需企業家、財閥等をも包含するものなりや等其の範圍は一切不明確なり

尤も「日本国民を欺瞞し之を驅つて世界征服の舉に乗り出さしめる」なる字句より判断せば本項は戦争責任者の意味に於ける戦争犯罪人の処罰を狙ひしものとも解せられ、而して敵側見解に依れば日本に於ける戦争責任者は軍閥と爲し居るに鑑み所謂權力

及勢力は「軍事的権力」及「軍国主義的勢力」に狭義に解し得ざるに非ず。然れども敵側内部に於ける我国体に関する論議、戦争責任者に関する論議等未だ一定し居らざる現状に鑑み敵側としては寧ろ将来の立場を拘束せらるるを避くる意味に於て意識的に本項の如き漠然たる表現を用ひたるものと解するを妥当とすべし。

第七項（帝國領土の保障占領）

占領の範圍は之を明定し居らざるも「日本国内の諸地点」とある以上、敵側は帝國領土の広汎なる地域の占領を意圖せず、寧ろ軍事的、政治的又は經濟的要点のみを占領せんと欲するものと認めらる。即ちクリミヤ宣言に於て「……三国の軍隊はドイツの各分割地区を占領すべし」と定められ且独敗戦後現実に全面的占領行はれたると異なる取扱を帝國の場合には意圖し居るものと解せらる。

占領の目的は本宣言の主要条項即ち軍国主義の抹殺、領土の変更、軍隊の武装解除、戦争犯罪人の処罰、産業の改編等を指すものと認めらる。

占領の期間に付ては後述第十二項（平和的傾向を有する責任政府の樹立）の条件をも併せ考慮するを要す。

第八項（領土条項）

カイロ宣言に依れば

イ 一九一四年の第一次大戦開始以後に於て日本国が奪取し又は

は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼は之を剥奪し

ロ 満洲、台湾、澎湖島の如き日本国が清国より盗取したる一

切の地域は之を中華民國に返還し

ハ 暴力及貪欲に依り日本国が略取したる一切の地域（占領地を意味するなるべし）より日本国を駆逐し

ニ 朝鮮は之を自由且独立のものたらしむる如くなり居れり右により不明確なるは樺太南半の帰属にして剥奪するとも、日

本國領土に含むとも規定しあらず、さりとて樺太は諸小島の中に含め解釈するは無理なるに付、樺太南半の処分は付ては故意に規定を回避せるものと解するの外なし（筆者註、当時ヤルタ協定の内容は日本に知られあらず）

第九項（日本國軍隊の武装解除）

ドイツに對するクリミヤ宣言の場合と異なり極めて簡單且明確にして單に軍隊の武装解除にのみ言及しあるの外、武装解除の具体的方法を明かにせず

戦争終了の際は何れの軍隊と雖も家庭に復帰し平素の生業に従事するは当然な事に拘らず特に右に言及しあるは我將兵に對する心理的影響を狙ひたる政治的意圖の外、法律的には帝國に對してはドイツの場合の如く賠償に代る労働力の提供の意味を以て兵員を敵國內勞務の爲に拉し去るの意圖なきを示すものと解せらる。

第十項（日本國臣民の取扱）

前段はトルーマン大統領就任直後の日本國臣民に關する声明を其の儘採り入れたるものにして唯但書として戦争犯罪人の処罰を規定せり茲に戦争犯罪人の一例として俘虜虐待者を挙げ居る処右より判断するに本項は既述の「戦争責任者」たる権力者乃至勢力者は勿論又之に該當せざる者と雖も國際法違反行為ありたる「戦争犯罪人」は之を個人として訴追するの途を開きたるものと認めらる。

尚クリミヤ宣言に於ては独の戦争犯罪人は之を連合國側に於て裁判、処罰するものなる旨明かにし居るも本宣言に於ては裁判の当事者、方法等は明確ならず

又クリミヤ宣言に於ては独逸の民主化の措置は連合國側に於て之を実施することとなり居るに反し本宣言に於ては、日本の民主主義の再生強化並に自由及人權を尊重する義務は日本國政府自身の手により行はしめんとしあり。又民主主義的傾向の再生なる字

句を用ひあるは敵側に於て日本国民は元来民主主義的傾向を有したるものなりとする見解を持し居るを証するに似たり

第十一項（日本国産業の取扱）

前段の規定は裏面解釈をなさば結局賠償の賦課及軍需産業の禁絶を意味するものなるも対独クリミヤ宣言と異り直接的表現を避け恰も日本国民に対する恩恵なるかの如き規定となせるは、敵側の政治的考慮を物語るものと謂ふべし

後段の原料資源の支配とは、帝国が今次戦争勃発後大陸及び占領地に於て新に着手せる開発事業は勿論、満鉄を始め満支に於て帝国の有する歴史的企業も亦其の莫大なる投下資本及施設と共に一切之を剥奪せんとする敵側の意図を推知せしむるものなり、尤も其の際右投下資本及施設の評價を現物賠償の中に包含せしむるや否やの点は独の場合に付問題となり居ると同様問題となり得べし、又世界貿易参加の問題に言及しある点、実質的には何等恩恵の規定に非ざるもクリミヤ宣言に於て何等言及することなきに比し猶差異ありと謂はざるべからず

第十二項（連合国占領軍の撤収）

クリミヤ宣言に於て独領土の占領及管理を詳細規定せるも占領軍の撤収に付ては何等触ることなきと趣を異にす

尚「平和的傾向を有する責任政府の樹立」を撤収の条件と為し居る点注意の要あり、蓋し第五項及第八項に於て一応現在の日本国政府を行動の主体として認め居るも、敵側に於ては決して現政府を以て満足せず占領軍の撤収の爲には彼等の眼より目して平和的傾向を有すと認めらるる別個の政府の樹立を必要とすとの見解を持するものと解すべきを以てなり

第十三項（日本国軍隊の無条件降伏）

最後に再び威嚇的言辞を以て結び居る処、実質的には休戦条件を規定せるものと解すべし、即ち前諸項は何れも戦争終結の暁に

於ける講和条件の基礎を為すものと見らるるに反し、本項は戦闘終止の直接の前提となさんとするものと見らるるを以てなり

尚「日本国軍隊の無条件降伏」なる語を使用せる点に就ては、カイロ宣言中には明白に「日本国の無条件降伏」なる語を使用し居り、今次宣言に於て特に無条件降伏の主体を軍隊に限定せるは注目し値するところなり

「日本国政府の信義を立証する為適切妥当なる保障」とは抽象的の表現にして日本側が適切妥当と認むるも敵側に於て不満足とすることあり得べきを留意するの要あり

註 右の如き外務省の解釈は終戦後実際に行われた連合国の占領政策より見る時、或点に於ては可なり甘いものであつたことを証明している。

2 日本の態度

〔東郷外相の見解と態度〕 東郷外相は宣言文を検討の結果、次の二つの重要な点に着目した。その第一は、ソ連首脳がボツダムでこの宣言の発出について相談を受けておることは殆ど確実であるに拘らず宣言に名を連ねていないので、ソ連が日本に対する法的中立を今なお維持していると思われる点であつた。

註 実際において、米英は事前にソ連に相談していない。

第二の点は、この宣言を發した米英支三国が、従来の絶対的無条件降伏の主張を捨て、その代りに日本との平和樹立のための八項目の特定条件を提示していることであつた。無条件降伏という語は、この声明中唯一度用いられているだけで、しかも明確に日本軍隊に適用するに止まつていた。

東郷外相は、三国が日本側の戦争終結の希望をソ連側より聞いて、従来の無条件降伏の態度を改め、その代りに平和条件を提議したものと解した。

註 戦後の調査によれば、米英首脳はもとより日本がソ連を通じて終戦工作を行つてゐることを知つてゐた。しかし、そのゆゑに恩恵的にポツダム宣言を發したのではなく、これが基礎案を七月二日起草したところのスティムソン陸軍長官の回顧録によれば本宣言の趣旨は次のようになつてゐる。

「アメリカ軍の日本本土上陸作戦準備は着々進行中であるが、この作戦を実行すれば、日本は気狂の様に最後の抵抗をするであらう。本土上陸作戦を行はず、日本軍の無条件降伏と日本の戦争力の永久的破壊とに等しい結果をもたらす何等かの方法が他にありとせば試みる価値がある。……新聞等に述べてゐるところとは違つて、日本には戦闘を続ける愚を悟り、無条件降伏を受諾するだけの聰明さがあると信ずるし、日本を平和的な国際社会の一員として再建するに當つて信頼し得る自由主義的な分子も残つてゐると思ふ。此の点はドイツよりはましである。……」

なお当時米国内の或る判断によれば対日戦争を強行すれば、なお一、二年はかかるであらうし、米側の損害も数十万も出るであらうと考えられていたことを考へ併せると興味あることである。

条件は問題なく苛酷であり、特に日本の領土の削減について然りであるが、現在の極度に悪化している戦局に鑑みる時、これら条件は日本として望み得る最大限に近いものであると外相は判断した。しかし外相は一方において、三国の宣言は、これら条件から譲らないと述べてはいるが、若しソヴィエト政府が日本の居中調停についての依頼に同意してくれるならば、ソ連を介して少くもポツダム宣言の条件を日本に有利なように緩和してもらうように交渉することは可能であらうと考えた。かくして外相は、先ず第一に、爾後の和平交渉の途を残して置くためには三国宣言を拒否しないことが必要

である。第二に、近衛使節についてのソ連の最後の回答を待つて日本の態度を決すべきであるとの結論に達した。この結論は二十七日朝、外相自ら天皇、鈴木総理及び木戸内大臣に報告した。

〔最高戦争指導会議及び閣議〕 三国声明に対する一般方針を決定するための最高戦争指導会議は、二十七日午前十時半頃より開かれた。東郷外相は前述の如き彼の意見を述べ、鈴木総理はこれを支持した。

これに対して、豊田軍令部総長は、いずれ本宣言は世上に伝わるものであるから、この際本宣言を不都合なりとし大号令を發する等の措置を採ることが必要であると主張した。しかし会議は、結局ソ連の出兵を見た上でこれを処理することに大体の意見一致を見た。

内閣は同日午後の定例閣議において、この三国宣言を対内的に如何に取扱うかの問題を討議した。

当時、日本が対ソ交渉を行いつつあつたことは首相及び陸、海、外三相以外の關係には公然とは知らされていなかったため、東郷外相は、先ず広田・マリック会談及び対外関係全般等に関する従来の経過を差支えない範囲で説明した後、ポツダム宣言に関する解説を行つた。次いで外相は、最高戦争指導会議における大体の決定に基づきソ連の態度を見定めた後これに対する態度を決定するを適當とする旨述べた。

〔宣言發表問題の論議〕 右一般方針については格別の異論はなかつたが、宣言を国内に發表するか否かについては相當な議論が闘わされた。即ち東郷外相は、これが發表は延期するを可とする旨主張した。これに対し下村國務相（情報局総裁兼任）及び岡田厚相等は、この宣言は全世界に放送され日本国民にも直ぐ漏れ伝わるものであるから、發表しないのは適當でないとして反対した。更に阿南陸相は政府として發表するならば、断乎これに對抗する意見を添へ民意の向うべき処を明かにすべきであると主張した。

結局閣議は、遂にこの宣言は発表するが、特に国民の戦闘意志を低下させる心配のある文句の発表を見合せ、又政府は厳に公式な意見は何も発表しないということに意見の一致をみた。各新聞はこの宣言については出来るだけ小さく又調子を下げて取扱う方針を以て指導することとなつた。

右の方針に従い、内閣情報局は各新聞社に対して次のように指令した。即ちこの宣言を抜粋した形で発表すること、連合国は、日本人を民族として奴隷化し又は国民として滅亡させようとしているものではないという文句及び日本国軍隊は、武装解除の後家庭に帰ることを許され平和の生産的な生活を営む機会を与えられるという文句等を削ることを示された。情報局は、更に官辺筋からの如何なる説明をも発表することを禁じたが、政府の態度について、何も述べないということが動揺している証拠と解釈されはしないかとの考慮から、新聞社に対して官辺からの出所を明記することなしに、政府は連合国の声明を無視しているらしいことを附加することを許した。

〔鈴木首相の黙殺談話〕 各新聞の翌二十八日朝刊は、この指導に従つた。編輯者の論説をつけることも避けられた。

この中途半端な取扱いは、軍隊の士気に及ぼす影響の見地から軍部特に軍令部を刺戟した。七月二十八日午前定例の政府統帥部の情報交換会議が宮中で催された際、陸海軍大臣と両統帥部長は首相と別室で会談して、発表する以上は政府がポツダム宣言に反対の立場にあることを明かにすべきであると主張した。ここにおいて鈴木首相は、同日午後に予定されていた恒例の新聞記者会見において、政府は宣言を無視しているらしいという既に新聞に報道済みのものを更に明確にするため簡単な意見を発表することに同意した。鈴木総理が記者団との会見において語つたところは次のようであつた。

あの共同声明はカイロ会談の焼直しであると考へてゐる。政府と

しては何等重大な価値ありとは考へない。ただ黙殺するだけである。我々は戦争完遂に飽くまで邁進するのみである。

この首相の説明を余り目立たないように取扱うべく若干の配慮がなされたが、翌日の新聞は、政府はポツダム宣言を黙殺するという総理の言葉を大きく取上げた。更にこの談話は、対外放送網を通じて全世界に伝えられた。東郷外相は、総理の談話は二十七日の閣議決定に反すると抗議したが、今や撤回は不可能であつた。

〔その後の対ソ交渉——行悩み〕 一方モスコウとの折衝は、七月二十五日の佐藤・ロソフスキー会見以来行悩みの状況にあつた。スターリンは依然ポツダムにおり、近衛使節に関する日本側提案には何らの返事をも寄越さなかつた。七月三十日、佐藤大使は再びロソフスキーに回答を促し、且つ外務省の訓令に基いて、日本は無条件降伏という方式が避けられるならば、その名誉と生存とを保証されるかぎり広汎な妥協条件の下に戦争を終結することを希望しある旨を述べた。佐藤大使は又、この情報をポツダムにあるソヴィエト首脳部に伝達し、且つソヴィエト政府が平和回復のため尽力するにあたり、その前に横たわる米英支三国宣言という障礙を除去する処置を採るよう考慮して欲しい旨依頼した。ロソフスキーは、これをソヴィエト首脳者に伝達することを約した。

〔宣言発表の反響——内閣参議の受諾進言〕 一方東京においては、七月二十八日のポツダム宣言の新聞発表がその反響を生み始めていた。軍部は総じて受諾反対の態度を採つてゐた。しかし政界、実業界及び言論会等の有力者の多くが、個人的に木戸内大臣や閣僚たちに、戦争を早期に終らせるために三国宣言を利用することが必要である旨を進言した。特に顯著であつたのは八月三日内閣参議の会が、全員一致の意見として下村國務相に対し、日本の採るべき唯一の方策はポツダム宣言を受諾することである旨を、同日開催予定の定例閣議に報告して貰いたい旨を要望したことであつた。

下村國務相はこれを閣議に伝えたが、鈴木総理は不満の態度を表明した。即ち最高戦争指導會議のポツダム宣言に関する一般的諒解は、既述の如くソ連の回答を待つて態度を決することとなつてゐた。それは一つには、日本側に有利なソ連の仲介に対して淡いながらも一縷の望みを托してゐたためであつた。又それと同時に、ポツ

第七章 原子爆弾とソ連の参戦

1 原子爆弾

〔新型爆弾による広島の惨害〕 ポツダム宣言は、日本が若しこれを受諾しない場合には即時且つ一層怖るべき報復を加うべきことを警告してゐたが、それは八月六日事実となつて現われた。広島に対する原子爆弾投下がそれであつた。

広島当時の人口は、三四三、〇〇〇であつた。直ぐ南方の宇品は、永く陸軍の海運基地として使用せられ、又市の南東部にはかなりの補給廠倉庫があり、昭和二十年の四月には、第二総軍司令部が設置されて陸軍とは関係の深い都市ではあつたが、軍需工場が比較的少い関係からか、未だ無差別焼夷爆撃の目標からは除外されてゐた。

註 戦後米側の記録によれば、事實は原爆目標として残されてゐたのである。

八月六日の朝は、蒸し暑いが快晴であつた。午前七時九分、電波探知網は敵の少数機を捕捉して警戒警報を発したが、敵機は爆撃することなく広島上空を旋回して飛び去つた。同七時三十分警戒警報は解除され、人々はその日の仕事を開始した。

八時、再び二機のB 29が標定された。ラジオは警戒警報を発したが、敵機は偵察任務のものらしいと伝えた。人々は大了したことはあ

ダム宣言は「迅速且完全なる破壊」という言葉で脅してゐるものの、最後通牒とは受取れず、且つそれを日本が受諾しなくてもその結果は、本土に対する敵の活動が激化し遂に最終的上陸となる位が最悪の場合であつて、時機的にそれほど差迫つてゐるものではないとの判断に基づくものであつた。

るまいと考えて、仕事や行動を続けた。二機のB 29は高々度から市の上空に進入したが、爆撃が予期されなかつたので、多くの人々は防空壕に入らないで敵機を見てゐた。敵機の一機から、落下傘の降りののが認められた直後、目を潰すような烈しい白い閃光と共に市の中央部上空に大爆発が起つた。時刻は概ね午前八時十五分であつた。

忽ちにして、市一面に煙と塵の大きな雲が立ちのぼり、広島は暗黒の物凄い幕に覆われてしまつた。次いで起きたものは、数百の火柱であつた。広島市は、かくして灼熱地獄と化して行つた。

日没までに、余燼のくすぶる廢墟となつた広島市は、人類史上嘗て想像した者もないほどの凄惨な光景を呈してゐた。爆発の中心部に近い部分にいた多くの人々は死亡し、命からがら逃げのびた人々も、火傷にうめいてゐた。全人口の内、約七八、一五〇の生命が失われ、五一、四〇八人が負傷し又は行方不明となつた。軍関係の損害は、この数字に含まれてゐないが、比較的輕微であつた。総建物業七六、三三七の内、約四八、〇〇〇が全壊、二二、一七八が半壊し、罹災者一七六、九八七人を算した。

〔原爆第一号——彼我ともに確認〕 広島市の通信網が完全に破壊されたため、東京に惨害の第一報が到着したのは、六日の午後であつた。その報告は、第二総軍司令部が呉鎮守府経由で送つたもの

で、内容は簡単であつたが、敵が未だ會つてない破壊力を有する高性能爆弾を使用したことを明かにした。

翌八月七日早朝には「六日広島に投下した原子爆弾は、戦争に革命的な変化を与えるものだ。日本が降伏に応じない限り、更に他の場所にも投下する」旨のトルーマン声明^(註)のせた米国ラジオが聴取された。その直後陸海軍中央部は、新型爆弾による惨害についての稍々詳細な報告を広島及び呉から受取つた。

註 当時完成していた原子爆弾は二個であつたが、米国は日本に對する心理的効果を狙つてこれを使用した。

当時日本の当局者の多くは、連合国及び独逸が原子力の兵器的利用について研究を行っている事は知つていたが、その進度については的確にこれを知る由もなかつた。日本においても、大東亜戦争間陸海軍によつてこの研究が極秘裡に行われていたが、これが完成には莫大な費用と日子を要することが判明したので終戦までに既に実験を打ち切られていた経緯もあつた。

このような状況であつたので、広島に投下された爆弾が、原子爆弾である可能性は認められたが、技術院内の科学者の内にも強く疑問を表明するものもあり、又連合側の宣伝かも知れないと主張する者もあつた。又これが国民に対する発表について、情報局と技術院及び陸軍関係者との間に相当議論が戦わされたが、結局公式の調査によつて事実を確認するまでは原子爆弾という言葉は使わないことに落着き、八月八日の新聞は「広島は新型爆弾により相当の損害を受けた」旨の七日附大本營発表を掲載した。

一方、参謀本部は八月七日、第二部長有末精三中将を長とし、原子エネルギーの最高權威者仁科芳雄博士、航空本部及び陸軍軍医学校の関係者数名から成る調査委員を広島に派遣した。一行は途中航空事故のため遅れ、翌八日午後、漸くにして広島に到着したが、直ちに新型爆弾は原子爆弾に外ならないことを確認して東京に報告し

た。

〔天皇の即時終戦御意図決定的となる〕 右調査委員の報告が東京に到着する以前に、東郷外相は鈴木総理と相談の結果、ポツダム宣言の迅速な受諾方を陛下に奏上することに決めていた。

東郷外相は八日午後、宮中の地下室において拝謁、原子爆弾に関する敵偽発表並びにこれに関連する事項を上奉したが、陛下よりこの種武器が使用せらるる以上戦争継続は愈々不可能となるから、有利な条件を得るために戦争終結の時期を逸するのは不可である、条件を相談して纏らないことはないであろうが、なるべく速かに戦争の終末を見るよう努力せよとの御沙汰があり、又その旨を鈴木首相にも伝えるよう命ぜられた。

よつて鈴木首相は、直ちに最高戦争指導會議を開くことにしたが、構成員の或る者の都合が悪かつたため延期された。

2 ソ連の参戦

〔皮肉且つ驚くべき回答〕 一方、日本の戦争指導首脳部は、八月八日の真夜中（モスコイ時間八日午後五時）に行われる予定の佐藤大使とモロトフ外務人民委員との会見の結果を鶴首して待つていた。スターリンとモロトフは、日本政府の予想より遙かに遅れて、八月五日モスコイに帰還した。佐藤大使は直ちに会見を申込んだが、モロトフは前記時刻を指定した。

ソ連の皮肉にして驚くべき回答は宣戦であつた。過去約二カ月間の懸命の外交努力も、今や水泡に帰したのみならず、却つて鉄槌を以て回答に代えられたのである。^(註)

註 ソ連の参戦はヤルタ協定の時に決まつていた。その時機はドイツの降伏後約三カ月とされていたことは既述の通りであるが、ポツダム會議の際には、スターリンは八月下旬参戦を言明している。しかるにその後、日本が原子爆弾のために降伏を急

いであることが判明したので、参戦を早めたようである。なおポツダム会議頃には米国は、ソ連の参戦をあまり歓迎しない空気がなつていたが、スターリンは米国から参戦要求の手紙を出してもらい、その求めに応ずる格好で参戦している。

佐藤大使がモロトフより宣戦布告を受取つてゐる時、極東ソ軍は満洲の各方面の国境を突破して、我が関東軍に対して攻撃を開始していた。南樺太もまた同時に、赤軍の侵入を受けた。九月八日にはソ連機は、満洲北鮮の諸都市及び日本海上の日本船舶を攻撃したが、東京における政府及び大本営は、八月九日午前四時同盟通信社による次の如きタス通信の傍受によつて、初めてソ連の行動を知つた。

ヒットラー独逸の敗北及降伏後に於ては日本のみが戦争を継続する唯一の大国たるに至れり三国即ち米合衆国、英国及中国の日本軍隊の無条件降伏に関する本年七月二十六日の要求は日本に依り拒否せられたり因て極東戦争に関する日本政府のソ連に対する調停方の提案は全く其の基礎を失ひたり日本の降伏拒否に鑑み連合国はソ連政府に対し同政府が日本の侵略に対する戦争に参加し以て戦争の終了を促進し犠牲者の数を減少し且急速に一般的平和の回復に資すべく提案せりソ連政府はその連合国に対する義務に違ひ連合国の右提案を受諾し本年七月二十六日の連合国宣言に参加せりソ連政府は斯る同政府の政策が平和を促進し各国民を此れ以上の犠牲と苦難より救ひ日本人をして独逸が其の無条件降伏拒否後嘗めたる危険と破壊を回避せしめ得る唯一の手段なりと思考す以上の見地よりソ連政府は明日即ち八月九日より同政府は日本政府と戦争状態にあるべき旨宣言す

日本政府が、公式にソ連の宣戦布告文書をマリク大使より受領したのは翌十日の午前十一時十五分であつたが、事態は今や明白であつた。もとより、ソ連がいずれは参戦する可能性の多いことは政府

及び大本営の大部の者の判断しているところであつたが、このように突如たる参戦のもたらしたものは憤りと失望であつた。東郷外相の如きは、タス通信の報告を聞いてその真疑を疑つたほどであつた。今や、ソ連を仲介として戦争を終結せよとする日本の淡い最後の希望も完全に打ち挫かれてしまつた。

〔非望破壊の企圖——対ソ作戦発動〕 ソ連参戦の報に接した大本営は、全面対ソ防衛作戦の発動を準備すべく、八月九日差当り左記要旨の命令を発した。

一、ソ連は対日宣戦を布告し九日零時以降日ソ及満ソ国境方面諸所に於て戦闘行動を開始せるも未だ其の規模大ならず
二、大本営は国境方面所在の兵力を以て敵の進攻を破摧しつつ速かに全面的対ソ作戦の発動を準備せんとす
三、第十七方面軍は関東軍の戦闘序列に入るべし
隷属転移の時機は八月十日六時とす

四、関東軍総司令官は差当り国境方面所在の兵力を以て敵の進攻を破摧しつつ速かに全面的対ソ作戦の発動を準備すべし
右作戦の為準拠すべき要綱左の如し

関東軍は主作戦を対ソ作戦に指向し本土朝鮮を保衛する如く作戦す此の間南鮮方面に於ては最少限の兵力を以て米軍の来攻に備ふ

五、支那派遣軍総司令官は速かに一部の兵力及軍需品を南満方面に転用し得る如く準備すると共にソ軍の来攻に方りては所在の兵力を以て之を撃摧すべし

六、関東軍と支那派遣軍間の作戦地境左の如し

山海関——大城子——タリ湖東端——ユクジュール廟（線上は支那派遣軍を含む）

七、第五方面軍司令官は現任務を遂行すると共に差当り国境方面所在の兵力を以て敵の進攻を破摧しつつ速かに全面的対ソ作戦

の発動を準備すべし

次いで八月十日、政府の対ソ態度は未定であつたが、大本営は、ソ連の非望破権のため全面的作戦を開始するに決し、左記要旨の命令を下達した。

一、大本営の企図は対米主作戦の完遂を期すると共にソ連邦の非望破権の爲に全面的作戦を開始しソ軍を撃破し以て国体を護持し皇土を保衛するに在り

第八章 終戦の聖断——八月十日の御前会議

1 八月九日の最高戦争指導会議

〔陛下及び終戦派要人のボ宣言受諾決意〕 広島に対する原子爆弾投下に引続くソ連の参戦は、天皇陛下を始め木戸内大臣、鈴木首相、東郷外相、米内海相、近衛公、重光元外相、その他従来早期終戦を支持していた要人をして、急遽ボツダム宣言を受諾して戦争を終結に導くのはかなしとの決意を固めしめるに経つた。

これより先、前日の八月八日、東郷外相は広島島の原子爆弾投下によつてボツダム宣言受諾を決意し、鈴木総理の同意を得て最高戦争指導会議開催を企図したが、構成員或る者の都合で延期の已むなきに至つていた事情は前途の通りであるが、今やここにソ連の参戦を見て愈々ボツダム宣言受諾の決意を固め、九日午前八時頃先ず鈴木総理を小石川の私邸に往訪した。

鈴木首相は、外相の往訪以前に同盟通信社からの電話でソ連参戦のことを承知して、既に精鋭部隊を内地及び南方に抜かれてしまつてゐる関東軍は、二カ月とは持ちこたえ得ないであろうと考え、傍らの迫水書記官長を顧みて「いよいよ来るものが来ましたね」と、冷然として語つた。その後来訪した東郷外相の急速戦争終結の決意

二、関東軍総司令官は主作戦を対ソ作戦に指向し来攻する敵を随所に撃破して朝鮮を保衛すべし

右と同様の命令が、第五方面軍に対しても発せられた。又支那派遣軍に対しては、積極的に関東軍の南滿、北鮮における作戦を容易ならしめる如く作戦を指導せしめ、且つ一部兵力（約六箇師団、六箇旅団）及び軍需品（彈藥六師団会戦分）を速かに滿鮮方面に転用せしめる如く処置するところがあつた。

を聞いた首相は早速これに同意し、又外相と書記官長に対して、「此の内閣で結末をつけませう」と決意の程を示した。即ちソ連を仲介とする終戦工作の完全な失敗よりいへば、鈴木内閣はこの際総辭職するのが政治常識ではあるが、事態の急速収拾の要あるに鑑み鈴木総理は總辭職を避けたのであつた。東郷外相は、次いで米内海相を海軍省に訪れてその同意を得た。

一方この朝十時稍々前、木戸内大臣は陛下のお尋ねに対して、急速終戦の要ある旨を奉答した。陛下は、内府に対し、戦局の収拾を急速に決定する要があるので首相と充分懇談せよとの旨仰せられた。十時稍々過ぎに参内した鈴木総理は、木戸内大臣から聖慮のほどを伺い直ちに最高戦争指導会議の開催その他諸般の手続を講じた。

かくして終戦派要人の急速終戦への態度は一致したが、ボツダム宣言を無条件に受諾するのか、条件をつけるのか、つけるとすれば如何なる条件か等の微妙且つ重要な問題は、未決定のまま最高戦争指導会議に臨むこととなつた。

〔受諾条件を繞る対立論争〕 最高戦争指導会議は九日午前十時三十分過頃から、宮中において開かれた。この会議は、八月十四日の御前会議によつて終止符を打たれた諸々の終戦会議の皮切りをなす

ものであつた。

會議の冒頭鈴木首相先ず發言して、四囲の情勢上ポツダム宣言を受諾せざるを得ないと思う旨を述べて各人の意見開陳を求めた。この唐突な首相の提案に対して、急に口を出す者もなく、數分間重苦しい沈黙が続いた。阿南陸相及び梅津參謀總長においては、飽くまで戦争を継続すべきや否やの根本問題が先ず議せらるべきものであると考えていたのである。

そのうちに米内海相が發言し、黙つていても仕様がなない、ポツダム宣言受諾ということになれば、これを無条件に鵜呑みにするか、それとも何か此方から希望条件を提示するかいづれかであろうが、若し希望条件を附するとすれば審議の対象となるのは、第一に国體護持、次いで戦争犯罪人の処罰、武装解除の方法及び占領軍の進駐問題であるが、これをどうするかと提案し、その全部を希望するかの如くであつた。

右提案に対して東郷外相は、国體の問題は別としても、それ以外の条件をつけることは事態をポツダム宣言発表以前に還し、円滑な終戦を不可能にするものであると論じて強くこれに反対した。

他の構成員も国體の護持の問題は当然且つ最重要のこととして一同異議なく同意したが、阿南陸相及び梅津參謀總長は、東郷外相の単一条件案に反対し他の三条件をも附すべきであると主張した。豊田軍令部総長も大体これに同調し、特に自主的武装解除の問題を強く支持した。

この三人の軍部側構成員の主張は、戦争犯罪人の処罰の問題については、ポツダム宣言にも何方がやるとも書いてないのであるから日本側で行うようにする、一步譲つて連合国側でやることになつても裁判の方法が不正とならないよう、何らかの保障をとりつけるべきであると言つたのであつた。第二の武装解除の問題については、武装解除そのものには何ら異論はないが、日本軍従來の教育と伝統

とに鑑み、紛争を避けるためこつちで自主的に武装を解除するようにその方法を協定すべきであるとの主張であつた。而して最後の保障占領の問題については、日本の本土は占領しないことに必要がある、若し已むを得ないとしても東京は除外し、しかも出来るだけ小範圍且つ小兵力で短時に制限する。即ち象徴的駐兵に止めるよう先方の諒解を求めるべきであると、特に阿南陸相及び梅津參謀總長によつて主張された。

東郷外相はこれに対し、これらを希望として先方に通ずることは差支えないが、条件として持ち出すことは交渉決裂を意味し、その結果は連合軍の本土上陸となり、結局日本は現在よりも悪い条件の下に戦争を終結しなければならぬことになる、従つて日本としては絶対の条件のみを提出し以て和平の成立を図ることが、この際とるべき方法だと反対した。

陸相及び參謀總長は、本土決戦の見透しについては、究極的には勝つという確算は立て得ないが、まだ一戦は交えられる、うまく行けば上陸軍を撃退出来る、即ちポツダム宣言を殆ど無条件に受諾するところまでは日本の状態はなつていない、無条件に受諾するくらいなら残された最後のチャンスを試みる方を選ぶべきであると主張し、議論は容易に決しなかつた。

この間、鈴木首相及び米内海相は余り多く發言せず態度必ずしも明瞭でなかつたが、少くも米内海相は四条件を希望しているようであつた。

かくして會議はポツダム宣言を受諾するという原則では一致したが、これに附すべき条件については全く対立して紛糾を重ねた。午後一時に及び、首相は午後開催予定の閣議の後、再び六巨頭會議を開くことを提案してひと先ずこの會議は中止された。

〔原爆第二号、長崎に投下〕 前途のように最高戦争指導會議で熱論が戦わされつゝあつた九日の午前十一時三十分、第二回目の原子

爆弾が長崎に投下された。

長崎もまた、広島と同様あらかじめ原爆目標として指定され、中小都市に対する焼夷爆撃目標から除外されていたが、この攻撃により全人口約二十七万の内、死者二三、七五三、負傷者四三、〇二〇の損害を生じた。

2 和平についての最初の閣議

〔第一回の臨時閣議〕直ちに和平を求めるか、抗戦を継続するかの問題に関する第一回の閣議は、九日午後二時半から開始された。

鈴木総理の挨拶に引続き東郷外相が初めて、従来行い来つたところのソ連を通ずる終戦工作の経緯を閣議に報告し、且つソ連参戦及び原子爆弾に伴う連合国側の情報の説明を行った。

次いで総理から各人の意見を求めたるに對し阿南陸相は、現状では敵側が皇室の安泰を口にし好条件を出しても我方としては無条件降伏は忍び得ない、武装の解除の後ではイタリヤの先例もありその轍をふんではならない、勿論原子爆弾、ソ連の参戦となつては算盤づくでは勝ち目はない、しかし大和民族の名譽のため戦い続けているうちには何らかのチャンスがある、武装解除は不可能である、外地において殊に然りで、事実戦争継続のほかはない、死中活を求める戦法に出ずれば完敗を喫することなく寧ろ戦局を好転させる公算もあり得ると論じ、又現在の国民士気の低下は認めるが、愈々本土決戦となれば一億一心国民は蹶起するであろうと主張して抗戦継続論を展開した。

これに對して米内海相は、最高戦争指導會議における態度を一転して、米英に對して勝ち目はなない、更にソ連に對しても然りと考える、最後に一撃を加えて勝ち得る機会は、陸相の言の如く一度は考えられるが二度三度となると大きな疑問がある、私は物心両面から見て勝ち目はないと思う。この際は降伏して日本を救うか、それと

も一か八か兎にかく戦い続けるのがよいか、極めて冷静に合理的に判断すべきである、負け惜しみや希望的観測はやめて実情に即し堂々主張するものは主張し、談判に入らねばならぬと考える旨強く主張するところがあつた。

次いで陸相から、俘虜の情報より得た原子爆弾の性能及び米国の保有量——次の目標は東京である、原子弾はなお百発あり、一カ月に三発製造出来る——等に関する説明のあつた後、米内海相は更に、総力戦である以上軍需生産、糧食、運輸及び思想の各方面より充分検討して閣議において結論する要ありと前提して五、六、七月の実績について関係各相の発言を促すところがあつた。

註 戦後の調査によれば、当時実際に完成していた原子爆弾は広島及び長崎に投下された二発のみで製造能力も極めて遅々たるものであつた。

海相の提起した質問に對し豊田軍需相、石黒農相及び小日山運輸相はそれぞれ関係事項について悲觀的報告を行った。豊田軍需相は、特に六月中旬以後の空襲激化及び七月の青函連絡船の損害の影響を強調し、軍需生産情勢の不利なることを示した。石黒農相は、東北における冷害に言及し、主食配給の一割減により兎もかく本年端境期まではやつて行けるが、明年は随所は飢饉の発生不可避なることを説明するところがあつた。更に小日山運輸相は、鮮満はもとより北海道との交通困難となり、関門トンネル必ずしも保証出来ず、本州孤立の虞れ大なるを詳細に説明した。

右の如き意見開陳のほか、種々質問等が行われたが、午後五時半に至るも受諾か否かの原則についてさへ結論を出し得ずして閣議は一旦休憩に入つた。

〔臨時閣議の再開——海相豹変〕一時間の休憩の後再開された閣議の冒頭において鈴木首相は、三国共同宣言を受けるか受けざるか二者その一を選ばねばならぬ事態となり、本日最高戦争指導會議に

おいてはこれを受けるはかないということに大体の意見が纏つた旨言明し、外相をしてこれが経緯の説明を実施せしめた。

東郷外相は、最高戦争指導会議における四条件の論議を説明し、完全なる一致ではないがと前提して、戦争の継続不可能なる以上共同宣言を受諾すべきであり、而して共同宣言の性質と先方の態度とに鑑み、談判による条件緩和は不可能であるので当方の提出する条件は極めて必要なもののみに限定すべきであるとの自説を主張し、且つ皇室の問題に対しては大義名分上一步も譲れない、日本民族は皇室の下に置かれることにより永遠に滅びない、国体の保持さえ出来れば凡ゆる苦痛も我慢する、やがて再興するために辛抱する、それが日本を救う道であると強調した。

右の如き外相の説明に対して阿南陸相は、只今の外相の説明が最高戦争指導会議の大体の空気というならば誤りである。四条件をスウェーデン及びスイスを経て英米に通じ、若し容れられるならば和平の準備あり、然らずんば戦いを遂行するというのが過半数の意見であると抗議した後、皇室のみの条件ではイタリヤの先例もある、保障占領された後では口も手も出しようがない、先方のなすままとなる、ここに見解の相違がある、統帥部の空気は私より強い、戦局は負けとは見ていないと再び四条件を主張した。

次いで米内海相から戦局の判断について異論あり、これに対し阿南陸相は算盤では判断出来ぬ、兎にかく国体の護持が危険である、四条件附で初めて国体が護持出来るのである、手足をものがれてどうして護持出来るかと重ねて強調するところがあった。

閣議はかくして一向纏まる気配もなかつたので、鈴木総理は、各大臣に対して東郷外相の意見に対する賛否の意見を求めた。阿南陸相は反対、松坂法相及び安井國務相もこれに同調した。特に安井國務相は、天皇を戦争犯罪人と指定されても一条件ではどうにも出来ないではないかと主張した。米内海相は、最高戦争指導会議におけ

る意見を撤回すると前提して改めて外相の意見に賛成した。石黒農相、豊田軍需相、小日山運輸相、太田文相及び左近司國務相もこれに賛した。他の五人は態度不明であつたが下村國務相は、他の三条件をも希望として先方に通ずるという妥協案を出して両者の間を斡旋するところがあつた。意見の開陳中太田文相は、ソ連を仲介としての外交工作の失敗に鑑み内閣は総辭職すべきではないかとの意見を開陳したが、首相は断乎たる態度を以て、今日は当面の問題の審議に専念すべき旨を強調してこれを斥けた。

結局閣議は午後十時半を過ぎてもなほ決せず、鈴木首相は、閣員のみでは決定を見ることは出来ませぬ、これより参内上奏する旨を述べ、ここに閣議は再度の休憩に入つた。

3 八月十日の御前会議

〔異例の御前会議奏請〕 前後約七時間に亘つて紛糾した臨時閣議の後、鈴木首相は東郷外相と共に九日午後十一時頃拝謁して、外相をして閣議の成行きを言上せしめた。次いで首相は、御前で最高戦争指導会議を開催致したいこと及び平沼樞相を参列せしめられたことを併せ奏上した。かくしてポツダム宣言受諾を繞る第一回の御前会議は、午後十一時五十分過から宮中防空壕内の一室において開かれた。従来の御前会議は、先ず連絡会議又は最高戦争指導会議等においてあらかじめ決定した議案について開催せられるのが例であつたが、この御前会議はあらかじめ決定された議案もなく全く異例に属するものであつた。出席者は、六人の最高戦争指導会議構成員のほか、前途の平沼樞相、迫水内閣書記官長、吉積陸軍省軍務局長、保科海軍省軍務局長及び内閣綜合計画局長官池田純久陸軍中将であつた。

〔鈴木首相の提案——自ら朗読〕 思召により鈴木首相は議事の進行にあたり、先ず迫水書記官長をしてポツダム宣言を朗読せしめ

た後、左記案文を自ら朗読して議案として提出した。

客月二十六日附三国共同宣言に挙げられたる条件中には天皇の国法上の地位を変更する要求を包含し居らざることの諒解の下に日本政府は之を受諾す

次いで首相は提案の理由を説明し、本日の最高戦争指導会議においては、意見が纏つたわけではないが、(一)皇室の地位の絶対保持安全 (二)在外軍隊の自主的撤兵復員 (三)戦争犯罪人の日本政府による処理及び (四)保障占領の保留の四条件を附すべしとの意見が有力であつた。しかし外相は本日の原案の通りの意見であるので、更に閣議を開き審議したところ外相案賛成六人、最高戦争指導会議案(四条件案)三人、中間五人であつたので、多数の主張せられたる外相案を原案として提案した旨述べた。

〔外相提案理由説明〕 実のところ鈴木首相の朗読した案文は、東郷外相の起草に係わるものであつた。外相はその提案に対して概ね次の如く理由を説明した。

宣言は日本としては不面目受諾し難きものなるが、本日の事態に於ては受諾已むを得ずといふ閣議の結論に達せり、而して原子爆弾の出現とこれに関連するソ連の対日参戦とは時局を愈々急変し相手方を強硬にせり、従つて交渉に依て話を進めんとする方法は其余地を失へり。殊にソ連が参戦したる以上益々然り、故に此情勢より見て多くの条件を出すことは全部を拒否せらるるに至るべし、唯一のものを提案すべし。それは皇室の護持安泰なり、武装解除問題は停戦協定の際考へらるべし、保障占領は已むを得ず、戦争犯罪人問題も絶対的要件に非ず、日本民族は皇室さへ存在せば隠忍して他日の復興を為し得べし、故に凡てを皇室の一事に集中すべし。

次いで米内海相は、鈴木首相の指名に依えて外務大臣の意見に全然同意なる旨言明した。

〔陸相及び参謀総長の反対〕 阿南陸相及び梅津参謀総長は、閣議の意見を主としその上予め議案の相談さえなく、全く一方的且つ高圧的なこの御前会議の議事進行振りに不満であつたが、敢えてこれに言及することなくその反対意見のみを、抗戦継続論にまで遡つて左の通り開陳した。

阿南陸相 外務大臣の意見に全然反対なり。カイロ宣言には満洲国の抹殺を包含するが斯くては日本の道義国家としての生命を失ふこととなる。飽くまで戦争遂行に邁進すべきなり。受諾するとしても少くも四条件を具備するを要す。此等条件は皇室擁護の手段として絶対必要なり。若し聴かれざれば一億玉碎して死中活を求むべし。本土決戦に対してそれだけの自信あり。

梅津参謀総長 陸相の所見に全然同意。本土決戦には準備整ふ確信あり。ソ連の参戦は情況を不利に陥れたるも之が為最後の一撃を米英に与へる機会を放棄するには当らざるべし。無条件降伏にては英霊に済まぬ、四条件は最少限の譲歩なり。

〔平沼枢相所見——軍令部総長後廻し〕 鈴木首相が、豊田軍令部総長より先に平沼枢相に所見を求めたるに對し、枢相は六人の最高戦争指導会議構成員のそれぞれに所要の質問をなしたる後大要左の通り所見を述べた。

突然の出席にて充分推敵しあらざるも情況は急迫しある故意見を述べべし。外務大臣の主旨には同意なるも国体擁護は絶対なり。之に對し少しにても揺ぎあれば敢然として防禦すべし。国民一人に到るまで敢闘すべし。原案の字句は不可なり。国法上の地位とは申すまじき言なり。大義名分より不可なり。天皇の統治権は肇国以来のものなり。憲法は公示上の形式に過ぎず。天皇の國家統治権云々と変更しては如何。

次に四条件は敵國に對し交渉の余地なしと言ふが果して然りや。

陸相及び参謀総長の主張も当然なり。外務大臣は交渉に努力相成度、但し交渉遅くなれば全体の終結は困難となる、却つて国体に動揺を来す虞もあり懸念に考へらる。充分見透をつけよ。

今日の事態之にて宜しきや充分検討あるべきなり。單純に武力だけで此の問題を決すること能はず。又國民を外にして戦ふ能はざるべし。以上充分自信あれば強く突張れ、自信なければ陸海の兵力が如何に強くとも戦争継続は不可能なるべし。

事極めて重大なり。聖断に依りて決すべきなり。陛下に於かれても皇祖皇宗の遺訓を承けられて国体を御守りになる重大な御責任あり。

〔軍令部総長の反対〕 最後に豊田軍令部総長は、首相の指名に依て左記要旨の反対意見を開陳した。

海軍統帥部としては陸軍大臣及び参謀総長に同意なり。勝算ありや否やと言ふに絶対算ありとは言はざるも必敗とは考へず。次の作戦には準備あり好機あり、敵に打撃を与へること不可能とは考へず。国体護持のみを条件とする交渉は統帥部として憂慮しあり。國民の内には敢闘精神あり、前線將兵は努力しあり、特攻精神あり、戦意を沮喪しある國民も指導に依りて士氣昂揚すべし。

〔鈴木首相聖断を乞ふ〕 議を尽すこと既に二時間余、時刻は十日上午二時を過ぎたが依然として議は纏まらなかつた。ここにおいて鈴木首相は立つて、かくなる上は甚だ畏れ多きことながら、これより私が御前に出て思召しをお伺ひし、聖慮を以て本會議の決定と致したき旨を述べて御前に参進した。

〔聖断の事前準備と干与した人々〕 これより先、九日昼間の最高戦争指導會議の空氣は、痛く一部重臣及び外務省首脳を刺戟した。

この日午後一時半鈴木首相は、臨時閣議に先立ち木戸内大臣を訪れて最高戦争指導會議の模様を通報したが、内大臣はこの報告を「四条件附でポツダム宣言受諾に決つた」と聞いた。事實は「決

定」されてはいなかつたのであるが、内大臣が右のように諒解したのと同様の情報で、刻々と外務省筋を通じて近衛公その他に伝わつた。

註 鈴木首相が真にかく報告したのか、或は會議の大体の空氣がかく傾いていると報告したのを、内大臣が誤解したのかは明かない。

近衛公は憂慮して高松宮に報告し、一方重光葵元相に話して木戸内府をして、聖断をお願いするよう決意せしむべく説得方を要請するところがあつた。近衛公自身も、午後一時内府を往訪懇談した。午後二時四十分には高松宮は電話を以て、四条件では難しいから善処するようにとの意見を木戸内府に通じられた。午後四時には重光元相が内府を訪れ、四条件附では決裂必至なりと述べ、強く聖断による時局の急速収拾を要請するところがあつた。重光氏の意見に対して木戸内府は当初不機嫌であつた。即ち終戦決定について既に陛下の御決意を煩わし、そして今又その実行に関して再び陛下を煩わすことには躊躇の態であつたが、結局重光氏の意見に同意した。

右の如き経緯は、木戸内府の午後三時十分及び四時三十分から行われた二度の拝謁において陛下に達せられた模様である。一方この日、松平内府秘書官長、高木海軍少将、加瀬外務事務官及び松谷陸軍大佐等もそれぞれ相謀り、内府を動かして問題を聖断にまで持ち込むよう工作した模様である。

他方内閣の側においても、この御前會議に臨むにあたり、これが決定を多数決によることなく聖断に持ち込むための努力が、米内海相及び迫水書記官長等によつて行われ、それぞれ鈴木首相に進言するところがあつたようである。

かくして、最後の場合聖断を仰ぐための手筈は、臨時閣議の休憩に入つた午後十時半から御前會議開始までの間の木戸内府の二度の

拝謁——一度は十時五十分より約二十分、二度目は十一時二十五分より約十五分——によつて、最終的に整えられていた。

〔聖断下る〕 鈴木首相の言上に対し、陛下は先ず首相に着席を命ぜられた後、外務大臣案に御同意の旨を述べられ、大要次の通りその理由を附け加えられた。

陸海軍統帥部の計画は常に錯誤し時機を失す。本土決戦と言ふが九十九里浜の防禦陣地は遅れ、八月末に非れば出来ずと言ふ。増設部隊も裝備未だに整はずと言ふ、之れでは如何にして邀撃し得るや。

空襲は激化しあり、之れ以上国民を塗炭の苦しみに陥れ文化を破壊し世界人類の不幸を招くは朕の欲せざるところなり。

此の際は忍び難きを忍ぶべきなり、忠良なる軍隊を武装解除し又昨日迄朕に忠勤を披んじられたる者を戦争犯罪人とするは情に於て忍びざるも国家の爲には已むを得ざるべし、今日は明治天皇の三国干渉の際の御心を以て心とすべきなり。

陛下の御言葉が終るや鈴木首相は、聖断を以てこの會議の結論と致しますと述べて、緊張した重大な會議は、午前二時三十分散會した。

〔臨時閣議三たび——散會午前四時〕 一旦休憩中の臨時閣議は午前三時頃再開された。閣議の席上東郷外相は外相の提案が平沼首相の修正付で採択された旨報告し、鈴木首相と共にこの決定は聖断によるものなることを強調した。最早や全閣僚とも異議なく、必要な文書に署名して午前四時頃散會した。

4 聖断に伴う対内外措置

〔宣言受諾電報と放送〕 聖断による、日本のポツダム宣言受諾意志の通告に関する外交的処置は、今や外務省に委ねられた。外務省においては、かねての準備に基き、十日午前六時頃までに電文の起草を終り、六時四十五分から十時十五分に亘つて、左記主文を含む一連の電報を在スイス加瀬公使及び在スウェーデン岡本公使に送り、米英ソ支四国に伝達方指令すると共に相手方の速答を得るよう要請するところがあつた。

草を終り、六時四十五分から十時十五分に亘つて、左記主文を含む一連の電報を在スイス加瀬公使及び在スウェーデン岡本公使に送り、米英ソ支四国に伝達方指令すると共に相手方の速答を得るよう要請するところがあつた。

略第〇六四八号（緊急）（午前七時十五分發電）

米英支三国対日共同宣言受諾に関する件

帝國政府においては人類を戦争の慘禍より免れしめんが爲速かに平和を招来せんことを祈念し給ふ天皇陛下の大御心に従ひ曩に大東亞戦争に対して中立關係に在るソヴィエト連邦政府に対し斡旋を依頼せるが不幸にして右帝國政府の平和招来に対する努力は結果を見ず茲において帝國政府は前頭天皇陛下の平和に対する御祈念に基き即時戦争の慘禍を除き平和を招来せんことを欲し左の通り決定せり

帝國政府は昭和二十年七月二十六日米英支三国首脳により共同に決定發表せられ爾後ソ連邦政府の参加を見たる对本邦共同宣言に挙げられたる条件中には天皇の國家統治の大權を変更するの要求を包含し居らざることを諒解の下に帝國政府は右宣言を受諾す帝國政府は右の諒解に誤なく貴國政府がその旨明確なる意志を速かに表明せられんことを切望す

帝國政府は「瑞西國政府、瑞典國政府」に対し速かに右の次第を「米國政府及び支那政府、英國政府及びソ連政府」に伝達方を要請するの光榮を有す

一方、右の如き公式通告と併行して、日本の宣言受諾意図を海外特に敵側將兵に早く知らせる要ありと感した松本外務次官は、同盟通信社及び日本放送協會首腦の同意を得て、十日夜秘かに海外に放送せしめた。これらの海外放送は、発信後二時間にして先ず米國に反響を与え、數時間後には全世界に波及したことが認められた。

註 これらの放送は、實際において公式電報によるものよりも早

くトルーマン米大統領の手許に届いている。

〔情報局総裁談〕 十日午後二時閣議開催、三国宣言受諾の件を何時如何にして国内に公表すべきかについて論議が重ねられた。

早く公表するについては、民心の方向を早く決め得又損害を少しでも軽減し得るの利があつたが、反面又従来の緊張感が破れ一旦交渉不調となつた時再び士気を恢復することの困難が考えられた。又軍部その他国内の主戦運動を幾分とも阻止出来ると考えられたが、大詔に先だつて公表すれば、却つて物議を醸し不測の事変が起ることも懸念せられた。しかし終戦という不意打ちの発表をするためには、何等かの事前工作も必要と考えられた。

結局、大詔によつて初めて国民に公表すべく、その前の公表は差控えるべきであるとのことに決定し、その他は閣議をまたず情報局総裁たる下村国務相が陸海外三相と打合せの上臨機措置することとし、国民には愈々終戦の確定するまでは、シリシリと終戦の空気へ方向転換の足取りを進めしめるような小出しのやり方を採ることとなつた。かくして、十日午後七時放送され、又十一日の朝刊新聞に掲載された情報局総裁談（十日午後四時三十分発表）は次の通りであつた。

敵米英は最近頃に空襲を激化し、一方本土上陸の作戦準備を進めつつあり、これに対し我陸海空の精銳はこれが邀撃の態勢を整へ今や全軍特攻の旺盛なる闘志を以て一挙驕敵を撃破すべく満を持しつつある。この間に在つて国民あげてよく悪慮なる敵の爆撃に堪へつつ義勇公に奉ずる精神を以て邁進しつつあることは、誠に感激に堪へざる所であるが、敵米英は最近新に発明せる新型爆弾を使用して人類史上かつて見ざる残虐無道なる惨害を無辜の老幼婦女子に与へるに至つた。加ふるに昨九日には中立関係にありしソ連が敵側に加はり一方的な宣言の後我に攻撃を加ふるに至つたのである。我軍はもとより直ちに遑へて容易に敵の進攻を許さざ

るも今や真に最悪の状態に立ち到つたことを認めざるを得ない。正しく国体を護持し民族の名譽を保持せんとする最後の一線を守るため政府はもとより最善の努力をなしつつあるが、一億国民にありても国体の護持のためにあらゆる困難を克服して行くことを期待する。

〔陸軍大臣訓示と公表の経緯〕 右の情報局総裁談が、十日午後四時半発表された同時刻頃、全軍玉砕の強烈な覚悟を促す次の陸軍大臣訓示、所謂布告が各新聞社に配布され、掲載方を要請された。

全軍將兵に告ぐ、ソ聯遂に皇国に寇す、明文如何に粉飾すれども大東亜を侵略制覇せんとする野望歴然たり事致に至る 又何を可言はん 断乎神州護持の聖戦を戦ひ抜かんのみ

飯令 草を喰み土を嚙り野に伏すとも断じて戦ふところ死中自ら活あるを信ず 是即ち七生報国「我一人生きてありせば」てふ楠公救国の精神なると共に 時宗の「莫妄想」「慕直進前」以て醜敵を撃滅せる闘魂なり 全軍將兵宜しく一人も余さず楠公精神を具現すべし 而して又時宗の闘魂を再現して慕直進前すべし

これより先、阿南陸相は、十日前九時陸軍省内の主要將校を集め、前夜の御前會議の決定を説明し且つ必要な注意を述べた。この際陸相は、この決定は聖慮に基くものであり又国体護持に関する条件附きのものである。現在の我々にとつて最も大切なことは陸軍部内における秩序の維持である。しかし他面国体護持の条件を連合国側が容認するかどうか明かでないから戦争が終つたとは言えない。故に陸軍は和戦阿様の準備をしておかなければならないとの意味を述べ、そのあとを承けて吉積軍務局長が、詳細に陛下のお言葉を伝え、更に一糸乱れざる統制保持を要望した。

陸相及び軍務局長の言葉が終るや、軍務局課員稻葉正夫中佐は和戦阿様に備え、この際特に不退転の決意を示して軍の士気を維持するため、直ちに陸軍大臣訓示を与ふる必要ありと直感し、その場に

おいて荒尾軍事課長と共に、吉積軍務局長と同列している大臣に意見を具申せるに大臣は即座にこれに同意し、その趣旨の訓示起草すべきを命じた。

かくして訓示は間もなく起草され、課長承認後課長自身上司の決裁を得るべく持参したが、大臣、次官及び軍務局長の多忙のため未だ決裁の運びに至らない前に、情報局総裁談発表のことを知った内閣情報局部員親泊朝省陸軍大佐が、放送等を利用して速達することを出し、稲葉中佐の同意を得てその草稿を放送局及び各新聞社に配布したのであった。

而してこの陸軍大臣布告は、同夜午後七時ニュースの時間に情報局総裁談と共に放送された。なおこのことは、新聞社から直ちに情報局及び迫水書記官長の許に報告され、次いで外務省にも伝わった。東郷外相は敢えて行動を採らなかつたが、情報局員及び迫水書記官長は、しきりに布告の新聞掲載中止方を下村情報局総裁に進言

した。そこで話は結局下村総裁と阿南陸相との電話交渉となつたが、阿南陸相の、兎にかく陸相訓示も載せてやつて下さい、との言もあつて遅滞している間に時刻は過ぎて、吉積軍務局長の中止処置も間に合わなかつた。

かくの如くにして十日夜のラジオ放送と同様、八月十一日の新聞には、真意の捕捉し難い総裁談と、意味極めて明瞭な陸相布告とが相並んで、しかも奇妙な対称を呈しつつ掲載されていた。

元来この大臣訓示は直接陸軍将兵に対するもので、国民一般を対象とする総裁談とは全く別箇の性質のものであつた。発表の形式が如何にも対立を表面化せしめたような結果になつたが、全軍に速報する目的は達成せられた。なおこの発表について陸相は、陛下からお叱りを受けたが「軍はあれでよいのです」と、申上げて御納得いただいたといふかかれた事実もあつた。

第九章 終戦の聖断——八月十四日の御前会議

1 四国回答の接受

〔四国回答とその訳文〕 八月十二日午前零時四十五分頃、外務省、同盟通信及び陸海軍の海外放送受信所は略々時を同じくして左の如き米国放送（外務省訳、傍点筆者）を傍受した。

ポツダム宣言の条項は之を受諾するも右宣言は天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることを諒解を併せ述べたる日本国政府の通報に関し吾等の立場は左の通りなり

降伏の時より天皇及び日本国政府の国家統治の権限は降伏条項の実施の爲其の必要と認むる措置を執る連合軍最高司令官の制限の下に置かるものとす

天皇は日本国政府及び日本帝国大本営に対しポツダム宣言の諸条項を実施する為必要な降伏条項署名の権限を与へ且之を保障することを要請せられ又天皇は一切の日本国陸海空軍官憲及び何れの地域に在るを問はず右官憲の指揮下に在る一切の軍隊に対し戦闘行為を終止し、武器を引渡し及び降伏条項実施の爲最高司令官の要求することあるべき命令を発すべきことを命ずべきものとす

日本国政府は降伏後直に俘虜及び抑留者を聯合國船舶に速かに乗船せしめ得るべき安全なる地域に移送すべきものとす

最終的の日本国の政府の形態はポツダム宣言に遵ひ日本国民の自由に表明する意志により決定せらるべきものとす

聯合國軍隊はポツダム宣言に掲げられたる諸目的が完遂せらるる

迄日本国内に留るべし^(註)

註 最初の傍点の部分は“Subject to”——従属する——の訳で

あり、後の傍点の部分は“ultimate form of Government of Japan”——日本国の最終的政治形態又は統治組織——の訳で、いずれも軍部に対する刺戟を柔らげる意図の下に扛げて訳されたのであつたが、陸海軍においても直接放送を傍受していたので、かかる外務省の工作は何らの意味もなさなかつた。

〔外務省の態度——慎重に鵜呑み決定〕 外務省においては慌だしく検討が始められた。最初の反応は、誰人にとつても不満足なものであつた。この点泊水内閣書記官長においても同様であつた。連合国側の回答は明かに明確な意志表示を避け、解釈及び推測に任せた点が多かつた。^(註)

註 天皇制問題は、戦争中米国において大いに論議されていたが、この時までに未だ結論が出ていなかった。日本の十日夜の放送直後、トルーマン大統領は、バーンズ國務長官、ステイムソン陸軍長官及びリー元帥と協議したが、その際ステイムソン長官及びリー元帥は日本の申入れを承認すべきであるとの意味を述べた。しかしバーンズ長官は、日本側から持ち出して来た条件を受諾する形はとりたくないとの肚から、回答の形式は連合国側から新たな条件を出した形にすべきであると主張し、即座に筆を採つて起草したのがこの回答である。この回答にはトルーマン大統領も賛成し、更に英支ソ三国の同意を得た後放送及び正式ルートによつて日本に通達された。

そして、この回答は一見日本の国体問題を日本人の自由意志に任せた如くであるが、事実の必ずしも然らざることは終戦後の占領政策の推移に見て明かなところである。

要するにこの時期においては天皇制は未だ秤にかけられていたと見るのが事実のようである。

この連合国回答を見て、再照会論が起るであろうことは容易に予測された。従つて東郷外相も、容易にはその態度を決しなかつた。しかし松本次官等の、この際は何としても戦争は終らねばならぬ、この上の交渉は決裂に導くだけで何にもならない。連合国の回答は不満足ながら大丈夫と認められる、という主張を入れて、十二日午前八時頃回答を鵜呑みにする方針を決めた。東郷外相の態度決定には、鈴木首相も連合国回答を認める意向である旨の迫水書記官長より連絡も相当影響したようである。

〔両統帥部長の反対上奏〕 一方陸海軍両統帥部においても米国放送の検討の結果、即時受諾反対の態度を決め、梅津參謀総長及び豊田軍令部総長は、早くも十二日午前八時二十分左の如く列立上奏を行つた。(傍点筆者)

サンフランシスコ放送により米国、英国、ソ連及び支那四ヶ国を代表するバーンズより瑞西政府を通じ帝國政府に通告し来れる覚書の内容を承知致しましたので茲に謹みて統帥部の所信を申し上げ度く存じます。

統帥部と致しましては、本覚書の如き和平条件は断乎として峻拒すべきものと存じます。即ち覚書第一項に依れば「日本の降伏の瞬間より日本天皇及び日本政府は降伏条件を実行に移す為に必要なと認めらるべき措置を執るであらうところの連合軍最高指揮官に従属さるべきものとす」とあります。此の如きは申すも畏れ多きことながら帝國を属国化することに外ならないのでござぬまして断じて受諾し難きこと勿論であります。尚覚書第二項の全陸海軍の武装解除及び第四項の国民の自由意志に従ふ政体の樹立、第五項の日本国内に於ける連合国軍の駐屯等孰れも受諾し難きことは嚮に參謀総長より申上げたる通りでござぬます。

右覚書を通見致しまするに敵国の意図が名実共に無条件降伏を要求し特に国体の基本たる天皇の尊嚴を冒瀆しあるは明かなるとこ

ろでございまして斯の如き条件の下に和平を行ふとすれば内に在りては忠誠なる国民臣下の分として誠に忍び難く遂には発するところ收拾すべからざる事態を惹起し、外に在りては決死敢闘以て悠久の大義に殉ずるを無上の喜びとしある外征数百万將兵の進むべき方途を失ひ雷に外敵の攻撃に依るのみならず、国家の内部的崩壊を来し遂に我國体の破滅皇国の滅亡を招来すること申すも過言ならずと確信する次第であります。

以上申し上げましたところは政府も亦同一意見と存じますが尚政府との間に充分なる意見の一致を求めまして御聖断を仰ぎ度いと存じます。

〔大匠総長連名電——継戦意志明示〕 なお陸軍においては、既述の如く十日夜同盟通信及び放送協会が日本の受諾電報を放送したのに対し我が在外軍隊が反応を示しておる現況に鑑み、今回接受したバーンス回答もいずれば在外軍隊に知れ亘つて好ましからざる影響を招来するに至るべきことを恐れ、大臣総長の連名を以て十二日大本営直轄軍司令官に対し、左の電報を發してその態度を明かにするところがあつた。

大東亞戦争終戦に關する帝國政府の敵側に対する申入れに対し本十二日早朝米国よりの放送に接したるも陸軍としては右放送は國体護持の真意に反しあるに依り断乎一蹴し一意継戦あるのみとの態度を堅持して國策推進中なるに付各軍亦断乎作戰任務に邁進せられ度

〔回答を繞る要人の動き〕 東郷外相は十二日午前十時半頃鈴木首相を訪問し、先方回答の内容を説明した後、十一時参内の上先方回答の趣旨及びこれに対する措置について上奏した。これに対し陛下よりは先方回答のままにて可なりと思考するにより、これを応諾するよう取り運ぶべき旨、なお総理にも右様伝うべき旨の御沙汰があつた。右の旨は十二時半、鈴木首相に伝えられた。

一方阿南陸相は午前十一時半頃、鈴木総理に連合國回答受諾反対の旨を申入れていた。十二時五十分には、平沼樞相もまた鈴木総理を訪れて國体論の見地から受諾不能なる旨主張し、且つ再照会方を要請するところがあつた。

平沼樞相は、更に午後一時四十分木戸内府を訪れて受諾反対を申入れた。これより先木戸内府は、上奏直後の外相との会談により、先方回答の解釈は責任当局たる外務省に信頼して邁進するはかなしと決意していたので、受諾の方針で行くべきである旨応答した。

海軍省においては午前十一時三十分頃、米内海相は、自分に相談なく反対上奏したことについて、豊田軍令部総長及び大西軍令部次長を詰問しつゝあつた。米内海相の肚は正しく連合國回答を受諾するにあつた。

2 再び分裂した閣議及び最高戦争指導會議

〔十二日の閣議〕 午後三時から開かれた閣議において東郷外相は、先ず先方回答を説明した後、本回答は全体として満足なものとはい言ひ得ないがと前提して、受諾の已むを得ない旨を主張した。その理由の要点は、第一項については、保障占領の下にあつては降伏条件の実施の枠内で統治權に制限があるが、原則的には天皇の地位は厳存する、第四項については外部よりこれに干渉するものに非ずという意味に解すべきであるが、なお若し先方において人民投票の方法により決定すべきものとする企圖ありとするも、日本人の忠誠心に照らし、大多数は我が國体の大本を変更する考えを抱くものとは信ぜられずとするにあつた。なお外相は、この点につき字句の修正を求むるも往年の不戦条約問題の場合と同様、我が方の趣旨貫徹し得ない結果を招く虞あるのみならず、飽くまでこの点に關し交渉を押し進めんとする場合には、先方諸國における強硬派に口実を与え遂には決裂となる覚悟を要するので、戦争遂行不可能なる以上、

この辺で交渉を取り纏める必要ありと述べた。

この東郷外相の提案に対し阿南陸相は、これでは国体問題が不安であるから再照会すべきであるとし、あわせて武装解除と保障占領の問題についても附加すべきであると主張した。安倍内相、松阪法相等も再照会論を唱えた。

〔首相の再照会論——外相の苦境〕 この閣議の最後に鈴木首相は、かかる回答文では国体護持は確認されない、即ち政府の形態が国民の意志により決定云々とか、天皇が連合軍司令官の指揮下にあるとか国体上の疑問がある、又武装解除も全く先方の思うままにされるのは軍人として忍びないから、再照会して見ようと発言した。そして若し、聞かれないならば戦争継続も已むなしと述べた。

この首相の発言は、東郷外相を苦境に陥れた。外相は形勢の不利を悟つて、正式の回答接後改めて論議することを提案して閣議を散会に導いた。時に午後五時半頃であつた。

東郷外相は散会后、首相に対して自分の主張についての单独上奏を示唆して首相の発言に対する不満を表明したものの、一面外相辭職のことも考えたようであつた。しかし松本次官や松平内府秘書官長の勧告によつて思い止まり、午後六時半頃木戸内府を訪れて首相の説得方を依頼した。

〔皇族会議〕 前述閣議開催と同じ時刻、宮中においては皇族会議が開かれていた。

この会議において陛下は御自ら状況を説明せられ、この国難にあつて皇族が陛下に協力してくるようにとの御説を下された。御説明の後、梨本宮が一同を代表されて、一同一致協力して陛下を御助け申上げますと奏答した。この会議においては自由に種々の問題を話し合われた模様で、散会後は午後六時二十分頃であつた。

十二日午後八時過、阿南陸相は三笠宮邸に伺候して、天皇に御願意して頂くよう宮の御尽力を乞うたが、反対に三笠宮は満洲事変以

来の陸軍のやり方を強く難詰されたようであつた。

〔鈴木首相の譴責——聖慮〕 一方外務省においては、形勢の不利を挽回するため時を稼ぐ工作が行われつつあつた。スイスの加瀬公使からの連合国回答の正式電報は午後六時十分乃至四十分、又スウェーデンの岡本公使の電報も相次いで到着したがこれらの電報は、松本次官の命令により十三日朝到着したものとして取扱われ、同夜中は関係方面に知らされなかつた。

この間十二日午後九時半頃、木戸内府は宮中において鈴木首相と会談した。この際内府は陛下の御意中を告げ、連合国回答の受諾断行を勧誘するところがあつた。首相は聖慮のほどを承知し直ちに受諾に同意した。

十三日午前二時十分には、更に外務省の立場を有利にする電報がスウェーデンの岡本公使からもたらされた。それは、米國が四国政府を代表して対日回答をした経緯についての新聞記事報告電であつたが、天皇制問題に関する米、英、ソ間折衝の経緯を伝え、本回答文はソ連の反対を押し切つた米国外交の勝利ともいふべきもので、実質的には日本側条件を是認したものであるというのであつた。この電報は、早速鈴木首相及び木戸内府に送達された。

〔十三日の最高戦争指導会議〕 十二日夕到着した連合国正式回答は、十三日午前七時四十分到着と日附されて関係方面に送達された。内容は放送と同様であつた。

連合国回答審議のための六人の最高戦争指導会議は午前九時から首相官邸地下壕において開かれた。この会議は、連合国回答に対する態度を検討する最高戦争指導会議としては最初のものであつたが、陸相及び阿統帥部長は第二項及び第四項は不満足であるからこれを修正せしめる必要があること、及び保障占領、武装解除の二点につき新たに条件を追加すべきことを強く主張した。

これに対し東郷外相は、決裂の覚悟なくば修正は差し控える要

あり、又追加条件の提出は事態に副わないのみならず、十日の御前會議において既に決定せられたところで問題とならずと反対した。

陸相及び河統帥部長の主な憂慮は、自由に表明された国民の意志というも、占領後の強制と圧迫によつて枉げられる可能性ありとするにあつた。これに対し外相はザールの国民投票の例を引用して、この問題の帰趨は一に懸つて日本国民自身の信念に存する旨を述べ、特に再照会は交渉の決裂を意味することを強調した。鈴木首相及び米内海相はあまり多くを語らなかつたが、外相案支持は明かであつた。

〔會議の途中に外相参内上奏〕 會議は午後三時まで続いたが、結論を得られないこと明瞭であつたので、鈴木首相は一先ず散会することとした。會議の途中、午後二時から外相は参内の上、連合国の正式回答の到着及び十二日以来の審議の模様を上奏したが、その際陛下から、外相の主張の通りにて可なるにつき總理にもその旨伝えよとの御沙汰を拝した。

〔再び閣議へ——賛否の決〕 連合国回答に関する第二回の閣議は、午後四時頃から開始された。この會議において鈴木總理は、強く各閣僚の賛否の意見を求めた。

多くの閣僚は、連合国回答に不満を有しながらも外相の意見に同意した。安倍内相は再照会を主張したが結局首相に一任し、又松阪法相も再照会案を支持したが聖断には従う旨述べた。

阿南陸相も勿論聖断に否やはなかつたが、輔弼の見地から大要左の如き強硬な反対意見を述べた。

前回述べし如く飽くまで国体問題が不安である。関係各位も皆疑念を持つてゐる。臣子として国体問題を明かにすべしとの意見あるに拘らず、之が困難なりとして直ちに聖断を仰ぐのは不都合である。条件を附すると交渉断絶の虞ありと言はれるが、これ位は申し述べべきである。苟くも疑点ありとせば堂々と述べべし、

どうして意気地なく屈するのか理由不明である。背水の決意を持ちつつ交渉する処に光明あり、又斯くして初めて本土決戦に訴へることなくある程度まで反映するものと信ず、取るべき手段は断乎採られたい。

鈴木首相は各閣僚の意見開陳の後、大要次の通り述べた。

私は戦を続ける決心にて今日に至りしが、御承知の如く形勢に大変化を見たからは考へを変へざるを得なくなつた。

私は先方の回答に受諾し難い条項もあるやうに思ひ背水の陣の決心をしたが再三再四読む中に米国は悪意で書いたものではない、表現は違ふが実質的には天皇の地位に変更を加へる意図のないものと感じ、文句の上で異議を言ふべきでないと考へるに至つた。……勿論充分満足ではないが、さればとて今どこまでも戦争を継続するかと云へば、畏れ多いが大御心は此の際和平停戦せよとのことである。若しこのまま戦へば背水の陣を張つても原子爆弾の出来た今日あまりにも手遅れである。それでは国体護持はできませぬ。勿論一縷の望はあるかも知れませぬ、又全く絶望ではなからうがあまりにもそれは危険と言はねばならぬ。万民の為に赤子をいたはる広大なる思召を拝察しなければならぬ。

臣下の忠誠を致す側より見れば、戦ひ抜くことも考へられるが、自分達の気持だけは満足できても日本の国はどうなるか誠に危険千万である。斯る危険をも御承知にて聖断を下されるからは、我等はその下に御奉公する外に道なしと信ずる。従つて私はこの意味に於て本日の有様を有りのまま申し上げて重ねて聖断を仰ぎ奉る所存であります。

鈴木首相の發言の証明する如く、閣議はかくして再び不一致に終つた。なお首相の發言後阿南陸相は、再び武装解除及び保障占領のことを取り上げ、連合国がわが方に武装解除を自主的にやらせて呉れたり、又占領兵力を少くすることは双方ともに助かることである

から、附帶的に希望条件として提出すべき旨を提案した。首相及び海相は十日の聖断に反すると反対し、又外相は別の機会にわが方の意見として申入れることとしたいと述べたが、多くの閣僚は希望として提出することを支持した。閣議の散会は午後七時頃であつた。

〔陸軍と海軍軍令部の反対の動き〕 前述最高戦争指導会議及び閣議の空気は陸軍及び海軍軍令部を刺戟した。十三日午後參謀本部第二課長、軍令部第一課長及び陸軍省軍事課長は会同して、次の御前會議をなるべく遅延せしめ、その間に和平説を説得することを申合せた。

右申合せの結果、軍令部次長大西中将は同夜自ら米内海相及び永野元帥の説得方を高松宮にお願いし、又各作戰部員は永野元帥、及川大将、近藤大将及び野村(直)大将等を訪問して尽力を懇請したが、効果の認むべきものはなかつた。

一方梅津參謀総長及び豊田軍令部総長は、十三日午後九時から約二時間に亘つて総理官邸において東郷外相と會談して再照會を主張したが、結局外相の同意を得るに至らなかつた。

かくする間に、陸軍省軍務局及び參謀本部第二課の將校の間には、連合国の回答を不満とし、兵力を動かして和平派を彈圧し、飽くまで國體護持を確保しようとするところの計畫が進められつつあつた。

これより先十二日朝、軍務局の將校は阿南陸相に対して、若し必要とあれば非常手段を採るべきであると口頭で具申していたが、十三日の情勢に鑑み、陸相の承認を求める目的を以て同日夜左記要旨の陸軍大臣の兵力使用計畫を起草した。

一、使用兵力

東部軍及近衛師團

二、使用方針

宮城と和平派要人とを遮断す

其の他木戸、鈴木、東郷、米内等の和平派要人を兵力を以て隔離す 次いで戒嚴に移る

三、目的 國體護持に関する我方条件に対する確証を取付ける迄は降伏せず交渉を継続する

四、方法 陸軍大臣の行ふ警備上の応急局地出兵權を以て發動す

五、条件 大臣、総長、東部軍管区司令官、近衛師團長の四者一致の上であること

左兵力使用計畫は、同夜九時頃から三宅坂の陸相官邸において、阿南陸相に報告された。報告に列したのは荒尾軍事課長、竹下中佐、稻葉中佐、井田中佐、椎崎中佐及び畑中少佐であつたが、これらの將校は阿南陸相の特に信頼厚き人々であつた。

報告並びにこれに関連する検討は、午後十時半頃まで行われた。報告者たちの希望は十四日午前これを決行するにあつたが、陸相は容易に同意する色はなく、明早朝參謀総長と協議の後確答する旨を述べた。結局荒尾大佐以下は、熟考の午後十二時陸軍省において荒尾大佐に決心を内示された旨を述べて三々五々散會した。

真夜中の十二時頃陸相は登庁して荒尾大佐に、本土決戦の困難なる旨を述べたが、兵力使用計畫に関しては意圖を明示しなかつた。翌十四日午前七時、阿南陸相は荒尾課長を帶同して梅津參謀総長と會見し、兵力使用計畫について意見を徴したところ梅津大將は賛意を表さなかつた。かくして兵力による非常手段計畫は放棄された。

3 八月十四日最後の聖断遂に下る

〔更に異例の御前會議——不意の御召し〕 十三日午後海外放送受信局は、日本が故意に回答を遅らせているとの非難を含んだ米國放送を聴取した。米軍の艦載機は、日本の降伏決定を迫るかの如く盛に関東及び東北地区を攻撃した。十三日午後五時頃より十四日早朝にかけて米軍機は、東京及び他の諸都市に、日本の八月十日のボツ

ダム宣言受諾の申入れ及び連合国の回答を日本語で書いて伝單を散布した。政府が公表を憚つていた祕密の交渉も、今や敵側から暴露された。一方十二日以来の軍部内の不穏の空気が和平派要人を刺戟し、これらをして日本の終戦決定のために異例の御前會議を奏請せしめることとなつた。

十四日午前八時三十分木戸内府は、敵の散布した一枚の伝單を携えて拝謁し、至急終戦の手続を御下命願うよう申上げて御承認を得た。この際内府は、この伝單は国内の継戦分子及び軍隊を刺戟し、その結果は混乱状態の発生も予想せられるので、終戦を遅らせることは刻一刻と危険である旨言上した。

内府は、拝謁の直後鈴木総理の訪問を受けた。これより先鈴木総理は、御前會議開催の方法につき苦慮していたが、阿統帥部長が事前に連絡なき御前會議開催には固く反対していたため通常の手続によることは不可能であつたので、陛下より御召しの形式による御前會議開催のほかに方法なしと決心し、これが相談のために内府を訪れたのであつた。

内府及び総理の意見は図らずも一致した。その上、昭和十六年十二月一日開戦決定の御前會議以来絶えて行われなかつたところの最高戦争指導會議構成員及び閣僚合同の御前會議を召集され、問題を一挙に決するよう陛下に御願ひすることとなつた。両者は九時稍々前、列立して拝謁し、陛下の即時且つ明快な御同意を得た。

かくして午前十時稍々前、閣議の予定で総理官邸に集つていた全閣僚と、梅津、豊田阿総長、平沼相相、迫水書記官長、池田綜合計画局長官、吉積陸軍、保科海軍、岡軍務局長に対して十時半に参内せよとの不意の御召しがあり、これらの人々は平服のまま慌しく参内した。

〔三元帥召集せらるる〕 一方陛下は午前十時に杉山、畑、永野の三元帥を宮中に召され、終戦の御決心を述べられた後、軍がこれに服従することを要求された。畑元帥は第二總軍司令官として広島が任

地であつたが、阿南陸相がその協力を得るために前日の十三日に急遽上京を促し、十四日朝着京したばかりの時であつた。

〔涙の聖断〕 最後の御前會議は、十時五十分稍々過ぎから宮中防空壕において開始された。會議の劈頭鈴木首相は、恭しく前日の最高戦争指導會議及び閣議の模様を言上し、閣議においては約八分が原案に賛成せるも全員の一致を見るに至らず、ここに重ねて軛慮を煩わし奉るの罪輕からざることながらこの席上にて更めて反対意見者から親しく御聴取の上重ねて何分の御聖断を仰ぎたき旨を奏上した。

首相の言上終るや、阿総長及び陸相は相次いで立ち、声涙ともに下りつつ再照会を懇請し且つ若し連合国がこれを聴かないならば、継戦以て死中活を求むるに如かずとの意見を言上した。

右三反対意見の言上後、暫時の重苦しい沈黙を破つて天皇は、その御意志を大要次のように述べられた。

外に別に意見の発言がなければ私の考へを述べる。

反対論の意見はそれぞれよく聞いたが、私の考へはこの前申したことに変りはない。私は世界の現状と国内の事情とを十分検討した結果これ以上戦争を続けることは無理だと考へる。

国体問題についていろいろ疑義があるとのことであるが、私はこの回答文の文意を通じて先方は相当好意を持つてゐるものと解釈する。先方の態度に一抹の不安があるといふのも一応はもつともだが、私はさう疑ひたくない。要は我が国民全体の信念と覚悟の問題であると思ふから、この際先方の申入れを受諾してよろしいと考へる。どうか皆もさう考へて貰ひたい。

さらに陸海軍の將兵にとつて武装の解除なり保障占領といふやうなことは誠に堪へ難いことで、その気持は私にはよくわかる。

しかし自分是如何にならうとも国民の生命を助けたい。この上戦争を續けては結局我が国が全く焦土となり、万民にこれ以上の苦

悩を嘗めさせることは私として実に忍び難い。祖宗の靈にお応へ出来ない。和平の手段によるとしても素より先方の遣り方に全幅の信頼を置き難いのは当然であるが、日本が全く無くなるという結果に較べて、少しでも種子が残りがへすれば更にまた復興といふ光明も考へられる。

私は明治大帝が涙をのんで思い切られた三国干渉当時の御苦衷を偲び、この際耐へ難きを耐へ、忍び難きを忍び、一致協力将来の回復に立ち直りたいと思ふ。今日まで戦場にあつて陣歿し、或は殉戦して非命に斃れた者、またその遺族を思ふときは悲嘆に堪へぬ次第である。又戦傷を負ひ戦災を蒙り、家業を失ひたる者の生活に至りては私の深く心配するところである。この際私としてなすべきことがあれば何でもマイクの前に立つ。一般国民には今まで何も知らせずにあつたのであるから突然この決定を聞く場合動揺も甚しからう。陸海將兵にはさらに動揺も大きいであらう。この気持ちをなだめることは相当困難なことであらうが、どうか私の心持をよく理解して陸海軍大臣は共に努力し、よく治まるやうにして貰ひたい。必要あらば自分が親しく説き諭してもかまはない。この際詔書を出す必要もあらうから、政府はさつそくその起案をして貰ひたい。以上は私の考へである。

陛下の御言葉の進むに従つて、期せずしてこかしこに嗚咽の聲が聞かれた。陛下御自身も頻りに御落涙され、純白の御手袋のまま両方の御頬を拭はせ給うた。御言葉も途切れがちであつた。御言葉のほどに惻々として胸を打たれていた参列者一同は、たとい一身は如何にならうとも万民を救つて祖宗の靈に応えたいと述べらるるに至り、感激の涙を禁ずることが出来なかつた。更に為すべき事があれば何でも厭わない。マイクの前に立つことが良ければ何時でも立つと仰せられるに至つて一同は声をあげて泣いた。

御言葉が終るや、首相はやおら立ち上つて至急詔勅案奉仕の旨を拝承し、重ねて聖断を煩わしたる罪を謝して恭しく引き下つた。かくして一同の涕泣の裡に會議は終つた。時に正午であつた。

4 終戦の詔書発布

〔終戦の詔書〕終戦の詔書の起案のための閣議は午後一時から開始された。素案は既に、十日の御前會議における御言葉を基礎として迫水書記官長の手許で準備されていたが、これに十四日午前の會議における御言葉を増補する必要上、一案が閣僚に配布されたのは午後四時頃であつた。

討議は夜に入るも続行され、午後十時稍々前頃に提出すべき一案の決定を見た。鈴木首相は直ちに参内して御名と御璽を御願ひした。閣僚の副署の後、午後十一時詔書は発布されたが、その全文は次の通りであつた。

詔書

朕深ク世界ノ大勢ト帝國ノ現状トニ鑑ミ非常ノ措置ヲ以テ時局ヲ收拾セムト欲シ茲ニ忠良ナル爾臣民ニ告ク朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ対シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ抑々帝國臣民ノ康寧ヲ図リ万邦共榮ノ樂ヲ偕ニスルハ皇祖皇宗ノ遺範ニシテ朕ノ眷々措カサル所ニシテ米英二國ニ宣戦セル所以モ亦實ニ帝國ノ自存ト東亞ノ安定トヲ庶幾スルニ出テ他國ノ主權ヲ排シ領土ヲ侵スカ如キハ固ヨリ朕カ志ニアラス然ルニ交戦已ニ四歳ヲ閱シ朕カ陸海將兵ノ奮戦朕カ百僚有司ノ励精朕カ一億衆庶ノ奉公各々最善ヲ尽セルニ拘ラス戦局必スシモ好転セス世界ノ大勢亦我ニ利アラヌ加之敵ハ新ニ殘虐ナル爆彈ヲ使用シテ頻ニ無辜ヲ殺傷シ慘害ノ及フ所真ニ測ルヘカラルニ至ル而モ尚交戦ヲ継続セムカ終ニ我民族ノ滅亡ヲ招来スルノミナラス延テ人類ノ文明ヲモ破却スヘシ斯クノ如クムハ朕何ヲ以テ億兆ノ赤子ヲ保シ皇祖皇宗

ノ神靈ニ謝セムヤ是レ朕カ帝國政府ヲシテ共同宣言ニ応セシムルニ至レル所以ナリ

朕ハ帝國ト共ニ終始東亞ノ解放ニ協力セル諸盟邦ニ対シ遺憾ノ意ヲ表セサルヲ得ス帝國臣民ニシテ戰陣ニ死シ戰域ニ殉シ非命ニ斃レタル者及其ノ遺族ニ想ヲ致セハ五内為ニ裂ク且戰傷ヲ負ヒ災禍ヲ蒙リ家業ヲ失ヒタル者ノ厚生ニ至リテハ朕ノ深ク軫念スル所ナリ惟フニ今後帝國ノ受クヘキ苦難ハ固ヨリ尋常ニアラス爾臣民ノ衷情モ朕善ク之ヲ知ル然レトモ朕ハ時運ノ趨ク所堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ビ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス朕ハ玆ニ國体ヲ護持シ得テ忠良ナル爾臣民ノ赤誠ニ信倚シ常ニ爾臣民ト共ニ在リ若シ夫レ情ノ激スル所濫ニ事端ヲ滋クシ或ハ同胞排擠互ニ時局ヲ乱リ為ニ大道ヲ誤リ信義ヲ世界ニ失フカ如キハ朕最モ之ヲ戒ム宜シク拳國一家子孫相伝ヘ確ク神州ノ不滅ヲ信シ任重クシテ道遠キヲ念ヒ総力ヲ将来ノ建設ニ傾ケ道義ヲ篤クシ志操ヲ鞏クシ誓テ國体ノ精華ヲ發揚シ世界ノ進運ニ後レサラムコトヲ期スヘシ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ体セヨ

御名御璽

昭和二十年八月十四日

各國務大臣副署

〔阿南陸相の態度〕 阿南陸相は閣議の途中陸軍省に帰つて、聖断の趣旨を伝え且つ承認必議の訓示を行つた後、再び閣議における詔書の審議に活潑に参加した。

他の閣僚間には、この際陸相が辭職し聖断の事務的手続を不可能にする挙に出るのではないかと憂慮する向もあり、事実この前日に陸軍の一部將校からかかる挙に出ることを陸相に進めた事実もあつたが、阿南大将は敢えてこれに賛成しなかつた。陛下の御意圖が阿南大将にとつて絶対のものであつたのである。

〔連合國宛通告文の發電〕 詔書發布と同時に即ち午後十一時に、外

務大臣から在スイス加瀬公使經由左記の連合國宛通告電報が発せられた

略第△三五四号（緊急）

米、英、蘇、支四国に対する

八月十四日附帝國政府通告

ボツダム宣言の条項受諾に関する八月十日附帝國政府の申入並に八月十一日附バーンス米國國務長官發米英ソ支四國政府の回答に關連し帝國政府は右四國政府に対し左の通り通報するの光榮を有す

一、天皇陛下におかせられてはボツダム宣言の条項受諾に関する詔書を發布せられたり

二、天皇陛下におかせられてはその政府及び大本營に対しボツダム宣言の諸規定を実施する為必要とせらるべき条項に署名するの権限を与へ且之を保障せらるるの用意あり又陛下におかせられては一切の日本國陸海空軍官憲及右官憲の指揮下に在る一切の軍隊に対し戰闘行為を終止し武器を引渡し前記条項実施の為聯合國最高司令官の要求することあるべき命令を發することを命ぜらるるの用意あり

〔陸軍の希望条件伝達方依頼〕 又外務省は、陸軍省の十四日の要請に応じ、十五日午後三時左記電報を加瀬公使に送り、これが米英支ソ四國政府への伝達方をスイス政府に依頼せしめるところがあつた。

帝國政府はボツダム宣言の若干条項の実施の円滑を期する為切実なる希望を存し之を右宣言実施条項署名の際又はその他適當なる機会に開陳せしめたき処或は斯かる機会なきことを虞れ玆に之を瑞西國政府の斡旋により米英支ソ四國政府に伝達せんとす
一、ボツダム宣言中の占領の目的が専らボツダム宣言に掲げられたる基本的目的の達成を保障するに在るに鑑み四國側において

は帝国政府が該条項を誠意をもつて実行せんとするものなるに信頼し帝国政府の責務遂行を容易円滑ならしめ且つ無用の紛糾を避くるが如く配慮あり度之が為

(1) 聯合國側の艦隊又は軍隊の日本本土進入については日本側準備の關係もあり予めその予定を通報ありたきこと

(2) 聯合國の指定すべき日本国領域内の占領の地点はその数を最少限度に止め且つその選択に当り例へば東京を除外すること並に右「該」地点に派駐せらるる兵力も象徴的程度に止むることを切実に考慮あり度

二、武装解除は海外に在る三百万余の軍隊に關連すると共に日本將兵の名譽に直接触れたる最も困難機微なる問題なること言を俟たざる所にして之が実施については帝国政府において最も苦慮し居る次第なるが之が実効を期する最善の方法としては天皇陛下の御命令に基き帝國軍自ら実施し連合国はその円滑なる実施の結果武器の引渡しを受けるものと致し度 大陸に在る帝國軍の武装解除に當りては第一線より逐次後方に向け段階的に実施することし度

武装解除に關連し海牙陸戦法規第三十五条を準用し軍人の名譽を重んじ帶剣は之を認められ度又連合國側が武装解除せられたる日本軍人を強制労役に使用するが如き意圖を有せざるものと諒解す海外において武装解除せられたる日本軍人をその儘永く海外に駐留せしむることは彼我双方にとり面白からざる種種の複雑困難なる問題を生ずるの虞あるにつき連合國側において速かに之を日本内地に撤収せしむる為に必要な船舶及びその輸送上の便宜を供給せられんことを切望す

三、停戦に關しては遠隔の地に在る部隊に天皇陛下の御命令を充分に徹底を期する要あるをもつて停戦の実施期日については幾分の余裕を置かれ度

四、太平洋の離島に在る帝國軍隊に対し必要欠くべからざる程度の食糧医薬品を送付し及び之等離島より本土に傷病兵を輸送するため至急聯合國側において所要の措置を講ずるか又はわが方に対し便宜を供与せられ度

5 機密戦争日誌

開戦以来參謀本部戦争指導班において書き続けられて来た機密戦争日誌は、終戦の年四月編制改正によつて參謀本部第十二課と二位一体となつた陸軍省軍務課の手で、引続き終戦即ち昭和二十年八月十五日まで継承された。殊に八月九日ソ連參戦以来の部内情況は、阿南大臣の身辺に至るまで刻明に記載されて殆ど余すところがないほどである。しかし未だ生々しく、これをそのまま転記することは必ずしも適當でないばかりでなく、或は一方向的に偏する虞れもあるので、各方面の資料と併せ整理して史実を簡潔に纏めたのである。従つてここには部内の微妙なる動きを伝える部分の転記は一応遠慮し、これまで豐饒敷の陸軍が、全く予期せずして迎えた終戦會議第一日八月九日及び万事了つた八月十五日の記事を掲載するに止める。

昭和二十年八月九日 金曜

一、七時十分浜井別館ニ於テ軍務課佐佐曹長ヨリ至急登庁方、同時次官秘書官広瀬中佐ヨリ「ソ聯宣戦セリ至急登庁」ノ電話連絡アリ八時前登庁ス

二、山田大佐ト協議ノ上

「ソ」聯宣戦ニ伴フ処置トシテ

陸軍意思ノ決定

大臣、総長

局部長會議

最高戦争指導會議

九、〇〇
一一、〇〇

閣議

一三、〇〇

御前會議

一五、〇〇

決意闡明

一七、〇〇

ノ「プログラム」作製上申ス

三、「ソ」聯ノ宣戦布告ニ伴ヒ帝國ノ採ルヘキ態度案トシテ別紙作製（筆者別紙省略）

四、十時三十分ヨリ最高戦争指導會議開催

出席者構成員ノミ（總理、陸海軍大臣、參謀總長、軍令部總長、外務大臣ハ六名）

十三時三十分終了（予定ヨリ一時間半延長）論尽キス決定ニ至ラス閣議ニ譲リシモノノ如シ

五、綜合計画局參事官白井中佐、長官ノ命ニ依リ軍務局長ノ許ニ來訪、總理、陸海軍、外務大臣（最戰議出席者）不在中ノ閣僚、書記官長等ノ氣分ヲ披露ス即チ一、對「ソ」見透シヲ誤リタル責ニ

ヨリ総辭職スヘキナリ 二、戦争ニハ勝テヌ 三、統帥部ノ作戰ニ関スル見透シヲ軍ニ尋ネン トノ空氣ナル由ニテ竹下中佐ハ局長ノ命ニ依リ宮内省最高戦争指導會議室ニ至リ大臣、總長ニ右ノ空氣ヲ伝達閣議ノ參考ニ供セリ

六、引続キ總理官邸ニテ閣議開催 一七、三〇一旦散會一八、三〇再開 二二、二〇終了 前後実ニ九時間ニ及ヒ遂ニ決定ヲ見ルニ

至ラサリシモノノ如シ特ニ第一次ニ於テハ閣僚ヨリ国力ノ現状、食糧ノ見透シ等ニ付質問続出セル模様ニテ陸軍大臣ハ今頃カカルコトカ分ラヌテハ困ル旨発言アリシ模様ナリ小田原評定トハ正ニ

コレヲ評スヘキカ

七、二三、〇〇ヨリ御前會議開催 參集員 最高戦争指導會議構成員（幹事含ム）

八、午前ノ最高戦争會議ノ内容ハ極秘ニ附サレアリシモ軍事參議官會同席上參謀總長ノ發言ヲ聞キタル軍事課高山大佐ノ洩ス所ニ依レハ陸軍提案ノ和平四条件ハ一、国体ノ变革許サス 二、外地日本軍隊ノ武装解除ハ外地ニテ行ハス内地ニテ日本自ラ行フ 三、保障占領許サス 四、戦争責任者ノ処罰許サス ニシテ右条件ニ付意見ノ一致ヲ見サリシ模様ナリ（仄聞スル所ニ依レハ外相ハ第一項ノミニテヤリ度意向）

右ニ付飯尾、畑中等陸軍力和平条件ヲ出シタルコトニ付不満ノ意ヲ表セリ徹底抗戦以外ニナシト言フ

九、軍事參議官會同一八、三〇ヨリ開催 東久迩、朝香、杉山、土肥原、梅津各將軍參集セラル

十、筆者省略

十一、加藤大佐ハ午後東條大將ニ情況ヲ報告ス

小磯大將ハ所在不明ナリ

昭和二十年八月十五日 木曜

一、次官閣下以下ニ報告（筆者註 大臣自刃ノ願未）

二、十一時二十分椎崎、畑中兩君宮城前（二重橋ト坂下門トノ中間芝生）ニテ自決 午後屍体ノ引取りニ行ク

三、大臣、椎崎、畑中三神ノ茶毘、通夜

コレヲ以テ愛スル我カ國ノ降伏経緯ヲ一応攔筆ス